

名古屋市災害復興マニュアル（案）

令和 2 年〇月

名 古 屋 市

目 次

序章 背景と目的

1	災害復興マニュアルの目的と位置づけ	3
	(1) 目的	
	(2) 位置づけ	
2	災害復興の必要性和考え方	4
	(1) 大規模災害の切迫性	
	(2) 復興に向けた事前準備の必要性	
	(3) 復興業務のイメージ	
3	本マニュアルの活用方法	8
	(1) マニュアルの役割	
	(2) マニュアルの記載内容	
	(3) 見直し・更新	
4	対象とする災害	9
	(1) 南海トラフ巨大地震に関する被害想定	
	(2) 風水害に関する被害想定	
	(3) 高潮に関する被害想定	
5	関連する主な既存計画	13
6	復興の視点(案)	15

第1章 復興体制の構築

1	復興体制の整備	19
	(1) 復興体制の検討	
	(2) 災害復興本部の設置	
2	災害復興本部の運営	27
	(1) 災害復興本部の運営	
	(2) 被害状況及び復旧・復興状況の把握	
3	復興計画の策定	34
	(1) 災害復興計画の策定	
4	復興財源・用地の確保	44
	(1) 復興財源の確保	
	(2) 用地の確保	
	(3) 人的資源の確保	
5	広報・相談対応の実施	50
	(1) 広報活動の展開	
	(2) 相談・各種申請の受付	

第2章 都市の復興

1	災害復旧・復興への着手	59
	(1) 災害廃棄物処理の実施	
2	安全な市街地・公共施設の整備	60
	(1) 市街地復興基本方針の策定	
	(2) 市街地復興計画（骨子案）の策定	
	(3) 市街地復興計画の策定・推進	
	(4) 災害危険区域等の設定	
	(5) 宅地・公共建築物の移転・嵩上げ	
3	都市基盤施設の復興	66
	(1) 道路の復興	
	(2) 河川の復興	
	(3) 都市公園等の復興	
	(4) ライフライン施設の復興	
	(5) 農業施設等の復興	

第3章 住宅の復興

1	緊急の住宅確保	75
	(1) 被災住宅の応急修理・障害物除去	
	(2) 市営住宅等における応急対応	
	(3) 応急的な住宅の供給戸数の検討	
	(4) 応急的な住宅の供給	
	(5) 応急的な住宅の入居者募集・選定	
	(6) 利用の長期化・解消への措置	
2	恒久住宅の供給・再建	84
	(1) 住宅供給に関する基本計画の策定	
	(2) 民間住宅の再建支援等	
	(3) 災害公営住宅等の供給	

第4章 暮らしの復興

1	被災者への経済的支援	91
	(1) 給付金等	
	(2) 各種減免猶予等	
	(3) 義援金	
	(4) 消費生活の安定	

2	雇用の維持・確保	99
	(1) 雇用状況の調査	
	(2) 雇用の維持	
	(3) 離職者の生活・再就職支援	
3	公的サービスの回復等	103
	(1) 公共施設の復旧	
	(2) 医療・保健対策	
	(3) 福祉対策	
	(4) 学校（園）の再開	
	(5) ボランティアとの連携	
	(6) 外国人支援	
4	文化の再生	114
	(1) 文化・社会教育施設等の再建	
	(2) 文化財等の保護・復旧	
	(3) 災害記憶の継承	
5	コミュニティの再生	117
	(1) コミュニティの再生	

第5章 産業の復興

1	産業の復興支援	121
	(1) 被害状況等の把握	
	(2) 経営相談・各種融資制度の周知	
2	中小企業の再建	125
	(1) 再建資金の貸付等	
	(2) 事業再建の支援	
	(3) 観光振興	

参考資料

災害者支援策一覧表（災害救助法が適用される場合）	131
--------------------------	-----

序 章

背 景 と 目 的

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

序章 背景と目的

1 災害復興マニュアルの目的と位置づけ

(1) 目的

大規模な災害が発生した場合に、本市が迅速かつ的確な復興を実施するためには、復興に向けた分野別業務の内容や一連のプロセス・体制についてあらかじめ整理し、行政職員等が復興に係る全体像を共有しておく必要がある。

「名古屋市災害復興マニュアル（仮称）」（以下、「本マニュアル」という）は、大規模な災害が発生した場合に、本市において一刻も早い円滑な復興に資することを目的として作成する。

(2) 位置づけ

平成 25（2013）年 6 月に成立した「大規模災害からの復興に関する法律」（以下、「復興法」という）では、大規模災害を受けた市町村は、土地利用の再編などによる円滑かつ迅速な復興を図るため、政府の復興基本方針等に即して、復興計画を作成できるとされている。また、災害対策基本法に基づく「名古屋市地域防災計画」では、②風水害等災害対策計画編及び③地震災害対策計画編第 2 章第 3 節「災害復興計画」において、復興計画策定の必要性が示されている。

本マニュアルは、「災害復興計画」の策定を始めとした復興対策を実施するための「復興の考え方」「復興に向けた体制」「復興の具体的手順」を事前に整理し、手引きとしてまとめたものである。

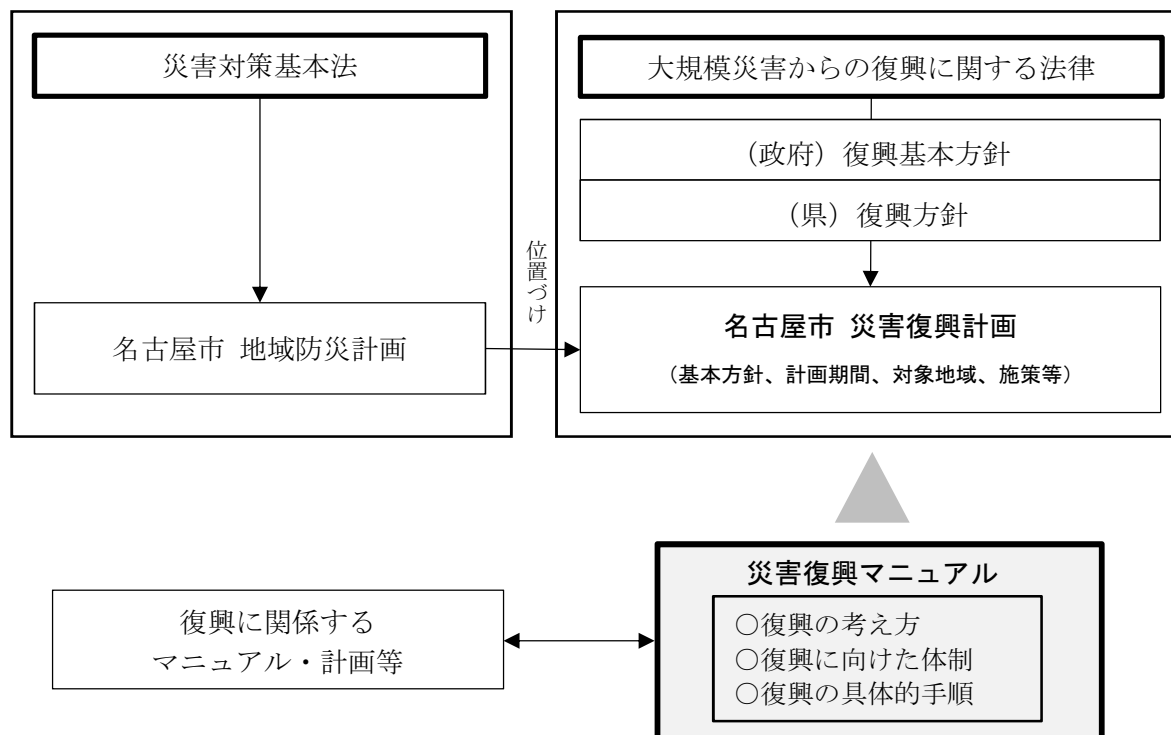


図1 災害復興マニュアルの位置づけ

2 災害復興の必要性和考え方

(1) 大規模災害の切迫性

平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災は、巨大地震と大津波、福島第一原発事故による放射能汚染という、かつて経験したことのない巨大かつ深刻な複合災害となった。その復興に向けた取り組みは長期間にわたっており、数多くの被災者が全国で避難生活を強いられている。

熊本地震（平成 28 (2016) 年 4 月発生）では、車中泊等の多様な避難生活への対応や応急仮設住宅の整備の遅れなど、被災者支援や生活再建に関する課題がうきぼりになった。

当地域では、南海トラフ沿いで、宝永地震(1707 年)、安政東海・安政南海地震(1854 年)、昭和東南海(1944 年)・昭和南海地震(1946 年)など、おおむね 100 年～200 年の間隔で海溝型の大地震が繰り返し発生しており、明治 24 (1891) 年には活断層で起きる地震としては我が国最大規模の濃尾地震も経験している。

また、戦後においては、昭和 34 (1959) 年の伊勢湾台風や平成 12 (2000) 年の東海豪雨など、甚大な風水害も発生している。

これら近年の地震災害・風水害の教訓や、懸念される南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害発生 of 切迫性等を勘案すると、大規模災害の発生、さらには想定外の事態も見据えて、事前に復興対策を講じておくことが必要となっている。

(2) 復興に向けた事前準備の必要性

名古屋市及び周辺地域は、東京と大阪の中間で交通の要衝を担うとともに自動車などの製造業を中心に我が国の産業をリードする重要な役割を有している。

このような地理的・社会的状況のもと、被災地域の再建・復興を重視した総合的な計画のもとに的確な対策を推進し、迅速な復興を図ることが、名古屋大都市圏の中心都市である本市に課せられた使命である。

災害後の復興について事前に検討する取り組みは、阪神・淡路大震災以降、「事前復興」などの表現で必要性が主張されてきた。

被害が軽微である場合は、応急対策や復旧対策により早期に日常的な生活や都市活動に戻すことが可能である。しかし、一定規模以上の災害の場合には、インフラ等をもとの状態へ戻す「復旧」ではなく、新たな市街地や住宅、市民生活や産業などを人為的に再構築する「復興」の実施が必要である。

復興法においては、基本理念として第三条に、「大規模な災害からの復興は、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ、当該災害を受けた地域における生活の再建及び経済の復興を図るとともに、災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを円滑かつ迅速に推進することを基本理念として行うものとする」と定めている。

即ち、大規模災害時には、生活の再建・経済の復興とともに将来を見据えたハード・ソフトの地域づくりを推進すべきものとしている。

しかしながら、事前の準備がないと被災時に大混乱となるため、的確な選択と政策決定、合意形成を十分に行うことは難しく、被災者に更なる困難をもたらすことになる。

このため、予想外の事態への対応も加味しながら、事態を想定しその手順を事前に明らかにするなどの準備＝「災害復興マニュアルの策定」を進めておくことが重要になる。

（３）復興業務のイメージ

本マニュアルは、発災後における「応急」「復旧」「復興」という災害対策の流れのうち、「復興」に係る業務をその対象範囲とする。

なお、「復旧」と「復興」については、それぞれを概ね次のような意味として区分して用いる。

■復旧

「災害復旧」とは、主に被災した道路、河川などの公共土木施設や学校等の公共施設、ライフライン等を被災前と同じ機能に戻すことである。また、被害の拡大を防ぐための措置としての「応急工事」も災害復旧等に含まれることがある。本マニュアルでは、これらを併せて「復旧」と呼ぶこととする。

■復興

本マニュアルでは、被災地において、被災前の状況と比較して「安全性の向上」や「生活環境の向上」、「産業の高度化や地域振興」が図られる等、街や暮らしが質的な向上することを「（被災地の）復興」と呼ぶこととする。

また、次ページに、災害発生後に設置される災害対策本部が実施する業務、災害復興本部が実施する業務のイメージを示すが、主に本マニュアルが対象とするものは、災害復興本部が実施する業務内容とする。

ただし、復旧業務のうち復興業務に関連の深いものについても本マニュアルの対象とする。

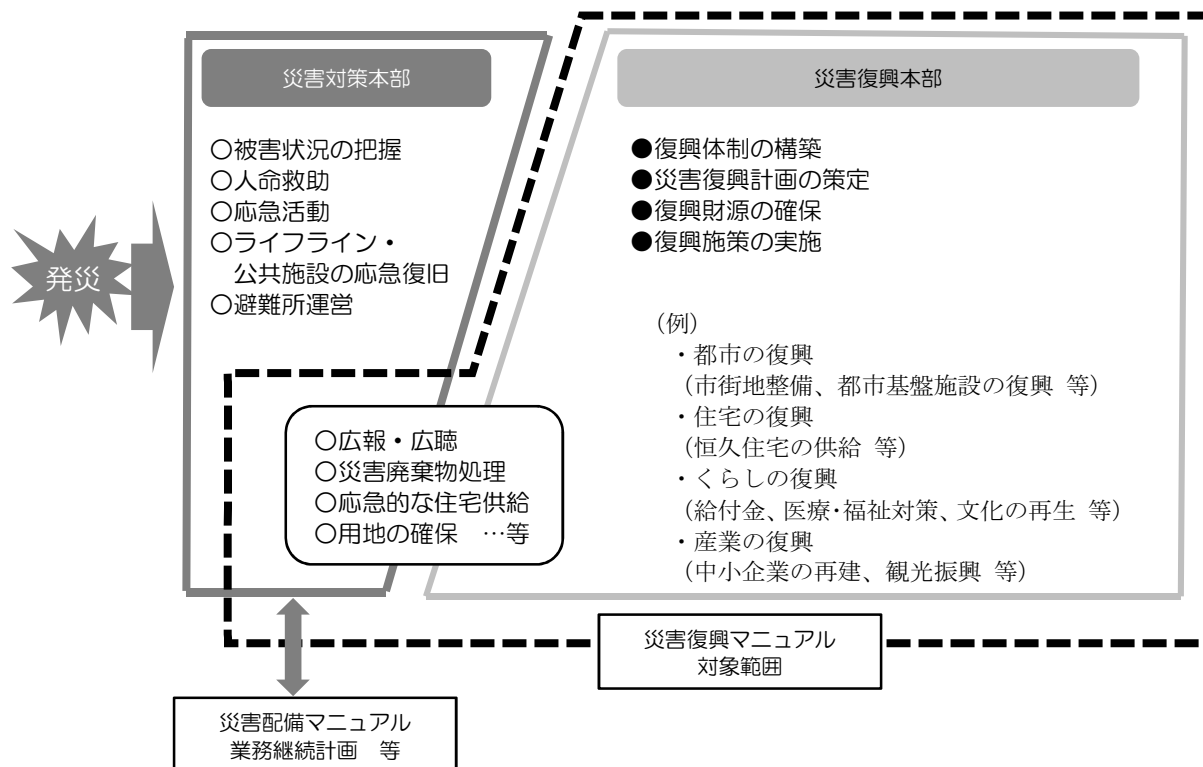


図2 復旧および復興のイメージ

災害復興計画とは？

大規模災害発生後の混乱した状況にあっても、本市が迅速かつ的確な復興をするためには、様々な復興施策の根幹となる計画である「災害復興計画」が必要である。

「災害復興計画」は、総合計画と理念、将来像を共有しながら、被災の教訓を踏まえて、本市の復興に向けての方針（基本方針）を決定し、一日も早い復興のために必要な取り組みを確実に円滑に進めるための計画である。また、復興を契機として新たな施策を実施し、様々な課題を解決するため、既存の総合計画の一部を補完するものである。

平常時と大規模災害時における「災害復興計画」と総合計画との関係を整理すると、おおむね下図のイメージとなる。「災害復興計画」は、被災状況や総合計画の策定状況等に応じて、様々な形態が考えられる。

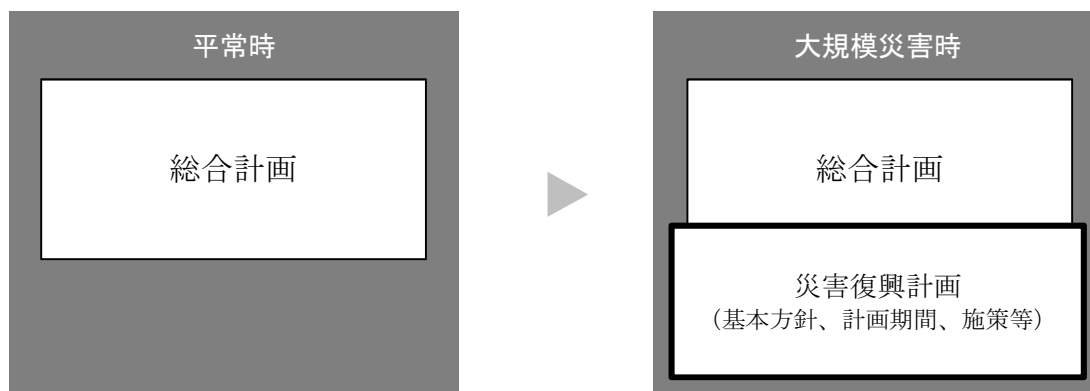


図3 災害復興計画と総合計画の関係

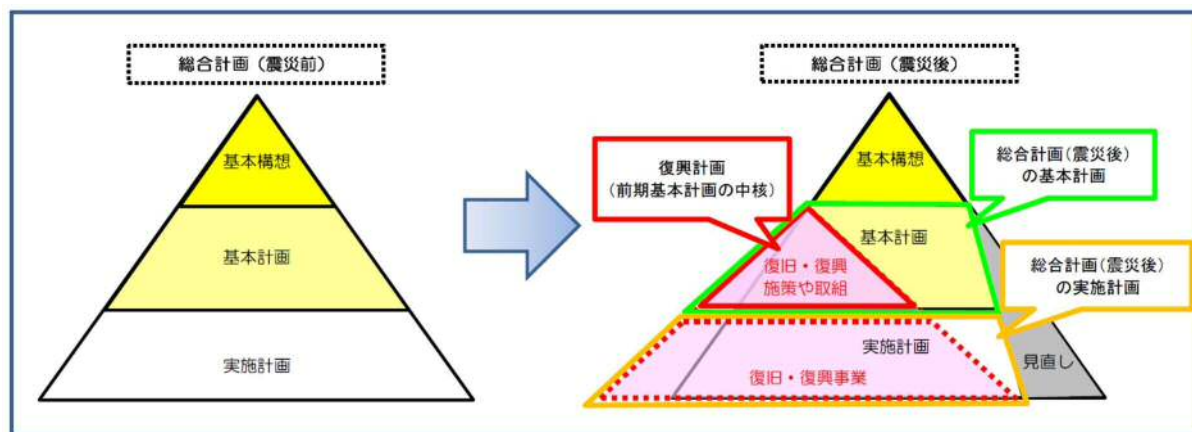


図4 熊本市における復興計画のイメージ図（出典：熊本市震災復興計画）

なお、「災害復興計画」には、将来像を共有し、基本方針を市民に示すことで、復興に対する意欲を呼び起こすという役割もある。

3 本マニュアルの活用方法

(1) マニュアルの役割

本マニュアルは、大規模災害時において、発災直後の応急・復旧活動に並行して復興準備や本格的な復興を速やかに展開できるようにするためのものである。

(2) マニュアルの記載内容

本マニュアルは、復興時における施策項目に関する概要、具体的な行動、実施時期、所管を施策ごとに整理したものと、その取り組みを実施する際に留意すべき事項や事前に調整しておくべき対策を以下のように記載している。合わせて、各対策に関連する他都市の復興事例等を参考として紹介している。

なお、取り組み手順や留意事項は、本マニュアルの策定時に考え得る事項を網羅的に挙げたもので、実際に災害が発生した場合、その状況に応じ、必要な取り組みを選択して実施する。また、本マニュアルに記載のない取り組みについても、状況によっては対応しなければならないことに留意する必要がある。

○概要

※施策に関する目的、概要、背景等について記載

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
※施策を実施する際の具体的な行動を記載	※具体的な行動を実施する時期の目安を記載	※具体的な行動の実施が想定される担当局室を記載	※具体的な行動の内容について記載するとともに、必要に応じて手順等を記載

○留意事項

※施策を実施する際に留意すべき事項を記載

○事前対策

※施策を実施する際に平時から調整・準備しておくべき事項を記載

(参考)

※参考となる他都市の復興事例、各局室で策定した個別計画等を記載

(3) 見直し・更新

本マニュアルを大規模災害時に役立たせるためには、周知、啓発とともにマニュアルをもとにした訓練を行い、職員が復興手順を習熟しておくことが重要である。

また、マニュアルの実効性を確保するため、マニュアルを活用した訓練等を通じて絶えず検証し、新しい視点や知見を取り入れながら、必要に応じて、マニュアルの見直し・更新を続けていくものとする。

4 対象とする災害

本マニュアルでは、広域的に被害が発生し、復興に中長期的な取り組みが必要とされる自然災害を対象とする。本市の喫緊の課題である南海トラフ巨大地震及びこれに伴う津波をはじめとした大規模地震災害、大型台風（それに伴う暴風や高潮被害を含む）や集中豪雨による風水害等の被害想定を、参考として以下に示す。

（１）南海トラフ巨大地震に関する被害想定

本市は、南海トラフ沿いにおいて、概ね 100 年～200 年の間隔で繰り返し発生する巨大地震として、宝永地震以降の 5 つの地震を参考に想定した「過去の地震を考慮した最大クラス」の地震と、千年に一度あるいはそれよりも発生頻度は低いが、仮に発生すれば甚大な被害をもたらす地震として「あらゆる可能性を考慮した最大クラス」の地震の 2 つの地震を想定し、平成 26（2014）年 2 月に「震度分布、津波高等」に関する被害想定を、平成 26（2014）年 3 月に「人的被害、建物被害等」に関する被害想定を公表した。また、平成 26 年（2014）年 11 月には、愛知県による津波浸水想定が公表された。

表1 本市独自の南海トラフ巨大地震の被害想定（抜粋）

区分	最大震度	最高津波水位 (T.P)	死者数	地震動による 全壊棟数	直接的 経済被害
過去の地震を考慮 した最大クラス	6 強	3.3m	約 1,400 人	約 4,900 棟	約 3.54 兆円
あらゆる可能性を考慮 した最大クラス	7	3.6m	約 6,700 人	約 34,000 棟	

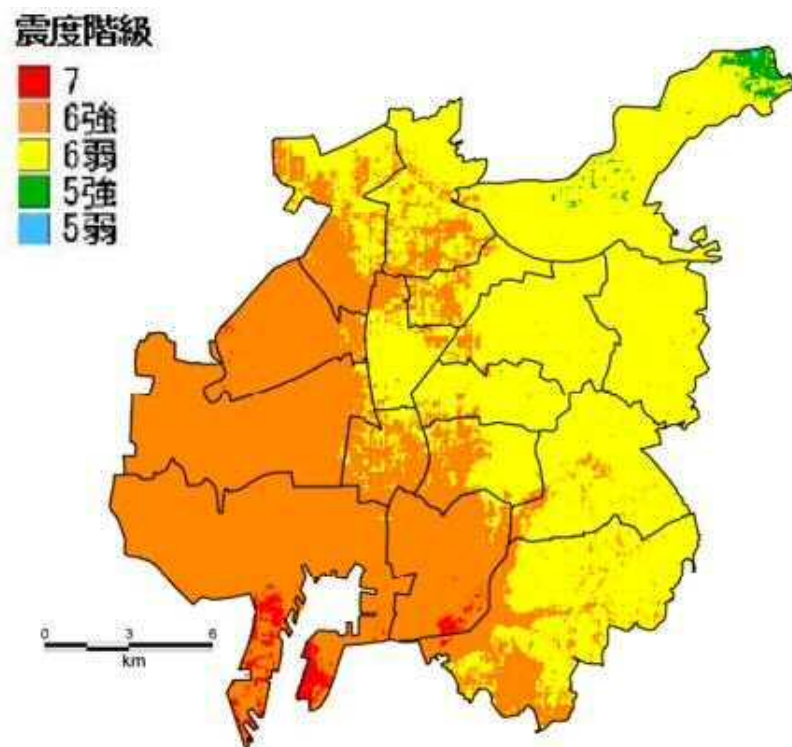


図5 震度分布（あらゆる可能性を考慮した最大クラス、平成26年名古屋市公表）

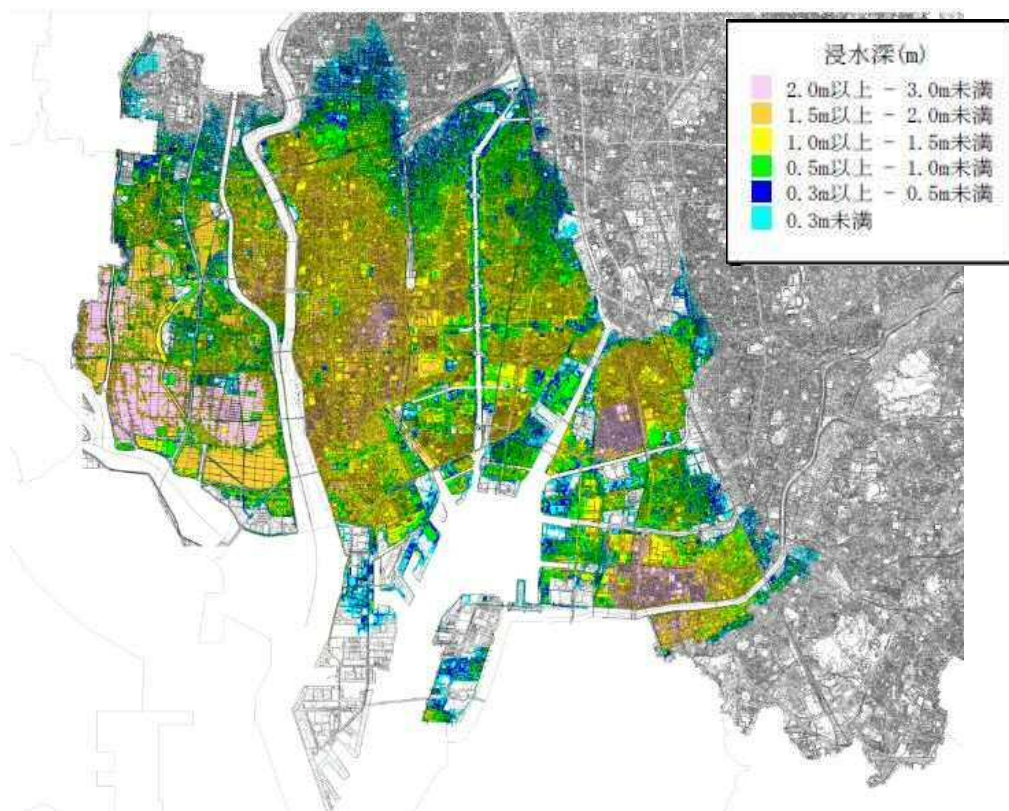


図6 津波浸水深（あらゆる可能性を考慮した最大クラス、平成26年名古屋市公表）

（２）風水害に関する被害想定

洪水・内水に関する既存の被害想定として、本市では平成 12（2000）年の東海豪雨による被害等を踏まえ、平成 22（2010）年 6 月に洪水や内水氾濫による浸水が予想される地域を示した「あなたの街の洪水・内水ハザードマップ」を作成・公表している。洪水ハザードマップは主要な河川において計画規模の雨が降った場合、内水ハザードマップは東海豪雨レベルの雨が市全域に降った場合を前提としており、市域の北部から西部の河川沿いを中心に浸水被害が予想される。

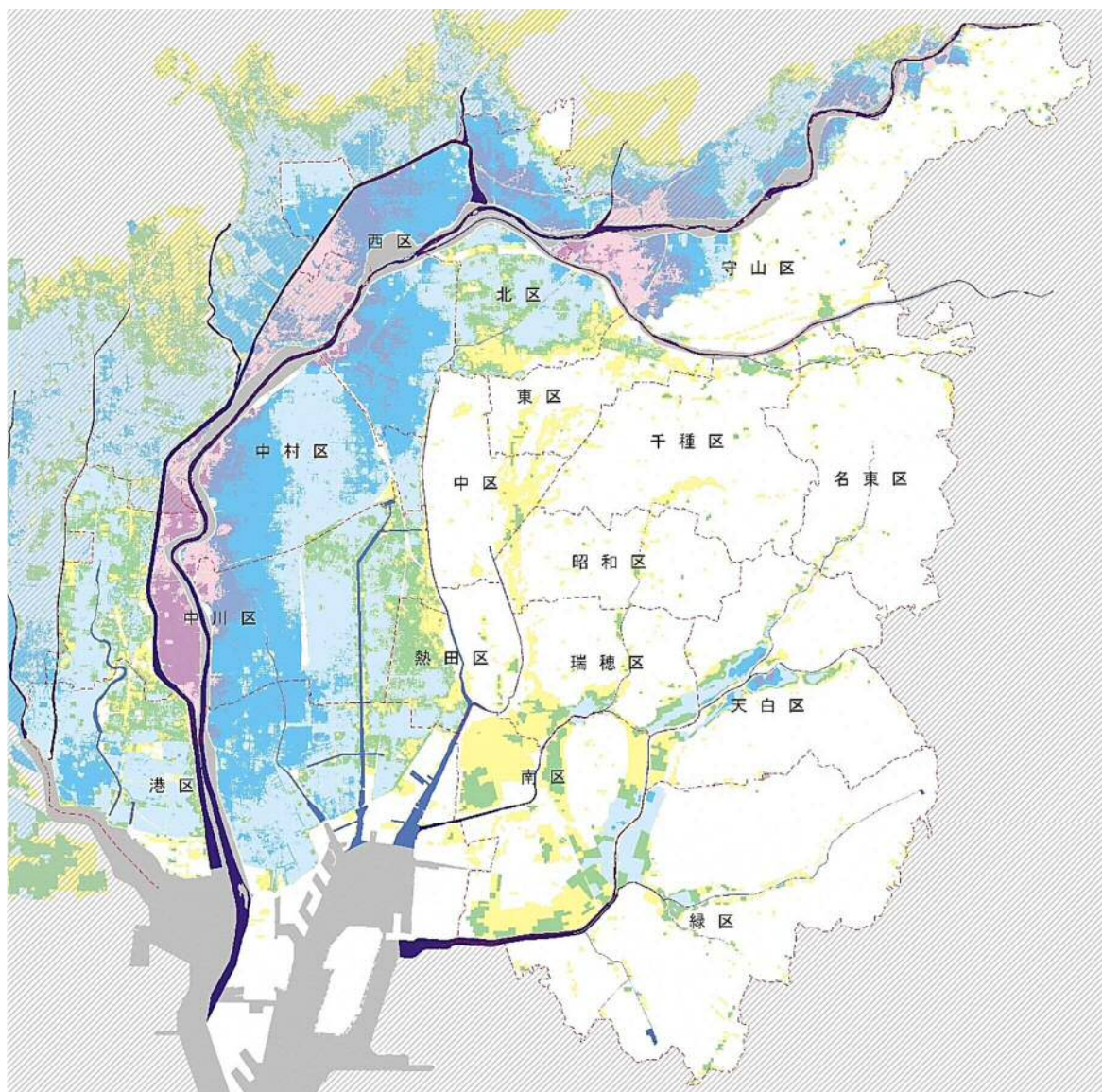


図7 あなたの街の洪水・内水ハザードマップ（洪水と内水氾濫の最大浸水深、平成 22 年名古屋市公表）

(3) 高潮に関する被害想定

高潮に関しては、愛知県において、日本に上陸した既存最大規模の台風（室戸台風級）が、愛知県沿岸に対し最も高潮に影響があるコースをとる場合の「高潮浸水想定」を平成26（2014）年11月に公表しており、これによると、市域の南西部で広域的な浸水被害が想定されている。

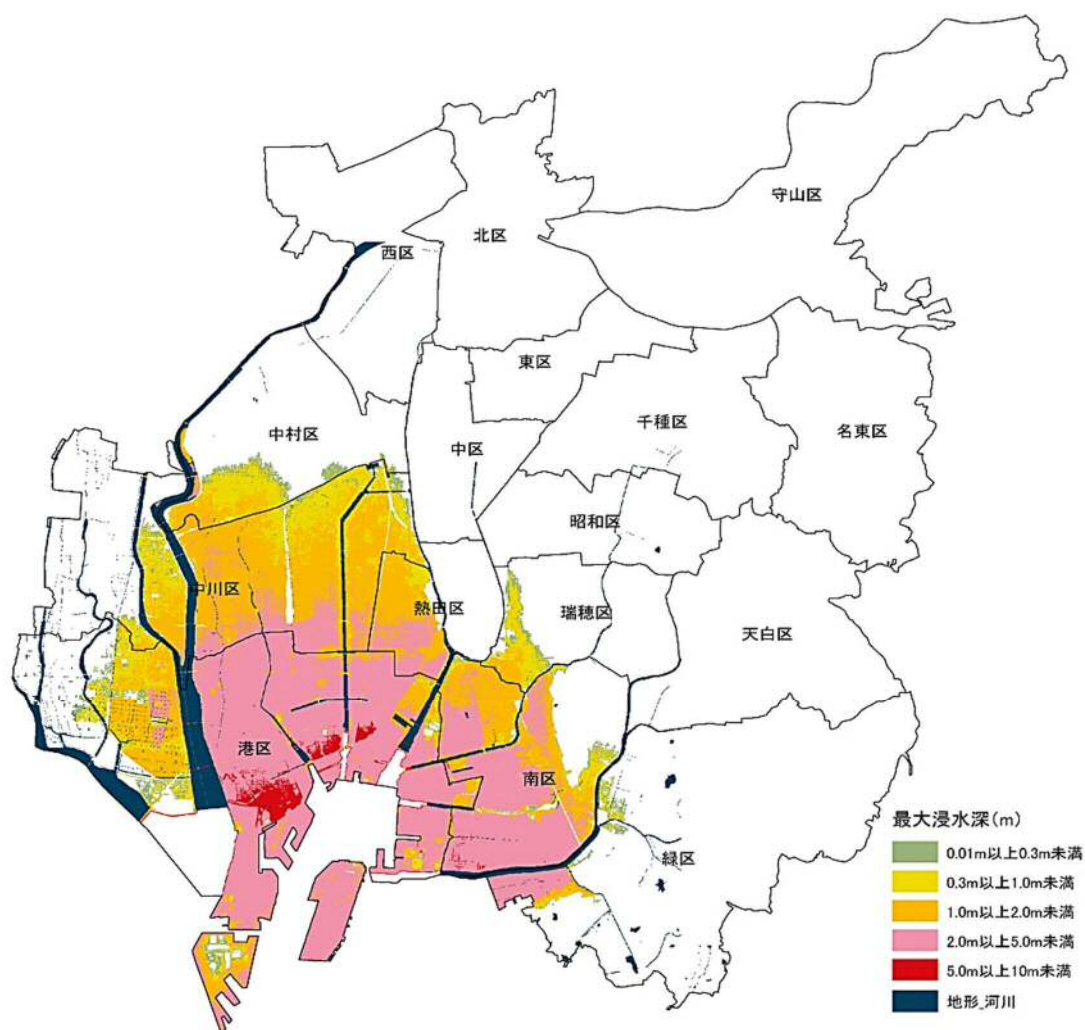


図8 高潮浸水想定（平成26年愛知県公表）

5 関連する主な既存計画

<名古屋市計画・マニュアル等>

○名古屋市総合計画 2023【総務局】

令和元年9月策定。名古屋市基本構想のもと、多様化・複雑化する市政の課題に的確に対応し、市民ニーズに応じていくため、長期的展望に立ったまちづくりを明確化するもの。本計画をふまえ、毎年度の予算を編成する。

○名古屋市地域強靱化計画【防災危機管理局】

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づき、国全体の国土強靱化施策との調和を図りながら、国や愛知県、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、名古屋市の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進する指針。

○名古屋市地域防災計画【防災危機管理局】

災害対策基本法等に基づき地震・風水害をはじめとする自然現象又は大規模な事故並びに産業災害等に対処するため、市域にかかる防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務並びに業務の大綱を中心として、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定めた総合的な計画。

○名古屋市災害対策実施計画【防災危機管理局】

市民の命を守り、市民生活への影響を最小化するという理念のもと、災害による被害軽減のために、本市が実施すべき震災対策・風水害対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定された計画。

○名古屋市総合排水計画【緑政土木局・上下水道局】

本市が管理する治水施設の整備に関する全市的な目標を定めるとともに、ソフト対策を含めた総合的な治水対策の方針を示した計画。

○名古屋市業務継続計画【防災危機管理局】

災害により行政機能が低下する中であっても、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民への影響を最小限にとどめるため、非常時優先業務の実施に全力を挙げる体制を整えることを目的とするもの。

○非常配備マニュアル【全局】

市域に災害の発生が予想される場合あるいは災害の発生した場合の対応を各職員がすみやかに行えるよう、それぞれの任務を具体的かつ明確にまとめたもの。

○名古屋市都市計画マスタープラン【住宅都市局】

長期的な視点に立ち、将来の都市像やまちづくりの方向性を示すとともに、地域住民・企業・行政などの協働によるまちづくりを進めるガイドラインとなる、まちづくりの基本方針。

○名古屋州市街地復興計画マニュアル【住宅都市局】

復興準備の一環として、過去の大震災の教訓を踏まえ、大規模地震の発生により市街地に大きな被害が発生した場合、非常時下で住民合意形成を図りつつ市街地復興計画等を迅速かつ円滑に作成するための具体的な手順や基準等について定めたもの。

○震災に強いまちづくり方針【住宅都市局】

新たな被害想定をもとに、より一層安全で震災に強い市街地の形成に向け、地震・火災対策の充実を図るとともに、新たに津波等を考慮した震災に強いまちづくりを推進することを目的とするもの。

○名古屋市災害廃棄物処理計画【環境局】

東日本大震災等の経験・教訓を踏まえ、大規模災害時における市民の健康・安全の確保や速やかな復旧・復興が可能となるよう、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を図ることを目的とするもの。

＜愛知県計画・マニュアル等＞

○愛知県震災復興都市計画の手引き

震災により都市基盤が未整備な市街地に大きな被害が発生した場合等において、住民との合意形成を図りつつ市街地開発事業等により迅速な復興を行うため、被災以後の県職員の詳細な行動内容を示すとともに、県内市町村職員の行動手順や対応方法の基本を示し、市町村が復興対策を策定する際の指針となるもの。

○愛知県被災者生活再建・産業再建支援マニュアル

東日本大震災における新たな課題や南海トラフ地震に係る被害予測調査結果等を踏まえ、復旧期の災害対応を迅速かつ的確に行うため、各業務の担当者が実際の事務に活用できるよう、分野ごとに実施すべき対応項目とその手順や役割分担、復興に向けた体制等を定めたもの。

＜国計画・マニュアル等＞

○復旧・復興ハンドブック【内閣府（防災担当）】

主に発災後の利用を想定して復旧・復興に関する手順や参考情報を示したマニュアルであり、被災地方公共団体における迅速かつ円滑な復旧・復興への取り組みを支援することを目的として作成したもの。

6 復興の視点（案）

大規模災害により、市内は壊滅的な被害を受け、多くの人が被災することが考えられる。そこからの復興は、災害前から目指していた「総合計画」「都市計画マスタープラン」等の中長期的な諸計画を踏まえつつ、災害に強いまちづくりを進めることはもちろん、復興を契機として新たな施策を作り、様々な課題を解決すべく復興を進める。

その復興の取り組みを進めるために、名古屋市基本構想及び他都市の被災の教訓を踏まえて、以下に復興の視点（案）を掲げた。なお、これらは、大規模災害時において、災害復興計画の策定を始めとした各種施策に迅速かつ的確に取り組むことを目指して検討したものであるが、実際に起きる災害の種類や規模によって状況は異なるため、参考（案）として掲載する。

（参考1）復興の視点（案）

① 被災を最小限に抑える減災復興

再び大規模な災害が発生した場合でも、市民の生命・財産の被害を最小限に抑え、市民が安心して暮らせることができるよう、ハード・ソフトの両面から総合的な減災復興を進める。

② 新たなナゴヤを創造する復興

歴史・文化など本市が持つ特徴・強みの継承、地域コミュニティの維持及び強化はもちろん、復興を契機とし、様々な課題に対して、抜本的な改善を含めた計画的なまちづくりによる新たなナゴヤの創造に向けた復興を進める。

③ 被災者が希望と活力を感じる復興

心に大きな傷を負われた被災者の方々が、災害を乗り越え豊かな人生を送ることができるよう、希望と活力を感じる復興を進める。

※ 上記のほか、平常時から必要な視点として、「多様な市民の意見を反映する」、「市民・企業・行政のパートナーシップを活かす」、「名古屋大都市圏全体を見据え、周辺地域との相互連携を考慮する」等がある。

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

第1章

復興体制の構築

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

第1章 復興体制の構築

1 復興体制の整備

(1) 復興体制の検討

○概要

市民生活の再建等、本市の復興を支援する諸事業を迅速かつ計画的に実施するため、復興に係る名古屋市の意思決定機関として、災害復興本部の設置を検討する。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
災害復興本部の設置の検討	被災後～ 1週間程度	総務局 防災危機管理局 (災害対策本部)	・災害の重大性に鑑み、本市の復興及び市民生活の再建等に関する事業の迅速かつ組織的・計画的遂行のため、「名古屋市地域防災計画」に基づき、災害復興本部の設置を検討する。
災害復興本部の構成の検討			・災害復興本部の構成は、災害対策本部を参考に検討する。
復興組織の設置の検討			・災害復興本部の運営、災害復興計画の策定や復興関連業務の総括等を担う組織（＝復興組織）の設置について検討する。

○留意事項

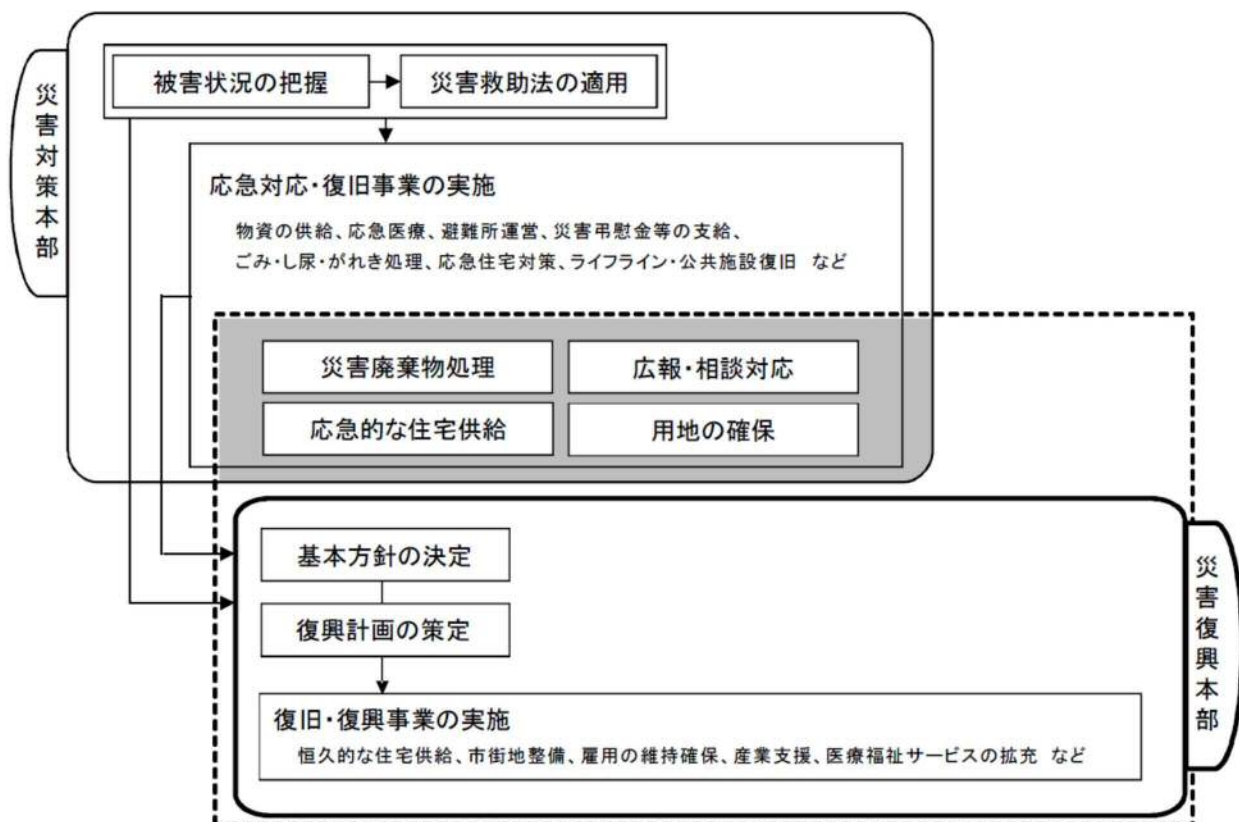
- ・「災害復興」は市民や行政にとっても特別な意味と重みを持つものであり、行政がその目標や手順を示し、また特別な体制で臨む決意を示すためにも、災害復興本部を設置することが肝要である。
- ・災害復興本部は、災害対策本部とは異なり市行政の政策判断等を取り扱うため、他機関からの参加は基本的に求めない。
- ・災害復興に係る業務は、被災から月日が経過していない場合、災害対策本部が取り扱う業務の延長線上に属する部分があるため、災害対策本部を参考として構成を検討するが、その後の状況に応じて改変していく必要がある。
- ・復興組織の設置の検討の際には、災害復興本部の運営や災害復興計画の策定、国・県等との調整、復興関連業務の総括を担う部署の設置を検討する。
- ・復興組織の権限、体制、人員及び役割等については、被災状況等により弾力的に対応する。

(参考 1) 災害復興本部の所掌事務範囲イメージ



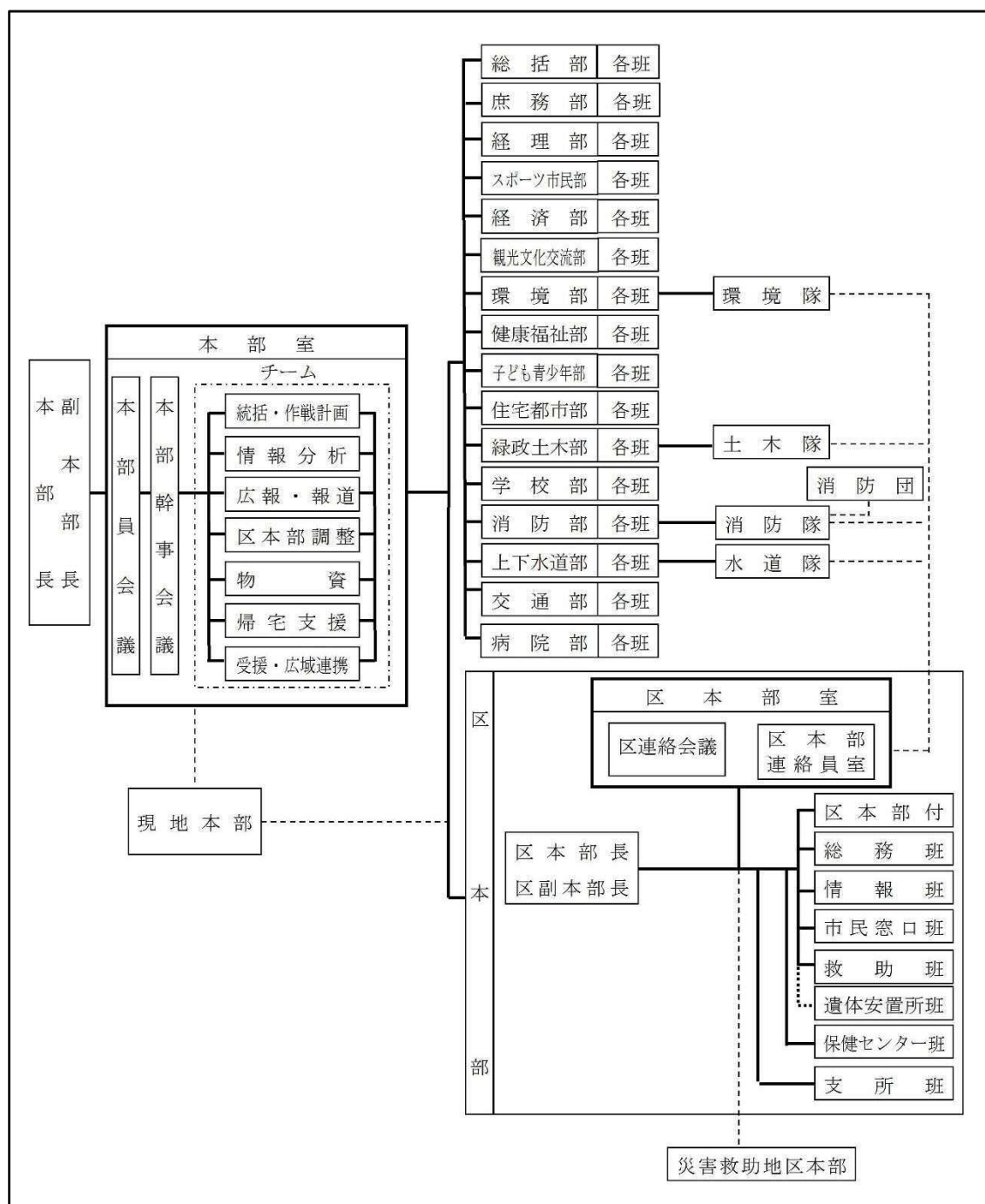
※上記イメージは災害の規模・態様により異なる。

(参考 2) 災害対策本部と災害復興本部の関係イメージ



※ 網掛部分は、災害対策本部が所掌する応急事業等のうち、復興関連施策に大きな影響を与える事業で、両本部で十分に連絡調整すべきものである。災害対策本部が廃止された場合には、災害復興本部にて引き継ぐものであり、その際の災害復興本部の所掌事務範囲は点線枠へ拡大する。

(参考3) 災害対策本部の組織図



(出典：名古屋市「名古屋市地域防災計画・地震災害対策計画編」)

（２）災害復興本部の設置

○概要

災害復興に係る業務は、通常事業に関連の深いものであることから、各局区室にわたるとともに、相互に協議・調整を図ることが必要となるため、災害復興本部は、災害対策本部と同様に全庁的な体制とする。

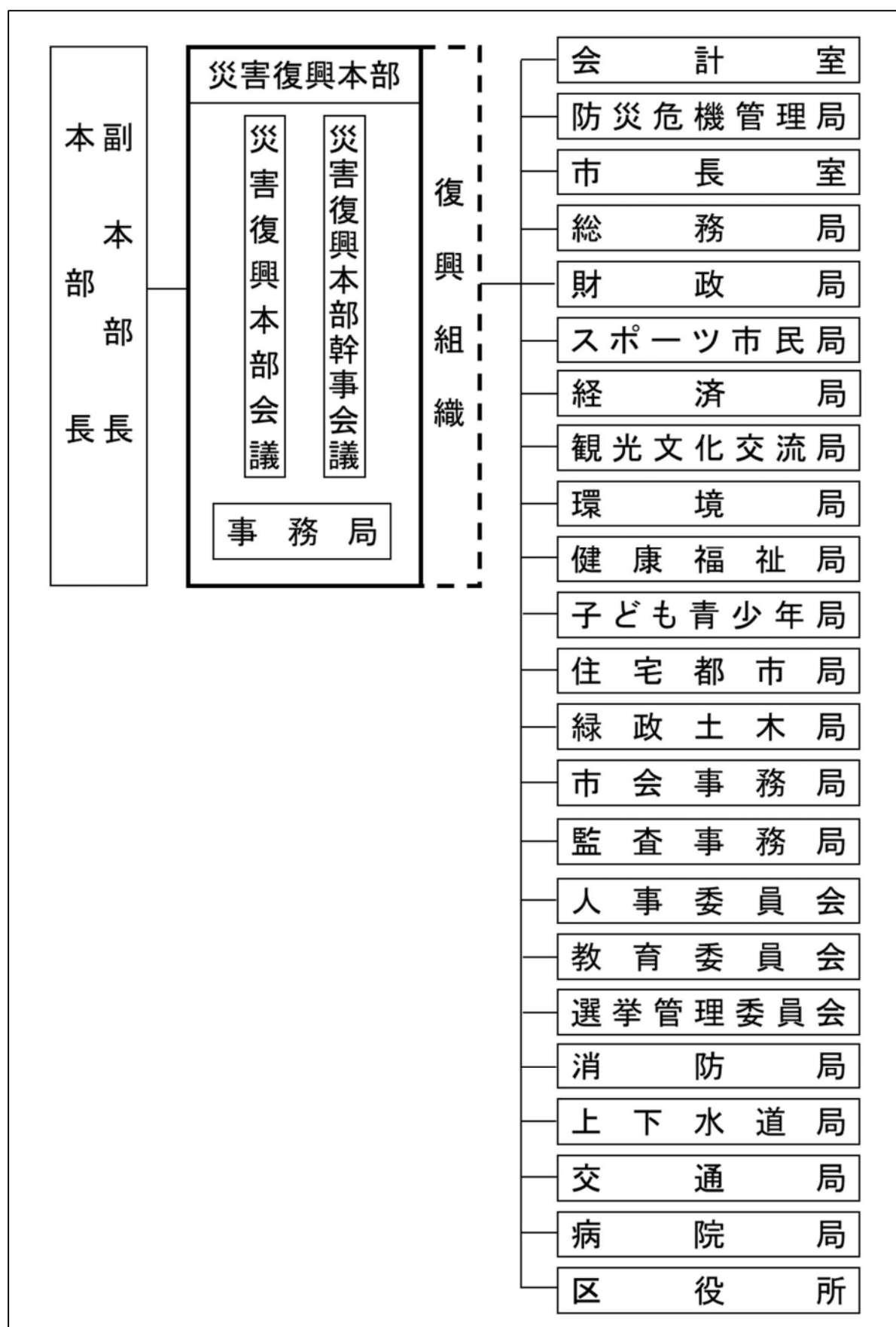
○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
災害復興本部の設置	被災後 1 週間程度	防災危機管理局 (災害対策本部) 総務局	・災害復興本部を設置したときは、その後の調整・連携のため、国及び県をはじめとした関係機関等にその旨を通知する。
災害復興本部会議の設置			・復興に係る審議等を行い、意思を決定する場として災害復興本部会議を設置する。
災害復興本部幹事会の設置			・災害復興本部の所掌事務について調査及び検討を行うため、災害復興本部幹事会（課長級）を設置する。
復興組織の設置	被災後 3 週間 ～1.5 か月程度	総務局	・関係局と調整し、組織改編の手続きを実施する。
災害復興本部の廃止	設置目的が達成されたと認めるとき	復興組織	・災害復興本部に報告される復興事業の進捗状況等から、本部設置の目的が達成された時は、災害復興本部を廃止する。

○留意事項

- ・ 災害対策本部と同時並行で設置されている場合は、情報を共有し、役割分担や指示命令系統を明確にする必要がある。特に情報整理（被災状況、復旧状況等）や情報発信（広報等）などにおいては、密に連携を図りながら、効果的かつ効率的な業務遂行に努めることが肝要である。
- ・ 各種復興事業が通常業務へ移行していく段階で、関係局と調整の上、災害復興本部の段階的縮小及び廃止を検討する。その際には、都市／住宅／経済／生活・暮らしの分野ごとに進捗状況に差異が生じる可能性が高いことに留意して判断する。

(参考1) 災害復興本部の組織図イメージ



（参考２）仙台市における復興組織の設置

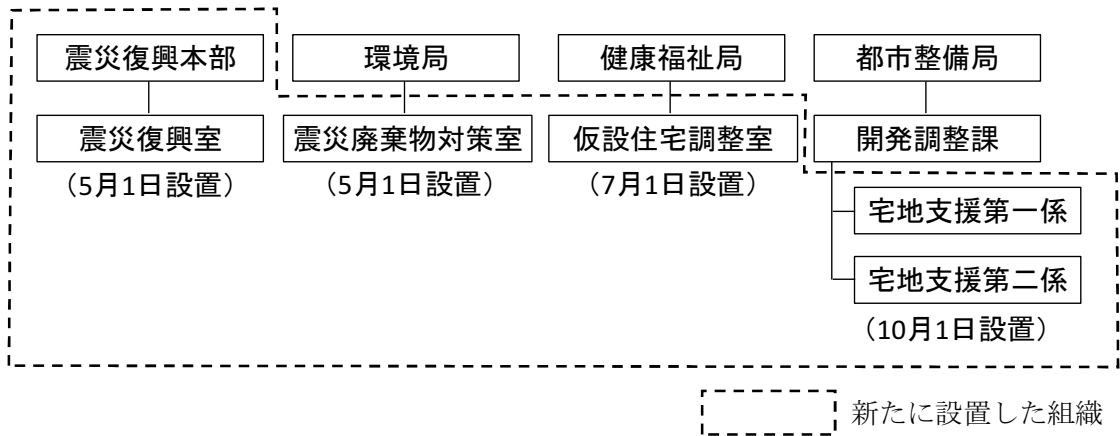
１．経緯

平成２３年	３月１１日	東日本大震災 発生
	４月 １日	混乱を避けるため人事異動を延期 「仙台市震災復興基本方針」を策定
	５月 １日	「震災復興本部」（局に相当）を新設 震災復興本部の下に「震災復興室」を設置（部に相当）
	５月３１日	「仙台市震災復興ビジョン」を策定
	９月２０日	「仙台市震災復興計画（中間案）」を公表
	１１月３０日	「仙台市震災復興計画」策定
平成２４年	４月 １日	「復興事業局」を設置し「震災復興本部」を廃止 復興事業局の下に「震災復興室」他３部を設置

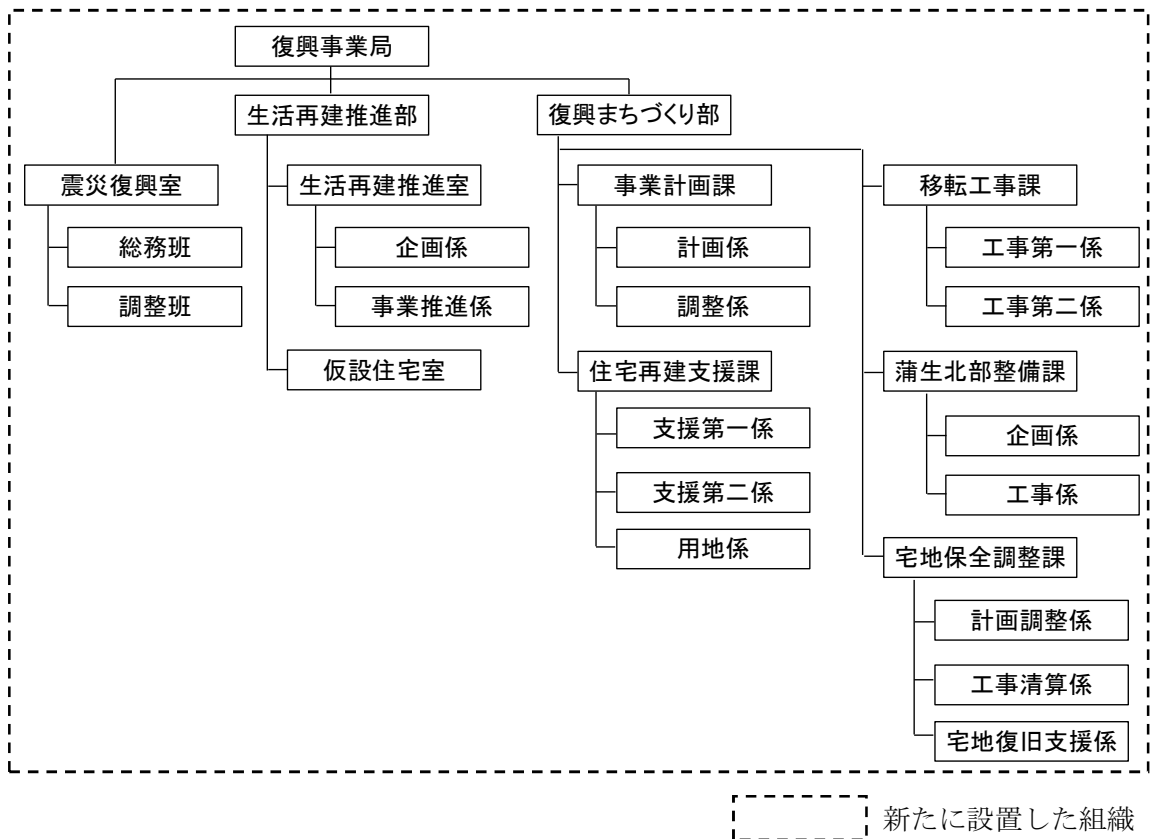
（出典：仙台市「東日本大震災 仙台市復興五年記録誌」を基に作成）

2. 組織体制

(1) 平成23年度



(2) 平成24年度～



(仙台市への聞き取りをもとに作成)

（参考3）熊本市における復興組織の設置

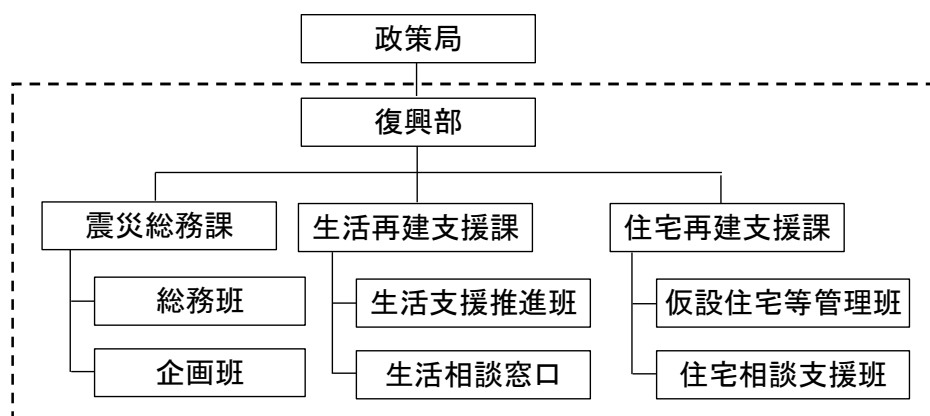
1. 経緯

平成28年	4月14日	熊本地震発生
	5月6日	既存の政策局の下に「復興部」（部に相当）を新設
	5月9日	「震災復興本部」を設置
	5月9日	「熊本市震災復興基本方針」を策定
	8月19日	「熊本市震災復興計画（素案）」を公表
	10月14日	「熊本市震災復興計画」を策定
平成29年	4月1日	「復興部」を「復興総室」として見直し（部に相当）

（出典：熊本市「熊本地震 熊本市震災記録誌 ～復旧・復興に向けて～
 発災からの1年間の記録」を基に作成）

2. 組織体制

平成28年5月時点



新たに設置した組織

（熊本市震災記録誌と熊本市への聞き取りをもとに作成）

2 災害復興本部の運営

(1) 災害復興本部の運営

○概要

災害復興本部が、復興に係る審議等を行い、意思を決定する場として「災害復興本部会議」を開催する。主な審議事項は、復興方針の決定や災害復興計画の策定等であり、主要な復興事業に係る進行管理、調整等の結果は、この会議において報告され、了承されるものとする。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
災害復興本部会議の運営	随時	復興組織	主な付議事項案 ①基本方針、復興計画の策定等 ②災害復興に係る重要事業の進行管理 ③その他、災害復興事業に係る重要事項
災害復興本部会議幹事会の運営	随時	復興組織	主な付議事項案 ①災害復興本部会議に付議すべき事項の審議 ②国や関係機関との調整及び各部局における調整が必要となる項目 ③その他、災害復興事業に係る重要事項

○留意事項

- ・ 災害対策本部、災害復興本部の構成員は概ね重複していることが想定されることから、災害対策本部関係会議開催後、続けて災害復興本部関係会議を開催するなど、効率的な会議運営に努める。
- ・ 災害復興本部会議の運営にあたっては、「災害復興」に係る各種情報について、収集及び本部構成メンバー間での共有に努める。
- ・ 復興組織が設置されるまでの間は、災害復興本部に事務局として、復興組織を見据えたプロジェクトチームの設置を検討する。
- ・ 県において「市町村復興連絡会議（仮称）」が開催された際は、この会議への参画を通じて県及び周辺市町村間の情報共有や復興施策の広域的な調整等を行う。

（参考１）災害復興本部における各局室の役割イメージ

災害対策本部と災害復興本部が並行して設置されている期間は、人命救助活動等の応急活動を行う災害対策本部の事務分掌を優先させることを踏まえるとともに、実際の災害復興本部における各局室の事務分掌は、災害の規模・様態等により弾力的に対応する。なお、復興組織の役割については、現時点で明確に定めることは難しいことから、大規模災害時において必要と想定される最低限の役割を役割イメージとして整理したものである。

局名	役割
復興組織	1 災害復興本部の運営に関すること 2 復興関連情報の収集、整理及び連絡調整に関すること。 3 災害復興の総合調整に関すること。 4 災害復興に関する国、県、隣接自治体等との調整に関すること。 5 災害復興事業に関する用地調整に関すること。 6 災害復興事業に係る職員派遣に関する他団体との調整に関すること。 7 そのほか、災害復興に関する事務で他の局に属しないこと。
会計室	1 災害復興に係る会計室の所管に関すること。
防災危機管理局	1 被害情報等の収集、整理及び連絡調整に関すること。 2 災害復興に係る危機管理に関する総合調整に関すること。 3 災害対策本部との連携・調整に関すること。 4 復旧・復興事業に関する用地調整に関すること。 5 復旧・復興事業に係る職員派遣に関する他団体との調整に関すること。
市長室	1 報道機関に対する連絡及び情報提供に関すること。 2 放送、出版による広報に関すること。 3 そのほか、災害復興に関する市長室の所管に関すること。
総務局	1 災害復興事業に関する人事・組織に関すること。 2 そのほか、災害復興に関する総務局の所管に関すること。
財政局	1 災害復興事業に関する予算の総括に関すること。 2 財源確保に関する国への要望等に関すること。 3 資金調達に向けた調整及び実施に関すること。 4 災害復興に関する用地調整に関すること。 5 災害復興に関する市税の減免等に関すること。 6 そのほか、災害復興に関する財政局の所管に関すること。
<u>スポーツ市民局</u>	1 災害復興に関する広聴及び相談に関すること。 2 災害復興に関するボランティア活動等市民活動に関すること。 3 生活関連物資等の価格安定に関すること。 4 そのほか、災害復興に関する<u>スポーツ市民局</u>の所管に関すること。
<u>経済局</u>	1 災害復興に関する産業支援に関すること。 2 そのほか、災害復興に関する<u>経済局</u>の所管に関すること。
観光文化交流局	1 災害復興に関する観光・M I C E施策に関すること。 2 在住外国人等に対する震災復興に関する情報連絡等に関すること。 3 そのほか、災害復興に関する観光文化交流局の所管に関すること。

環境局	1 災害復興事業の遂行に関する環境対策に関すること。 2 災害廃棄物の処理に関する連絡調整等に関すること。 3 災害復興に関する用地調整に関すること。 4 そのほか、災害復興に関する環境局の所管に関すること。
健康福祉局	1 災害復興に関する地域医療及び地域福祉の確保に関すること。 2 災害復興に関する保健対策に関すること。 3 災害復興に関する障害者・高齢者の支援に関すること。 4 そのほか、災害復興に関する健康福祉局の所管に関すること。
子ども青少年局	1 災害復興に関する妊産婦・乳幼児・児童・障害児の支援に関すること。 2 児童福祉施設等の復興に関すること。 3 災害遺児・孤児の支援に関すること。 4 そのほか、災害復興に関する子ども青少年局の所管に関すること。
住宅都市局	1 市街地復興、住宅復興等に関すること。 2 被災市街地の復興に関する都市計画手続き等に関すること。 3 土地利用規制区域等の設定に関すること。 4 災害公営住宅の建設に関すること。 5 災害復興住宅資金等の融資に関すること。 6 災害復興に関する港湾に関すること。 7 公共交通等の復興に関する総合調整に関すること。 8 災害復興に関する用地調整に関すること。 9 そのほか、災害復興に関する住宅都市局の所管に関すること。
緑政土木局	1 災害復興に関する道路、河川及び公園事業の計画及び実施に関すること。 2 災害復興に関する農・畜産業に関すること。 3 災害復興に関する用地調整に関すること。 4 そのほか、災害復興に関する緑政土木局の所管に関すること。
市会事務局	1 災害復興に関する市会事務局の所管に関すること。
人事委員会	1 災害復興に関する人事委員会の所管に関すること。
教育委員会	1 学校施設・社会教育施設等の復興に関すること。 2 被災児童・生徒等への支援に関すること。 3 授業再開に関すること。 4 文化財等の再建・復興に関すること。 5 そのほか、災害復興に関する教育委員会の所管に関すること。
消防局	1 災害復興に関する火災予防、警戒及び防衛並びに救急等に関すること。 2 危険物施設等の機能回復に関すること。 3 そのほか、災害復興に関する消防局の所管に関すること。
上下水道局	1 水道施設、工業用水道施設及び下水道施設の復興に関すること。 2 そのほか、災害復興に関する上下水道局の所管に関すること。
交通局	1 市営バス、市営地下鉄等の復興に関すること。 2 そのほか、災害復興に関する交通局の所管に関すること。
病院局	1 市立病院の復興に関すること。

(2) 被害状況及び復旧・復興状況の把握

○概要

災害復興本部では、災害対策本部での被害状況把握に基づき、速やかに災害復興のための施策に着手するとともに、復興に必要な各種情報の収集・伝達及び復旧・復興状況の把握に取り組む。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
被害状況の把握 復旧状況の把握	随時	防災危機管理局 (災害対策本部)	・災害対策本部にて集約・整理した被害状況、復旧状況は災害復興本部と共有する。 (復興・生活再建に関連の深い主な状況調査については次頁を参照。) ・復興業務に必要であるが災害対策本部において未実施の調査については、必要に応じて災害復興本部にて実施する。 ・国、県、ライフライン事業者等の状況も把握し、集約・整理する。
住宅再建状況の把握	被災後～	住宅都市局	・建築確認の申請状況や公営住宅等への入居状況、応急的な住宅の解消見通しなどを把握し、被災後の住宅再建の状況について集約・整理する。
経済復興状況の把握	被災後～	経済局 他 関係局	・商工関係団体等へのヒアリングや被災事業所への訪問等により、市内事業所の被災状況を把握し、被災後の経済活動について集約・整理する。
その他生活関連施設など復興状況の把握	被災後～	関係各局	・各局は、市民生活に必要な各種所管施設について、復興状況を把握する。

○留意事項

- ・ 大規模災害後の地域社会の全体像を把握するための調査から始める。なお、発災直後の切迫した状況の中で、いたずらに調査を実施することは避け、目的を明確化した上で、内容を絞り込み、サンプリング等の活用や代替できる資料の検討、既存統計の活用を勘案した上で調査を実施することが必要である。
- ・ 調査は時間を経るにしたがってより詳細なものへと移行し、以後継続的に実施する。各局が復興施策の検討等のために把握すべき情報が類似するデータについては、復興本部を通じてできるだけ情報を共有して広く利用できるような配慮が必要である。

- ・ 各局が復興施策の検討等のために把握した情報については、復興本部を通じてできる限り共有し広く利用できるようにする。
- ・ 災害時業務全般で利用される頻度の高い建物データ（構造・用途・階数・延べ床面積・所在地の住居表示と地番、占有者、被災状況など）、世帯情報（世帯主の氏名・年齢、職業・収入、家族構成、被災前情報、現在の連絡先、住宅の被災状況など）について、個人情報保護法に基づき、早急にデータベース化を図る。建築確認データの蓄積を始めたのは平成4年度以降であるため、必ずしも市域内の建物現況が反映されるものではないことに留意する必要がある。
- ・ なお、確認申請に関する情報は、建築確認が民間機関に開放されているため、住宅再建等の情報整理には一定の期間が必要である。

(参考) 復興・生活再建に関連の深い主な被害状況調査(例)

- ・被害状況等の把握は、復興の方針を決める前提となるものであり、災害対策本部と連携を密にして情報の共有化を図る。
- ・復興の段階においても継続的に調査が必要なものもあるが、災害対策本部による調査と重複したり、類似の調査が何度も実施されることがないように、調査全体のマネジメントを図ることが必要である。

調査項目	内容等
(1) 応急対応のための被害調査	
①建築物被害の概要調査	・発災後数日以内には早急な建築物被害の概要調査を実施し、市全体の被害概況の把握に努める。
②都市基盤施設被害の概要調査	・道路、鉄道、河川、港湾、ライフラインなどについて、被害の概要を迅速に調査し、応急活動や復旧・復興のための資料として活用する。
③人的被害の把握	・警察、消防などの関係機関からの情報や死亡届の提出等を通じて人的被害の正確な把握に努める。 ・人的被害の発生要因を把握・分析し、復興対策への反映を図る。
④利用可能空地の把握	・利用可能な空地の確保は発災後の最重要課題の一つであり、オープンスペース利用計画に基づき、公用地を事前に把握する。また、民間所有地についても利用可能な空地を調査し、確保する。
(2) 二次的被害の拡大防止に関する調査	
①被災建築物応急危険度判定(震災)	・地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性並びに建築物の部分等の落下あるいは転倒の危険性をできる限り速やかに判定し、その結果に基づいて恒久的復興までの間における被災建築物の使用にあたっての危険性を情報提供することにより、被災後の人命に関わる二次的災害を防止する。
②被災宅地危険度判定	・擁壁、のり面等を含む建築物の敷地(宅地)の余震や降雨による崩壊危険等を判定し、その結果を見やすい場所に表示することで、居住者だけでなく周辺の歩行者にも安全性を示す。
③がけ崩れ・地すべり発生状況等の調査	・がけ崩れや地すべりの発生状況を把握し、被害の拡大防止のための応急措置、応急復旧工事を実施するとともに、復興計画等の基礎資料とする。
④被災ビルのアスベスト使用状況調査	・アスベスト使用の有無が明らかになっている建物は少ないため、全半壊ビルなどについて早急に使用実態を把握し、ビルの解体撤去の際には十分な対策を講じるよう、工事業者への指導・監視を行う。
(3) 法制度の適用に関する調査	
①災害救助法の適用	・ <u>災害救助法に基づく救助を実施するため、住家の被害状況等を適切に把握し、随時内閣府に情報提供するとともに、適用基準に基づき、災害救助法の適用を検討する。</u>

②被災者生活再建支援法の適用	・住宅の被害状況等を把握するための被害認定調査を行い、随時調査状況を県へ報告するなど、被災者生活再建支援法の関連事務を適切に行う。
③各種公共施設等の災害復旧事業に関する調査	・下記法制度等により実施されている災害復旧事業に関する調査を行い、全体的な復旧状況の把握を図る。 1) 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法 2) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 3) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 4) 公営住宅法 5) 鉄道軌道整備法
④激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用	・県による激甚災害又は局地的激甚災害に関する調査等について協力する。
(4) すまいと暮らしの再建に関する調査	
①家屋被害の概況調査	・街区単位程度で被害概況を調査し、建築制限の区域指定や被災市街地の復興検討等の基礎資料とする。
②家屋被害の詳細調査	・「災害の被害認定基準」「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に沿って家屋被害の詳細調査を行い、り災証明書の発行の基礎資料とする。
③被災者生活実態調査	・避難所や仮設住宅での訪問による聞き取り調査等により、被災者の生活実態や資産被害、住宅再建に対する意向等を把握して、適切な支援策を検討する。
④離職者・雇用動向調査	・公共職業安定所からの情報収集や業界団体への問合せ等により、被災後の雇用実態を正確に把握する。
⑤産業被害調査	・緊急融資の資金需要把握や、激甚法、天災融資法、中小企業信用保険法等の適用を受けるため、商工業及び農畜産業の被害実態を正確に把握する。
⑥文化財・歴史的建築物等の被害調査	・文化財等の被害実態を把握し、早急な復旧・保護対策を施すとともに、埋蔵文化財包蔵地における建物被害を把握し、再建等における発掘調査に関する対処方策について検討する。

(出典：仙台市「東日本大震災 仙台市復興五年記録誌」を基に作成)

3 復興計画の策定

(1) 災害復興計画の策定

○概要

発災後に、復興対策を迅速かつ効果的に実施していくために、復興の視点や考え方を示す基本方針を定めるとともに、その方針に基づき、具体的な復興まちづくりの内容を示す「災害復興計画」を策定する。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
基本方針の決定	被災後 4 週間 ～2 か月	復興組織	- 復興の視点や都市、住宅、暮らし、産業等の復興に関する基本方針を検討し、とりまとめて案を作成する。 - 基本方針は、災害復興本部会議にて合意を得て、決定する。
災害復興計画（案）の作成	被災後 2 か月 ～6 か月	復興組織	基本方針に基づき、都市、住宅、暮らし、産業等の復興に係る災害復興計画（案）を作成する。
市民・関係機関等への意見照会	復興計画（案）策定後	復興組織	災害復興計画（案）の策定にあたっては、市民や関係機関等の意見を聴取する。
災害復興計画の策定	被災後 6 か月程度	復興組織	- 災害復興計画は、災害復興本部会議にて合意し、策定する。 - 災害復興本部にて、災害復興計画を公表する。
復興施策、計画の進行管理	随時	復興組織	復興本部は、各局からの報告を通じて復興の進捗状況を把握し、復興施策及び計画の進行管理を行う。

○留意事項

- 災害復興計画の策定にあたって必要な被害状況や復旧状況などの基礎資料については、災害対策本部と連携し情報収集する。
- 災害復興計画については、国や愛知県、その他関係機関と調整しつつ、策定を進めるものとする。
- 政府が定めた復興基本方針（復興法第 8 条）及び愛知県が定めた愛知県復興方針（復興法第 9 条）がある場合には、その方針に即した内容とする。
- 復興計画及びその実施に関し必要な事項について協議する必要がある場合には、被災市町村長及び愛知県知事で構成される、復興法に基づく復興協議会（復興法第 11 条）の組織を検討する。
- 災害復興計画は、復興に係る市政の最上位計画として位置づけられるものであることから、作成にあたっては、既存の総合計画や主な個別計画との整合を図りながら、検討を進めるものとする。

- ・ 災害復興計画には、単なる原状復旧と異なり、再度被災しない、もしくは被害を最小限に抑えるために防災性の向上を図った施策等を盛り込むことが重要なポイントとなる。
- ・ 作成にあたっては、被災者等の意見・意向を反映させることが重要であるため、市民意見の聴取については様々な方策（パブリックコメント、関係団体への意見聴取など）、タイミング（計画（案）の作成前・後など）で実施することが望ましい。
- ・ 災害復興計画は復興法に基づくため、策定にあたっては少なくとも復興法で指定された項目を記載する。

○事前対策

- ・ 災害復興の基本方針に従い取り組むべき復興対策の項目や、その方向性を事前に検討しておく。
- ・ 災害復興計画検討委員会のメンバーとなる学識経験者など、事前に分野ごとに検討しておく。（例えば、事前に総合計画、地域強靱化計画、都市計画マスタープラン等の重要計画策定時の検討メンバーについてリストアップしておく。）

（参考１）災害復興計画記載内容

復興法第10条第1項に基づき、市町村が単独で、又は特定被災都道府県と共同して災害復興計画を作成する場合には、同法同条第2項に基づき、下記の事項を記載するものとされている。

復興法（抜粋）

第十条 次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村（以下「特定被災市町村」という。）は、復興基本方針（当該特定被災市町村を包括する都道府県（以下「特定被災都道府県」という。）が都道府県復興方針を定めた場合にあっては、復興基本方針及び当該都道府県復興方針）に即して、内閣府令で定めるところにより、単独で又は特定被災都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。

- 一 特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域
- 二 特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域（前号に掲げる地域を除く。）
- 三 前二号に掲げる地域と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係が認められる地域であって、前二号に掲げる地域の住民の生活の再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域
- 四 前三号に掲げる地域のほか、特定大規模災害を受けた地域であって、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域

2 復興計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 復興計画の区域（以下「計画区域」という。）
- 二 復興計画の目標
- 三 当該特定被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針（土地の用途の概要その他内閣府令で定める事項を記載したものをいう。以下「土地利用方針」という。）その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- 四 第二号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項
 - イ 市街地開発事業（都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。）
 - ロ 土地改良事業（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業（同項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事業に限る。）をいう。以下同じ。）
 - ハ 復興一体事業（第二十一条第一項に規定する復興一体事業をいう。第十五条において同じ。）

- ニ 集団移転促進事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。以下「集団移転促進法」という。）第二条第二項 に規定する集団移転促進事業をいう。以下同じ。）
- ホ 住宅地区改良事業（住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第一項に規定する住宅地区改良事業をいう。以下同じ。）
- ヘ 都市計画法第十一条第一項各号に掲げる施設の整備に関する事業
- ト 小規模団地住宅施設整備事業（一団地における五戸以上五十戸未満の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設の整備に関する事業をいう。第五十四条の二において同じ。）
- チ 津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。）の整備に関する事業
- リ 漁港漁場整備事業（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業をいう。以下同じ。）
- ヌ 保安施設事業（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業をいう。）
- ル 液状化対策事業（地盤の液状化により被害を受けた市街地の土地において再度災害を防止し、又は軽減するために施行する事業をいう。）
- ロ 造成宅地滑動崩落対策事業（地盤の滑動又は崩落により被害を受けた造成宅地（宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。）において、再度災害を防止するために施行する事業をいう。）
- ワ 地籍調査事業（地籍調査（国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第五項に規定する地籍調査をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。）
- カ イからワまでに掲げるもののほか、住宅施設、水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業
- 五 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- 六 復興計画の期間
- 七 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項

(参考2)「仙台市震災復興計画」策定の経緯

仙台市における表中にある組織は、本マニュアルでは以下のとおりのもに該当する。

「仙台市震災復興検討会議」 → 「学識者等を構成員とする組織」

「震災復興推進本部会議」 → 「災害復興本部会議」

年度	月	市議会・市民参画	仙台市震災復興検討会議	震災復興推進本部会議
23	3	3月11日 東北地方太平洋沖地震発生		
	4	仙台市震災復興基本方針策定		
		○市議会第1回臨時会 (21、22日) ○市議会東日本大震災対策 特別委員会(21、22日)		
	5	○市議会東日本大震災対策 特別委員会(10、23日) ○復興座談会 (21～29日、全6回)		○第1回本部会議(2日) ・本部会議・震災復興本部 の設置、震災復興ビジョ ンの策定 ○第2回本部会議(19日) ・震災復興ビジョン(案) 骨子 ○第3回本部会議(30日) ・震災復興ビジョン(案)
		仙台市震災復興ビジョン策定		
	6	○市議会東日本大震災対策 特別委員会(1、24、27日) ○復興まちづくり意見交換会 (12～26日、全7回) ○市議会第2回定例会 (13～28日) ○市議会東日本大震災復興 会議(28日)		
	7	○市議会東日本大震災復興 会議(13、21日)	○第1回検討会議(13日) ・今後の検討の方向性	○第4回本部会議(6日) ・検討会議提出資料調整
	8	○市議会東日本大震災復興 会議(3日)	○第2回検討会議(3日) ・中間案策定に向けた論点 整理 ○第1回東部地域検討ワーキ ンググループ(17日) ・津波シミュレーション、 東部地域の土地利用	○第5回本部会議(1日) ・検討会議提出資料調整

年度	月	市議会・市民参画	仙台市震災復興検討会議	震災復興推進本部会議
23	8	○東部地域まちづくり説明会 (20～31日、全15回)	○第2回東部地域検討ワーキンググループ(22日) ・第1回東部地域検討WG 議論の論点整理、避難施設等の考え方 ○第3回検討会議(31日) ・中間案(素案)	○第6回本部会議(30日) ・検討会議提出資料調整
	9	○市議会第2回臨時会 (8、9日)	○第3回東部地域検討ワーキンググループ(11日) ・中間案(案) ○第4回検討会議(16日) ・中間案(案)、市民意見の聴取	○第7回本部会議(15日) ・検討会議提出資料調整 ○第8回本部会議(20日) ・震災復興計画(中間案)
		仙台市震災復興計画(中間案)公表		
		○パブリックコメント ○各界各層・有識者調査 (～10月まで) ○市議会第3回定例会 (21日～10月24日) ○第2回東部地域まちづくり説明会 (24日～10月2日、19回)		
10		○市議会震災復興推進特別委員会(4、6、7、11、12日) ○震災復興計画(中間案)説明会 (8～16日、全7回)	○第4回東部地域検討ワーキンググループ(26日) ・津波シミュレーションの見直し、安全な住まいの確保の考え方等	
	11	○津波浸水シミュレーション等に関する説明会 (5、6日、全5回) ○市議会第3回臨時会 (28～30日) ○市議会震災復興推進特別委員会(29日) ○震災復興計画議決(30日)	○第5回検討会議(2日) ・震災復興計画(案) ○第6回検討会議(14日) ・震災復興計画(最終案)	○第9回本部会議(2日) ・検討会議提出資料調整 ○第10回本部会議(14日) ・検討会議提出資料調整 ○第11回本部会議(17日) ・震災復興計画(案)決定
		仙台市震災復興計画策定		

(出典：「仙台市震災復興計画 資料編」平成23年11月)

(参考3)「仙台市震災復興計画」の構成

序

章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

(4) 計画の構成

I 総論

策定の目的・位置づけ・計画期間を明示するとともに、東日本大震災を総括し、復興の基本理念等を示します。

II 100万人の復興プロジェクト

III、IVに掲げる事業のうち、復興計画の基本理念を具現化し、復旧を先導し、復興を牽引する10のプロジェクトを掲げ、本市の震災復興のシンボリックな取り組みとして重点的に推進します。

III 暮らしと地域の再生

被災された方々の生活再建と被災地域の復旧に向けた施策を掲げ、一日も早い安全・安心な暮らしの回復を目指し、迅速に取り組みます。

IV 復興まちづくり

復興の基本理念等を踏まえ、4つの復興まちづくりの方向性を示します。

V 復興計画の推進

復興計画を推進するため、財政との整合や絆と協働による柔軟で創造的な推進、市民や地域などの果たすべき役割、計画的な推進の方向性などを示します。

(出典：仙台市「仙台市震災復興計画」)

(参考4)「熊本市震災復興計画」策定の経緯

熊本市における表中にある組織は、本マニュアルでは以下のとおりのものに該当する。

「震災復興検討委員会」 → 「学識者等を構成員とする組織」

「震災復興本部」 → 「災害復興本部」

年	月	市民参画・市議会	震災復興検討委員会	震災復興本部
28	4	平成28年熊本地震発生（14、16日）		
	5	復興部の設置（6日）		
				■第1回震災復興本部（9日） ・熊本市震災復興基本方針（案）、熊本市震災復興基本計画、（仮称）復興座談会の開催、災害義援金 熊本市震災復興基本方針の策定（9日）
	6	●震災復興座談会 （1～22日、計14回開催） ■第1回熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会（10日） ・審査の方法及び開催日程等 ■第2回熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会（17日） ・熊本地震の概況及び発災から今日までの対応状況 ●平成28年熊本地震に関するアンケート（20日～7月31日） ■第3回熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会（30日） ・熊本地震の概況及び発災から今日までの対応状況		
	7	■第4回熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会（14日） ・復旧・復興に向けた動きⅠ ●平成28年熊本地震における地域防災活動状況等アンケート調査（29日～8月12日）	■第1回震災復興検討委員会（4日） ・熊本市震災復興基本方針（案） ■第2回震災復興検討委員会（11日） ・熊本市震災復興計画概要（案） ■第3回震災復興検討委員会（26日） ・熊本市震災復興計画素案	■第2回震災復興本部（1日） ・熊本市震災復興計画概要（案）、計画策定スケジュール ■第3回震災復興本部（25日） ・熊本市震災復興計画素案

年	月	市民参画・市議会	震災復興検討委員会	震災復興本部
	8	■第5回熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会（12日） ・復旧・復興に向けた動きⅡ	■第4回震災復興検討委員会（3日） ・熊本市震災復興計画素案	■第4回震災復興本部（1日） ・熊本市震災復興計画素案
		熊本市震災復興計画素案の公表（19日）		
		●パブリックコメント（19日～9月9日） ●くまもと復興カフェ（28日） ※市民ワークショップ		
	9	■第6回熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会（26日） ・震災復興計画策定に向けてⅠ	■第5回震災復興検討委員会（21日） ・熊本市震災復興計画（案） （パブリックコメント結果含む）	■第5回震災復興本部（20日） ・熊本市震災復興計画（案） （パブリックコメント結果含む）
	10	■第7回熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会（11日） ・震災復興計画策定に向けてⅡ ■臨時会（14日） ・震災復興計画策定（熊本市基本計画の一部変更について議案議決）		
		熊本市震災復興計画の策定（14日）		
	11		■第6回震災復興検討委員会（2日） ・熊本市震災復興計画	

（出典：熊本市「熊本市震災復興計画 資料編」）

(参考5)「熊本市震災復興計画」の構成

5 計画の構成

復興計画は、「基本方針」と5つの「復興重点プロジェクト」、5つの「目標別施策」で構成しています。

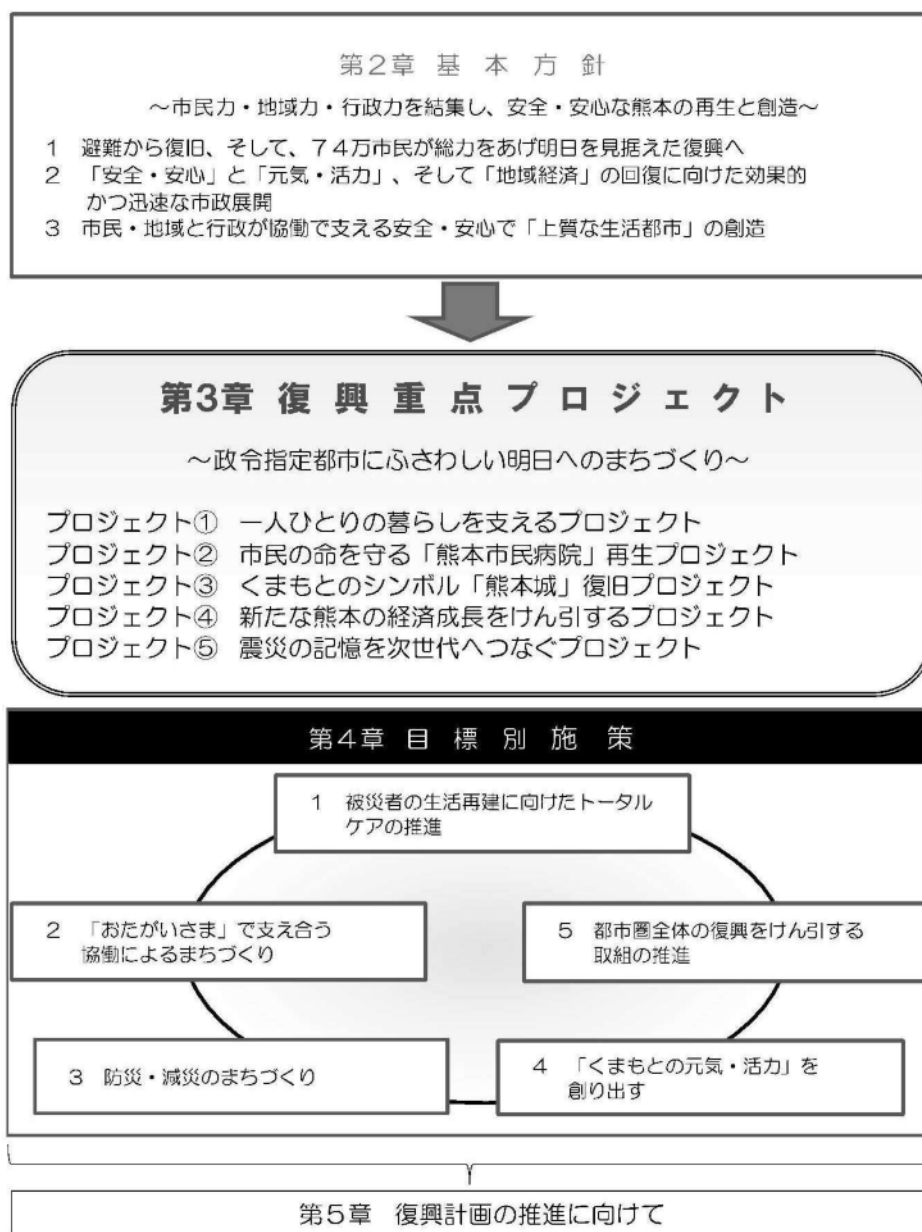
第2章「基本方針」は、「復興重点プロジェクト」や「目標別施策」を貫く最も基本的な考え方であり、震災からの復興に当たっての方向性を示すものです。

第3章「復興重点プロジェクト」は、「目標別施策」の中で、特に緊急かつ重要なものであり、本市の復興をけん引する重点的な施策を掲げています。

第4章「目標別施策」は、「基本方針」を踏まえて設定した復興に向けた5つの目標に関する施策や具体的な取組を体系的にまとめたものです。

また、これらの取組を着実に進めていくため、第5章に復興計画の推進に向けての考え方を示しています。

<構成図>



(出典：熊本市「熊本市震災復興計画 本編」)

4 復興財源・用地の確保

(1) 復興財源の確保

○概要

事業に必要な予算措置を講じるとともに、財源対策や特例措置に係る国や県に対する提案活動などを行い、必要な財源を確保する。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
激甚災害指定への対応	被災後速やかに	防災危機管理局 (災害対策本部)	・激甚災害の指定は財政上重要となるため、指定を受ける必要がある場合は、必要な調査を速やかに行う。
復興に要する経費の算定	災害復興計画策定中～	復興組織 関係各局	・復興組織の照会に基づき、復興に要する経費の算定を行う。 ① 関係各局は、復興事業に要する経費及び財源を算定し、復興組織に報告する。 ② 復興組織は、復興事業に要する経費等を集約整理し、災害復興本部に報告する。
復興に必要な財源の確保	災害復興計画策定中～	復興組織 関係各局	・復興事業に必要な財源を確保するため、支出抑制等を図るなど、自主財源の確保に努める。 ・地方債等による財政措置、効果的な国庫補助金、県補助金等の活用による必要額確保、これらに関する特例措置について国及び県に対する要請活動を行う。
災害復興計画に基づく予算措置	災害復興計画策定後～	復興組織 財政局	・災害復興計画の基本方針及び計画を翌年度予算の編成方針に反映する。 ・復興に要する経費を翌年度以降の予算に計上する。
復興基金の設立の検討	災害復興計画策定後～	復興組織 関係各局	・被災地域の総合的な復興対策を長期的、安定的、機動的に進めるため、復興基金の設立を検討する。

○留意事項

- ・ 災害復興計画に係る財政規模の算定において、復興組織が関係各局に照会する際には、可能な限り災害復興計画に掲載する施策の内容照会を合わせて実施するものとする。

（参考1）東日本大震災における仙台市の予算の確保

1 平成22年度補正予算の編成

発災直後の震災対応のための補正予算編成においては、財政局財政課で考え方をまとめたうえで、専決処分による補正予算の成立など、柔軟な対応により復旧活動などに必要十分な予算を確保することとした。

補正予算編成方針(抜粋)

1. 地震災害復旧に係る経費については、必要十分な予算を確保する
2. 可能な限り早期に各般の行政サービスを従来どおり提供できるよう努める
3. 予算の流用および専決処分による補正予算措置など柔軟な取り扱いを行い、間断なく円滑な予算執行が可能となるよう努める
4. 特定財源は規定されているものを可能な限り見込み、所要一般財源の縮減を図る

2 平成23年度補正予算の編成

震災前の2月初めに編成された平成23年度当初予算には、当然ながら震災復旧や復興に要する経費は形状されておらず、震災対応に必要な経費を確保するために、補正予算措置を講じつつ、全ての事業・施策を総合的に点検・精査し、震災復旧・復興に係る予算を確実に確保することとした。

予算執行方針(抜粋)

- 年度間調整で先送り可能な事業・施策は執行停止とする
- 新規・拡充事業は、原則として中止または凍結する
- 災害復旧や復興に係る事業・施策は優先し、確実に実施する
- 震災により市民ニーズが高まると想定される事業は優先して実施する

予算組替え方針(抜粋)

- 全ての事業における緊急性、優先順位を再点検する
- 予算執行段階においては、最小限の費用による執行に努め、不用額を確保する
- 震災復旧・復興に係る事業については、都市活力の創出につながる事業を優先的に実施し、経済活動の一層の振興を図る

（出典：仙台市「東日本大震災 仙台市復興五年記録誌」を基に作成）

（参考2）他都市事例

復興基金事業（阪神・淡路大震災復興基金：兵庫県、神戸市）

○基本財産（出資金）200 億円

○運用財産（長期借入金）8,800 億円

○合計 9,000 億円

- ・ 出資金・貸付金の財源は地方債の発行が認められ、その一定部分（5,000 億円）については利子の 95%が普通交付税により措置
- ・ 「阪神・淡路大震災復興宝くじ」の発行が認められ、その収益金（約 90 億円）を県・市が基金に交付
- ・ 義援金は兵庫県南部地震災害義援金募集委員会からの配分があれば基金に受け入れ

阪神・淡路大震災復興基金の概要

項 目	内 容
目的	阪神・淡路大震災からの早期復興のための各般の取組を補完した被災者の救援および自立支援並びに被災地域の総合的な復興対策を長期・安定的、機動的に進めることにより、災害により疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生する。
基金の規模	9,000 億円（当初 6,000 億円）
基金の財源	・ 出損金 200 億円（兵庫県 2/3、神戸市 1/3） ・ 長期貸付金 8,800 億円（設立当初 5,800 億円であったが増額された） ・ 宝くじ収益金交付金 139 億円 ・ 国庫補助金 14 億円
設立年月日	平成 7 年 4 月 1 日
事業の予定期間	10 年
事業内容	・ 被災者の生活の安定・自立および健康・福祉の増進支援 ・ 被災者の住宅の再建など住宅の復興支援 ・ 被害を受けた中小企業者の事業再開など産業の復興支援 ・ 被害を受けた私立学校の再建など教育・文化の復興支援 ・ 被災地域の早期かつ総合的な復興

（出典：内閣府「災害復興対策事例集Ⅰ」）

（参考3）他都市事例

震災復興基金（仙台市）

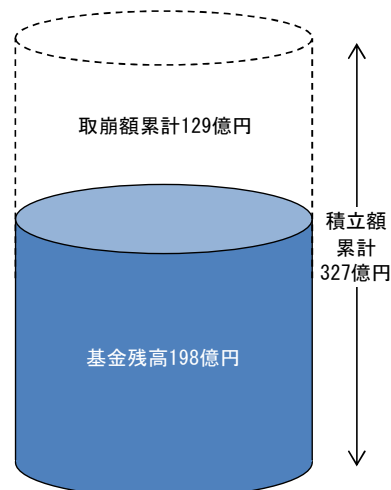
東日本大震災からの復興に関する事業の推進を図るための財源を積み立てる本市独自の基金として、震災復興基金を設置し（平成 23 年 12 月 16 日）、主に震災復興計画掲載事業のうち、東日本大震災復興交付金等の国の財政支援の対象とならない事業に活用している。

< 積立額累計 >

寄付金	25
宝くじ収入（復興支援分）	28
東日本大震災復興基金交付金（県補助金）	94
宮城県東日本大震災復興交付金（被災地域農業復興総合支援事業）	18
職委員給与地域手当削減分	52
その他	110
計	327

< 取崩額累計 >

津波や地震で甚大な被害を受けた住宅・宅地の支援など	69
学校施設・保育所施設の復旧など	8
被災農業者や地域企業の経営・販路拡大支援など	14
観光プロモーションの推進など	2
東部地域における農と食のフロンティア創造の推進など	16
避難所における備蓄物資の整備、道路・公園など都市基盤の復旧など	20
計	129



震災復興基金の状況（平成 27 年度末時点）（単位：億円）

（出典：仙台市「東日本大震災 仙台市復興五年記録誌」を基に作成）

(2) 用地の確保

○概要

大規模災害が発生した際、広域応援部隊やライフライン関係機関の拠点、災害ボランティアを受け入れるための拠点、災害廃棄物の仮置場、応急仮設住宅の建設用地等（以下「活用用途」とする。）の利用需要に対して、適切に対応するため、「大規模災害時オープンスペース利用計画」に基づき、応急から復旧、復興における各段階の関係者間の利用調整を行う。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
被害情報の収集	災害対策本部設置後～	防災危機管理局 (災害対策本部) 他 関係局	- 各活用用途の利用者は、利用するオープンスペースを選定し、被害状況の収集を行う。 - 災害対策本部総括部は、各活用用途の利用者が収集した被害状況を集約、整理する。
用地の利用調整	災害対策本部設置後～	防災危機管理局 (災害対策本部) 他 関係局	- 各活用用途のうち、消火、人命救助等の活動に必要なオープンスペースについては最優先で確保する。 - その他の活用用途に関しては、オープンスペースの被害状況を考慮し、関係局、関係機関と利用調整のうえ、割り当てる。
継続的な用地の利用調整	災害復興本部設置後～	復興組織 関係局	災害復旧、復興期を見据えて、災害対策本部と災害復興本部が緊密に連携、調整を行う。

○留意事項

- 災害廃棄物の二次仮置場については、現状において1か所あたり約30ha（5か所で計約154ha）の必要面積を満たす用地がない。そのため、環境局は、分割設置など市内のオープンスペースを活用する方策を検討するとともに、防災危機管理局と連携して、国・県・近隣市町村等に対して協力要請を行う。

○事前対策

- オープンスペース一覧表及び候補地台帳は防災危機管理局が管理し、毎年更新を行う。

(3) 人的資源の確保

○概要

災害復興に係る各種事業等を展開する際には、通常業務に加えて膨大な事務が相当期間にわたって発生するため、特定の分野や職種において人員が不足することが予想される。このため、事務量が大幅に増加する部局等には弾力的かつ集中的に職員を配置するとともに、市役所全体として職員が不足する場合には、臨時職員の雇用や他の地方公共団体からの職員派遣の受け入れ等の措置をとる。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
職員の再配置	被災後 約 1 週間～	総務局 他 関係局	・人的資源を必要とする関係部局と協議・調整を行い、臨時的に兼務をかけるなどの職員再配置を行う。
職員等派遣の応援要請・受け入れ	被災後 約 1 か月～	復興組織 総務局 他 関係局	・関係部局の必要人員数等を調整のうえ、国に対して、復興法第 53 条に基づく職員派遣の要請又は同法第 54 条に基づく職員斡旋の要請を行う。 ・受け入れが決定した職員については、派遣元の地方公共団体と派遣協定等を締結する。
臨時職員の雇用等	被災後 数か月後～	復興組織 総務局 他 関係局	・臨時職員の雇用や本市職員 O B の活用等により、人的資源不足の解消を図る。

○留意事項

- ・ 発災直後からの非常時優先業務（災害対策業務及び優先通常業務）の遂行のため、名古屋市大規模災害時受援計画による人的支援を受け入れている場合は、継続的かつ円滑に復旧・復興業務が展開されるよう、調整及び情報共有等に配慮する。
- ・ 復旧・復興業務が長期にわたる場合には、派遣職員等のローテーション体制の整備や健康管理・メンタルヘルスケア等、業務が円滑に継続できるような執行体制に配慮する。

○事前対策

- ・ 災害時応援協定等の締結はもとより、より有効かつ円滑な運用を行う観点から、具体的な運用のあり方や連絡体制の構築等について、協定締結先と調整・協議を随時行う。

5 広報・相談対応の実施

(1) 広報活動の展開

○概要

復興に係る行政の方針や具体的な施策に係る情報のほか、被災地域の生活関連情報等、様々な情報を整理し、迅速かつ的確に提供する。

また、視聴覚障害等のハンディキャップがある要擁護者や、外国人、または市外に避難した被災者に対して、それぞれ適切な方法で広報を行う。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
災害復興関連情報の提供等	復興本部設置後～	復興組織 防災危機管理局 市長室	・市民等へ災害復興関連情報を提供する。 ・関係局室区に対し、災害復興関連情報の市民への提供を指示する。 ・関係局室区に対し、必要な災害復興関連情報を提供するとともに、災害復興本部を通じた情報提供が必要な場合は本部への依頼を行う。 ・紙媒体や広報番組等、複数の広報媒体により広報を行う。 ① 広報車、同報無線等による広報 ② テレビやラジオ等 ③ 市公式ウェブサイト ④ SNS ⑤ 臨時広報紙、チラシ等 ⑥ 職員の派遣
外国語による広報	復興本部設置後～	復興組織 観光文化交流局	・復興本部で作成された広報内容について、ボランティア等の協力を得ながら、外国語及びやさしい日本語で情報提供を行う。
障害のある方への広報	復興本部設置後～	復興組織 健康福祉局	・復興本部で作成された広報内容について、ボランティア等の協力を得ながら、手話、音声、点字等で情報伝達する。
地域防災拠点における広報	復興本部設置後～	関係各局 区役所	・避難生活に欠かせない生活支援情報等については、地域防災拠点を通して広報を行う。 ・情報提供は、チラシや災害情報に関する印刷物、掲示板等を活用して行う。
報道機関への発表	復興本部設置後～	市長室	・復興施策の内容及び実施状況、生活関連情報等で、市民に提供する必要があると認められるものを報道機関に発表する。

○留意事項

- ・ 他自治体へ一時的に避難している市民に対しても、県及び他自治体と連携を図り広報を実施する。（県及び他自治体の広報紙や公式ウェブサイトへの掲載など）
- ・ 広報紙やチラシ等の作成については、被災地内では印刷業者等も被災し対応できないことがあることに留意する。

○事前対策

- ・ 広報する事項、内容、手段については、事前に整理をしておく必要がある。

(2) 相談・各種申請の受付

○概要

発災後、できるだけ早期に市役所および区に「総合支援窓口」を開設し、様々な生活上の不安や問題を抱えた被災者からの問合せ・相談・要望に応じる。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
被災相談窓口の設置	災害対策本部設置後～	スポーツ市民局 区役所	・市役所内及び区役所内に被災者のための相談窓口を設置し、災害市民相談を実施する。
総合支援窓口の設置 (ワンストップ窓口)	災害復興本部設置後～	復興組織	・市民ニーズの高まりにより、市役所内及び区役所内に様々な手続きを1箇所で可能にする「総合支援窓口」を設置する。 ・関係各局の個別相談と連携した復興に向けた被災者の総合的な生活支援等を行う。

○留意事項

- ・ 各種申請の受付にあたっては、受付方法、場所、期間、関連する相談対応について他部門での各種申請等と調整する。
- ・ 相談や申請の受付にあたっては、プライバシーへの配慮が必要なため、情報管理、相談場所における配慮にも留意する。

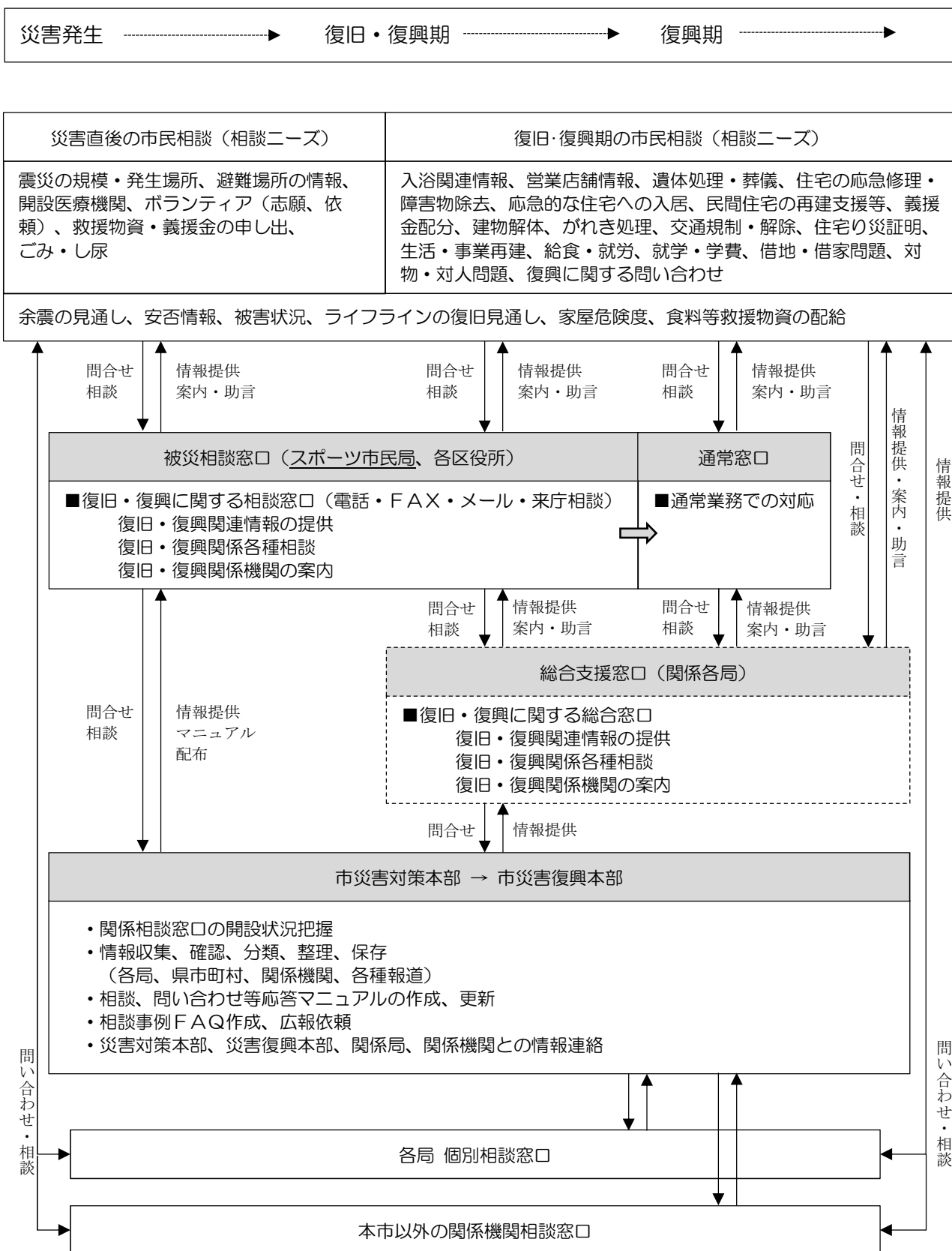
○事前対策

- ・ 相談・申請内容、種類等について、事前に検討（想定）しておく必要がある。

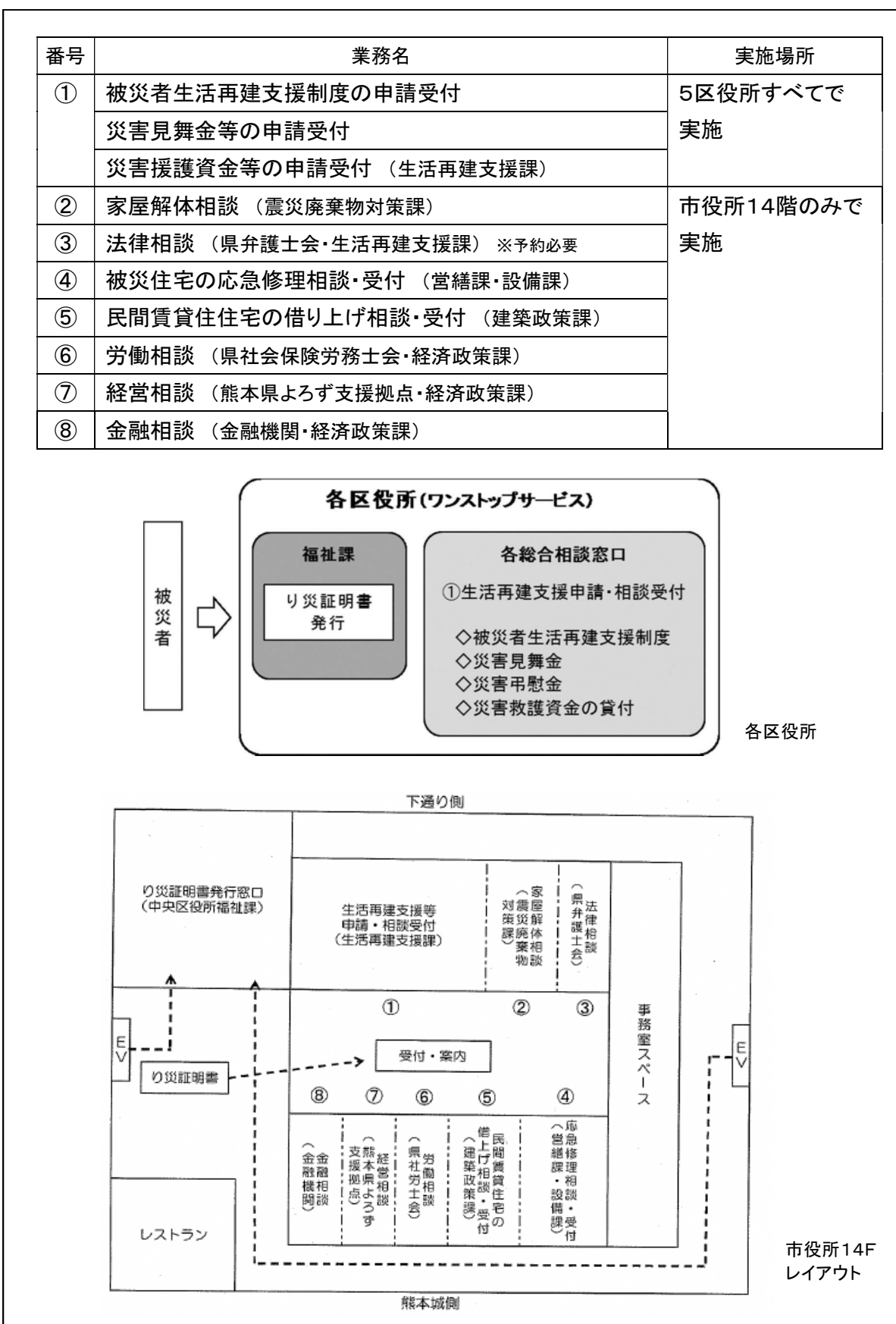


特別行政相談所の様子【宮城県七ヶ浜町】
(出典:総務省 Web サイト)

(参考 1) 災害時の相談体制イメージ



(参考2) 熊本地震における熊本市の総合相談窓口体制



(参考3) 関係機関との連携について

相談内容	関係機関		主な連携の内容
	県	その他※	
住宅相談	住宅計画課	機構、事務所協会	- 市は相談窓口の設置を県へ報告するとともに、必要に応じて相談員の派遣を要請する。 - 県は、市から要請に基づき、(独)住宅金融支援機構及び(公社)愛知県建築士事務所協会へ相談員派遣の協力要請を行う。 - 相談窓口は原則として市に設置し、県は市からの専門的な相談を主とし、バックアップする体制をとる。
雇用相談	労働福祉課、就業促進課	労働局	国（愛知労働局）、県と情報提供・交換などの連携を図り、効果的な運用に努める。 ●相談体制フロー図
企業相談	産業労働政策課	経産局、労働局、政金、商工	各関係機関にて設置される個別相談窓口や、県総合窓口と相互の情報共有を図ることで、現況の把握や相談対応の精度向上、地域格差の解消を図る。 ●総合相談窓口設置における関係機関との連携

※ 略称は以下を示す。

機構:(独)住宅金融機構 / 事務所協会:(公社)愛知県建築士事務所協会 / 労働局:愛知労働局

経産局:中部経済産業局 / 政金:日本政策金融公庫、商工組合中央金庫

商工:商工会議所・商工会・愛知県中小企業団体中央会

■詳細については、「愛知県 被災者生活再建・産業再建支援マニュアル」（平成 28 年 3 月）の以下の内容を参照。

- ・対策分野 1 住宅対策 （1-1 住宅対策必要世帯数の推計）
- ・対策分野 2 雇用・就業対策（2-2 被災状況把握、相談窓口の設置・運営）
- ・対策分野 7 商工業の早期復旧支援（7-3 相談窓口の設置）

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

第2章

都 市 の 復 興

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

第2章 都市の復興

1 災害復旧・復興への着手

(1) 災害廃棄物処理の実施

○概要

市民の健康・安全の確保や速やかな復旧・復興が可能となるよう、名古屋市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を図る。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
災害廃棄物処理 実行計画の策定	発災後 1 カ月以内	環境局	・災害廃棄物処理計画に基づき、実際の被害状況や災害廃棄物の発生量等を踏まえた災害廃棄物処理実行計画を策定し、可能な限り短期間での処理を目指す。
災害廃棄物の処理	発災後	環境局	・災害廃棄物の処理は、本市による自己処理を原則とする。
分別・再生利用の 推進	発災後 随時	環境局	・災害廃棄物の処理・処分量を削減するため、分別や再生利用、再資源化を推進する。
処理の協力・支 援、連携	発災後 随時	環境局	・本市の処理能力が不足する場合には、愛知県や国、他地方自治体及び民間事業者等の協力・支援を受けて処理する。 ・周辺市町村との連携については、被害状況等に応じて相互協力体制を検討する。
損壊家屋等の解体・撤去	発災後 約 2 か月後～	環境局	・公費解体の対象となった損壊家屋等の解体・撤去作業を行う。

○留意事項

- ・ 災害廃棄物の処理にあたっては、周辺環境等に十分配慮して処理を行う。

○事前対策

- ・ 大規模災害の発生時に、災害廃棄物処理計画を有効に活用して災害廃棄物処理を的確に実施することができるよう、平常時から職員の教育・訓練等を継続的に実施する。
- ・ 災害廃棄物処理については、本市の処理体制だけで対応することは困難であるため、廃棄物処理の経験・能力や必要な資機材を有する民間事業者と連携できるよう必要な対策を進める。

2 安全な市街地・公共施設の整備

(1) 市街地復興基本方針の策定

○概要

被災後速やかに市街地復興の方向性を市民に示すために、「名古屋市市街地復興計画マニュアル」に基づき、現地調査により家屋の被害概況を把握するとともに、調査結果に基づき市街地復興基本方針を策定する。また、必要に応じて建築基準法第 84 条に基づく建築制限を実施する。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
初動体制の確立	発災後 1 週間以内	住宅都市局	・地震発災後、円滑に初動活動に基づき、市街地復興計画の検討に必要な準備行動を実施する。
家屋被害概況調査の実施	発災後 1 週間以内	住宅都市局	・市街地復興基本方針及び第一次建築制限の検討における基礎資料とするため、現地調査により街区単位の家屋被害概況を把握する。
市街地復興基本方針の策定	発災後 2 週間以内	住宅都市局	・各種の被害状況や国等関連機関からの情報（支援措置等）を把握したうえで、市街地復興の方向性を決定する。
第一次建築制限の実施	発災後 2 週間以内 (必要に応じて)	住宅都市局	・復興事業の導入が必要と思われる地区に対して、建築制限（建築基準法第 84 条）を実施する。 ・告示後、発災から 1 か月が経過するまで、建築制限区域内で建築制限を実施する。必要な場合、区域の見直し及び建築制限期間の延長（最大 1 か月）を行う。
市街地復興基本方針、第一次建築制限の周知	建築制限の 指定・告示後	住宅都市局	・建築制限の指定・告示に併せて、市街地復興基本方針や建築制限に係る情報提供・建築相談等を行う建築相談コーナーを設置する。

○留意事項

- ・安全な市街地・公共施設の整備は、被災地復興の重要なテーマであるが、各種の生活再建、産業再建と連携させつつバランスを見て実施していく必要がある。
- ・本市における災害復興の基本方針や、県及び隣接市との調整、整合を図る。
- ・建築制限区域の設定は、都市復興に関する関係機関・権利者への周知が必要である。
- ・被災市街地の借地借家問題において、被災借地借家法の適用については、関係機関等と調整の上、その必要性について判断する。

○事前対策

- ・応急危険度判定や家屋被害認定調査との連携等、家屋被害概況調査の省力化を検討する。

（２）市街地復興計画（骨子案）の策定

○概要

市街地復興計画及び地区別復興まちづくり計画等の検討に先立ち、市全体の市街地復興に係る基本的な考え方、復興事業の導入が想定される被災地区の復興基本方針である市街地復興計画（骨子案）を市民に示す。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
家屋被害状況調査の実施	発災後 3週間以内	住宅都市局	・市街地復興計画の骨子案の検討及び復興地区区分、地区別復興まちづくり計画案の検討における基礎資料とするため、現地調査により街区単位の家屋被害状況を把握する。
復興対象地区の設定	発災後 1か月以内	住宅都市局	・被災市街地の復興にあたって、優先度を考慮して効果的かつ効率的に復興を進めるため、復興事業の適用を踏まえて被災市街地を区分するものとして、復興対象地区を決定する。
市街地復興計画（骨子案）の策定	発災後 2か月以内	住宅都市局	・基礎資料をもとに、市街地復興基本方針を加筆・修正し、住宅復興・産業復興を所管する関係部局と協議、調整のうえ市街地復興計画（骨子素案）を作成する。 ・作成した市街地復興計画（骨子素案）を市災害復興本部に諮り、市街地復興計画（骨子案）を決定・公表する。
第二次建築制限の実施	発災後 2か月以内 （必要に応じて）	住宅都市局	・緊急かつ健全な復興のため復興事業の導入が必要な区域において、区域内の無秩序な個別再建をコントロールするため、被災市街地復興推進地域の都市計画を決定し、発災から最長２年間の建築制限（被災市街地復興特別措置法第７条の建築制限）を実施する。
市街地復興計画（骨子案）、第二次建築制限の周知	第二次建築制限の決定後	住宅都市局	・建築制限の指定・告示に併せて、建築制限に係る情報提供・建築相談等を行う建築相談コーナーを設置する。

○留意事項

- ・ 行政主導のまちづくりと市民合意とのバランスについて考慮する。
- ・ 県や隣接市との調整、整合を図ることが必要である。
- ・ 建築制限区域の設定においては、都市復興に関する関係機関・権利者への周知が必要である。
- ・ 建築相談コーナーの設置については、総合相談窓口との連携が望ましい。

○事前対策

- ・ 市街地復興計画（骨子案）のイメージを必要に応じて更新する。

(3) 市街地復興計画の策定・推進

○概要

被災地区における復興の取り組みを具体化するため、地区別復興まちづくり計画の策定と、復興都市計画を決定する。

また、地区別復興まちづくり計画の検討結果を反映しつつ、市街地復興のマスタープランとして具体的な復興施策を体系的に整理した市街地復興計画を作成する。

その後、地区別復興まちづくり計画や復興都市計画から、復興事業計画等を策定し、復興事業を推進する。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
地区別復興まちづくり計画の策定	発災後 6 か月以内	住宅都市局	・被災地区における復興の取り組みを具体化するため、地区別復興まちづくり計画の策定と、復興都市計画を決定する。
地区別復興まちづくり計画の周知	発災後 6 か月以内	住宅都市局	・地区別復興まちづくり計画の作成段階において、市窓口等における閲覧資料とするほか、説明会開催、広報配布等により地区住民への周知を図る。
市街地復興計画の策定	発災後 6 か月以内	住宅都市局 他 関係局	・地区別復興まちづくり計画の検討結果を反映しつつ、市街地復興計画（骨子案）を修正・加筆し、市街地復興のマスタープランとして具体的な復興施策を体系的に整理した市街地復興計画を作成する。 ・市街地復興計画検討委員会（委員長：都市計画部長）及び市災害復興本部に諮り、市議会の承認を経て、市街地復興計画として策定、公表する。
市街地復興事業の推進	市街地復興計画策定後	住宅都市局 ほか関係局	・市街地復興計画策定後の市街地復興事業の推進を図る。

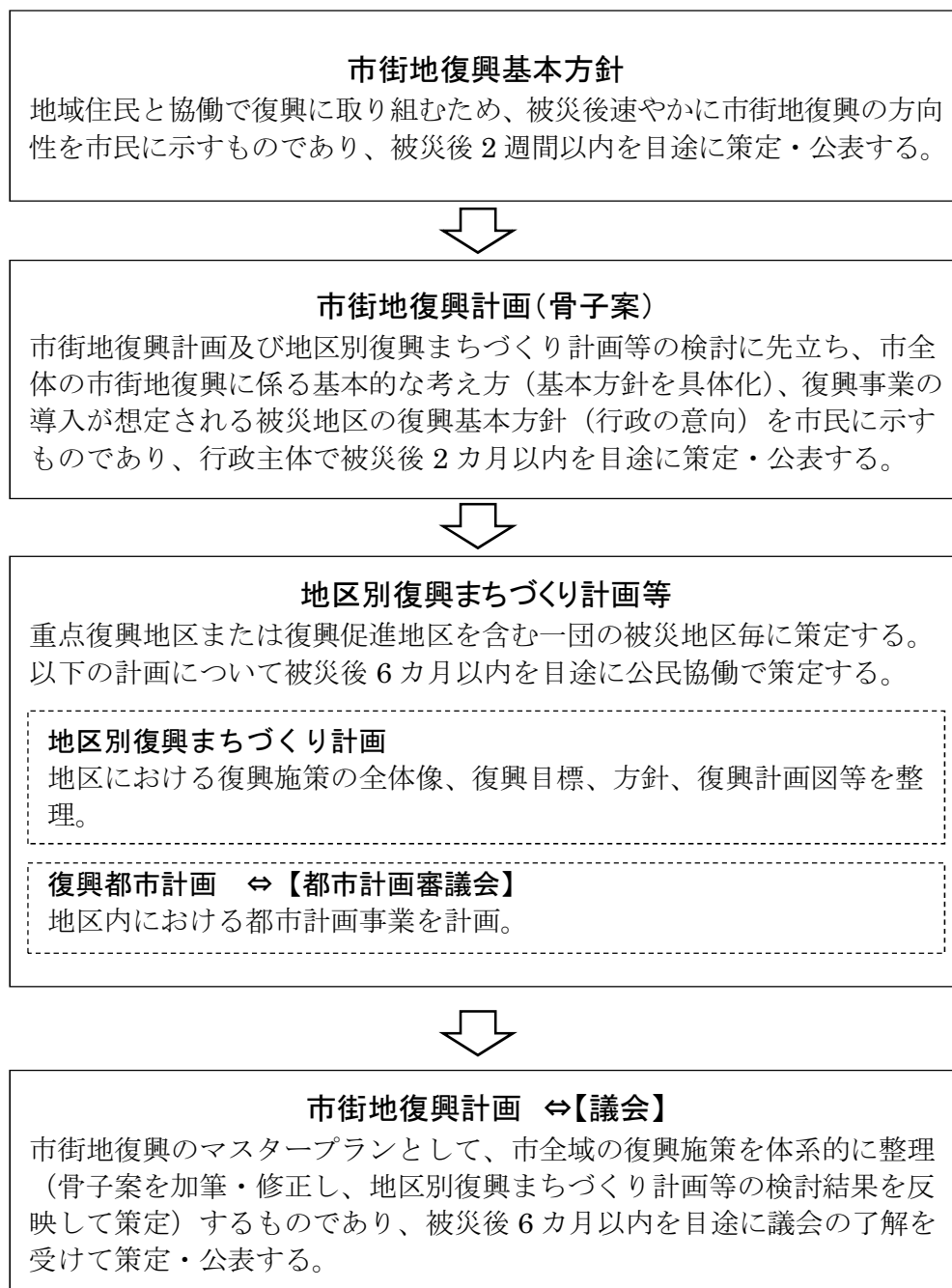
○留意事項

- ・復興まちづくりに関しては、建築制限区域の設定等、スピード感を求められる側面もあるが、地域住民との協働を基本とし、丁寧に合意形成を図りながら取り組む必要がある。
- ・市街地復興計画は、本来、災害復興計画と同時に策定されるべきであるが、被災状況や合意形成の進捗等の影響により、前後することがある。

○事前対策

- ・被災後の速やかな復興のため、「復興イメージトレーニング」を多様な場所・条件で実施し、成果を蓄積する。

(参考) 市街地復興に関する行動の流れの整理



市街地復興の詳細については「名古屋市市街地復興マニュアル」を参照

（４）災害危険区域等の設定

○概要

将来的にも被災危険の高い地域等においては、復興対策の一つとして災害危険区域等の設定による建物の建築制限や構造上の規制により、被害の軽減を図る。

併せて、水害対応や耐震・防火建築を推進するための諸制度の活用を図りながら、危険区域等に現存する建築物に対する防災性強化を図る。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
災害危険区域の決定	市街地復興計画にあわせて (必要に応じて)	住宅都市局	・建築基準法第 39 条を根拠として、地方公共団体は、条例に基づき災害危険区域を指定することができる。 ・本市では「名古屋市臨海部防災区域建築条例」に基づき災害危険区域として「臨海部防災区域」の指定及びその区域内における災害防止上必要な建築物の敷地及び構造に関する制限を定めている。 ・被災状況等により、災害危険区域の決定や、建築物の敷地及び構造に関する制限の拡大等を検討する。
その他の危険区域指定や建築制限等	市街地復興計画にあわせて	住宅都市局	・建築基準法以外の法に基づく危険区域指定や建築制限等として、防火地域、地区計画の指定等がある。必要に応じて、これらを活用し、災害時の建物被害等の軽減を図る。
建築物の防災性強化	市街地復興計画にあわせて	住宅都市局	・危険区域等に現存する建築物に対する防災性強化を図る。 ・そのため、水害対応や耐震・防火建築を推進するための諸制度の活用を推進する。

○留意事項

- ・ 災害危険区域の設定は、時限的な規制である建築制限とは異なり、地権者に対しては大きな私権制限となる。このため、区域設定前にその必要性について、十分吟味するとともに、設定する場合は被災者に対する十分な意向把握の実施と災害危険区域設定に対する理解を慎重かつ丁寧に得ることが必要である。

○事前対策

- ・ 災害発生時に被災する可能性のある区域は、平常時から、必要な規制や災害防止施設の整備等を進め、被害の最小化を図る取り組みを進める。

（５）宅地・公共建築物の移転・嵩上げ

○概要

災害危険の著しい区域においては、被災状況等を踏まえ、移転や地盤の嵩上げなどを行う必要がある。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
移転事業	市街地復興計画策定後	住宅都市局	・被害を受けた市街地等を、高台や内陸部など安全な地域に移転する必要性が生じた場合には、集団で住宅団地等に移転する場合には防災集団移転促進事業、単独で移転するがけ地近接等危険住宅移転事業を活用を検討する。
嵩上げ事業	市街地復興計画策定後	住宅都市局	・洪水や津波・高潮災害の被災地で、原形復旧では再度被災する可能性が高い場合には、地盤の嵩上げを行って市街地を再建することにより、安全性の高い市街地を形成することを検討する。

○留意事項

- ・ 集団移転事業に関しては、地元の意向を十分に把握するとともに、画一的な対策ではなく、様々なニーズに対応できるよう柔軟に対策を実施する必要がある。
- ・ 宅地への対策と併せて、被災公共施設等の移転・嵩上げを検討する。

○事前対策

- ・ 本市における防災集団移転促進事業の適用イメージについて検討する。

3 都市基盤施設の復興

(1) 道路の復興

○概要

道路は、住民の生活と地域の産業・経済を支えており、交通機能が長期にわたって停止すると被災者の生活・事業再建に大きな影響を与えるものである。迅速な復旧を図るとともに、被害による防災上の課題が明らかになった場合には、原型復旧のみならず耐震性の強化、交通ネットワークの充実など必要な復興対策を行う。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
被災状況の把握	発災後速やかに	緑政土木局	・道路啓開完了までに確認した情報に加えて応急復旧調査を行い、応急復旧が必要な箇所及び復旧方法等について本庁に報告する。
応急復旧・復興に向けた基本方針の決定	発災後速やかに	緑政土木局	・得られた情報を整理検討のうえ、応急復旧・復興に向けた基本方針を決定する。
応急復旧の実施	発災後速やかに	緑政土木局	・市が管理する道路が被災した場合、既定の手続きにより速やかに応急復旧を実施する。
災害に強い交通ネットワークの構築	災害復興計画に合わせて	住宅都市局 緑政土木局	・再度の被災防止や整備水準の見直しなどの観点を踏まえて、災害に強い交通ネットワークの構築を検討する。 ・災害復興計画に基づいて、災害に強い交通ネットワークを整備する。

○留意事項

- ・ 災害復旧事業は、基本的に現状復旧であるため、被災前の状況を正確に把握しておく必要がある。



堤防機能を付加した嵩上げ道路の整備
【仙台市】

（２）河川等の復興

○概要

洪水は短い期間で再度発生する可能性が高いことから、まず被災した河川施設の災害復旧を図るとともに、被災箇所以外も含めた河道の整備、調整機能や放水施設の整備等を状況に適応した方法で行う。

洪水害地域の復興・防災まちづくりでは、総合的な治水対策の検討を行い、治水施設の整備や保水・遊水機能の強化を行う。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
被災状況の把握	発災後速やかに	緑政土木局	・現地確認のうえ、応急復旧調査を行い、応急復旧が必要な箇所及び復旧方法等について本庁に報告する。
応急復旧・復興に向けた基本方針の決定	発災後速やかに	緑政土木局	・被災箇所について、迅速な現状復旧を目指すか、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのか検討し、基本方針を決定する。
応急復旧の実施	発災後速やかに	緑政土木局	・災害の再発防止を図るため、災害発生の原因となった障害物の除去や、災害復旧助成事業・災害関連事業の実施に障害となる原因の除去を行う。 ・大雨によるさらなる被害を防止するため、必要により協定業者などにより応急復旧を実施する。
河道整備	災害復興計画に合わせて	緑政土木局	・護岸復旧に当たり、河川整備が完了していない区間については、家屋再建・移設等のまちづくりと連携して河道拡幅を行うなど、柔軟な河道整備を推進する。
雨水流出抑制の実施	災害復興計画に合わせて	上下水道局 緑政土木局 他 関係局	・公共施設では貯留・浸透施設の設置を推進するとともに、市民、事業者に対しては雨水流出抑制の効果や必要性を伝えるなど、民間施設などにおける雨水流出抑制施設設置の普及・啓発を推進する。
総合的な治水対策	災害復興計画に合わせて	緑政土木局 上下水道局	・今後は、地球温暖化の影響などによる豪雨災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、都市化の進展や社会経済情勢の変化を踏まえ必要に応じて計画を見直す。
内水排除への対応	災害復興計画に合わせて	上下水道局 緑政土木局	・河川等の整備状況と連携して排水管や排水ポンプの能力増強を検討する。

○留意事項

- ・ 同一河川水系において、区間によってその所管が異なる場合があるため、復興整備を実施する場合は、相互の方針の整合、整備に向けた連携強化が必要である。

○事前対策

- ・ 河川施設の耐震化を着実に進めるとともに、河川改修を推進する。

(3) 都市公園等の復興

○概要

都市公園等は、避難場所や救援活動等の防災上の拠点として大きな役割を果たすことを踏まえ、災害に強いまちづくりの視点に基づいて復旧対策を進める。

緑地の持つ延焼防止機能を利用して、道路や河川を緑地帯として整備するなど、緑のネットワーク化により市街地の防災性の向上を図る。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
被災状況の把握	発災後速やかに	緑政土木局	・現地確認のうえ、応急復旧調査を行い、応急復旧が必要な箇所及び復旧方法等について本庁に報告する。
応急復旧・復興に向けた基本方針の決定	発災後速やかに	緑政土木局 住宅都市局	・重点的に復興を行う地区に立地する既存の公園・緑地については、被害状況調査結果を踏まえ、復旧・復興に向けた基本方針を決定する。
応急復旧の実施	発災後速やかに	緑政土木局	・現状復旧が決定された公園については、迅速かつ円滑な応急復旧を実施する。
公園の充実・緑のネットワーク化等	災害復興計画に合わせて	住宅都市局 緑政土木局	・市街地内の緑のネットワーク化や災害時に機能するオープンスペースの確保等を見据えた公園の新設を検討する。 ・被災状況に応じて、既存の計画等で示されている公園の早期整備を検討する。
防災の拠点となりうる公園の整備等	災害復興計画に合わせて	住宅都市局 緑政土木局	・緊急輸送車両の進入に対応した施設への改修、災害対応型施設の設置を図るなど、広域的・地域的な防災の拠点となる公園の拡充・整備を検討する。

○留意事項

- ・市街地復興において、土地区画整理事業等を実施する地区については、地区レベルの防災性向上を目的に、近隣公園や街区公園等の整備を積極的に行う。

○事前対策

- ・都市部、特に密集住宅市街地において、防災性向上の視点から、オープンスペースの確保、整備を進める。

(4) ライフライン施設の復興

○概要

ライフラインは、市民の日常生活や都市活動に不可欠であり、機能停止により各種の応急活動に支障が生じ、市民の生命が危険にさらされることが考えられる。また、ライフラインの停止等の長期化は、住民の生活や産業にも大きな支障を与えるため、迅速な機能回復を行うとともに、再度被災しないように防災性の向上に取り組む。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
道路管理者とライフライン事業者との復旧事業調整	発災後速やかに	緑政土木局 他 関係局	・災害発生後のライフライン復旧事業を合理的に進めるために、各ライフライン事業者との応急復旧工事にかかわる関連情報の共有化、情報交換を行う。
民間事業者の復旧・復興事業との調整	被災後から復旧事業開始前	住宅都市局 他 関係局	・よりよい復旧・復興事業とするため、民間事業者と連携し、防災性が向上するよう事業調整を図る。
無電柱化	災害復興計画に合わせて	住宅都市局 緑政土木局	・防災機能の強化、景観に配慮した復興まちづくりのため、電線共同溝などの無電柱化整備の検討を行う。 ・災害復興計画に基づいて、整備する。

○留意事項

- ・ 応急復旧は原則として現状復旧とするが、被災状況や地域特性、既存の施設整備状況、市街地復興計画等を踏まえ、迅速な現状復旧をめざすか、耐震性の強化や中長期的な問題点の改良等を行う復興を行うのか、必要に応じて仮設による復旧にとどめるかなどの検討を行う。

○事前対策

- ・ 災害に強い上下水道施設の整備を進める。

（５）農業施設等の復興

○概要

農業用施設である農業用排水路や排水機場は、農地以外に降る雨の処理など地域の排水も担っており、迅速な復旧・復興支援を行う必要がある。また、被災した農業者が復興後、地域農業をどのように行っていくかを検討するための支援を行う。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
被災状況の把握及び復旧・復興に向けた基本方針の決定	発災後速やかに	緑政土木局	- 被害状況を把握し、県等関係機関と情報共有を図る。 - 把握した被災状況を基に復旧・復興に向けた基本方針を決定する。
復旧・復興の実施	災害復興計画に合わせて	緑政土木局	国・県等の協力を得ながら迅速かつ円滑な復旧事業を実施するとともに、農業者への復興支援を行う。

○留意事項

- 排水機場や農業用水路等の農業用施設について、県等の協力を得ながら長寿命化や改良を着実に進めていく。

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

第3章

住 宅 の 復 興

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

第3章 住宅の復興

1 緊急の住宅確保

(1) 被災住宅の応急修理・障害物除去

○概要

住宅の被災状況や応急対応可能な業者を把握し、被災住宅の応急修理・障害物除去の体制整備、制度の周知、申請の受付等を行う。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
障害物除去・応急修理の体制整備	発災後速やかに	住宅都市局	・住宅の被害状況を調査するとともに、協定締結団体が提供する業者名簿から応急対応可能な業者を確認し、県へ報告する。 ・県が決定した実施方針に基づき、応急修理・障害物除去の想定件数等を県へ報告する。 ・応急対応可能な業者から実施業者を指名し、業務手順等を説明する。
障害物除去・応急修理の募集	発災後 除去 10 日以内 修理 1 か月以内	住宅都市局	・実施方針及びその手続きについて被災者に周知するとともに、問い合わせ・相談等に対応する。
障害物除去・応急修理の実施	発災後 除去 10 日以内 修理 1 か月以内	住宅都市局	・住宅相談窓口において、被災者からの申請を受け付け、実施業者のあっせん等を行う。 ・実施業者からの見積書を受理し、依頼書を交付する。 ・実施業者から完了報告書及び請求書を受理し、業者に費用を支払う。
被災者の自力による応急修理の支援	随時	住宅都市局	・災害救助法の対象とならない被災者に対して、協定締結団体が提供する業者名簿等の情報提供を行う。

○留意事項

- ・災害救助法に基づく被災住宅の応急修理・障害物除去は、本格的な復旧や原状回復を図るものではなく、避難所等から自宅への帰宅を促すため、日常生活に必要な最小限度の部分への応急的な対応として実施する。
- ・発災後に悪徳業者が横行することも想定し、必要に応じて注意喚起や価格審査等の実施についても検討する。

○事前対策

- ・大規模災害においては、地元業者も被災し、連絡が困難になることも想定されることから、その連絡体制等について県と協議・確認しておく必要がある。

(2) 市営住宅等における応急対応

○概要

市営住宅等について、管理代行者あるいは指定管理者と協力して被害状況を把握するとともに、居住者からの問い合わせに対応する。また、必要な場合は、居住者が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を実施する。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
市営住宅等の被害状況の把握	発災後速やかに	住宅都市局	・市営住宅等の管理代行者あるいは指定管理者と協力し、速やかに被害状況の調査を行う。
市営住宅等居住者への対応	発災後速やかに	住宅都市局	・危険箇所について応急保安措置を実施するとともに、危害防止のため居住者に周知を図る。
市営住宅等の応急修理	発災後速やかに	住宅都市局	・居住者が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を実施する。

○留意事項

・市営住宅等は、居住のセーフティネットとして高齢者や障害者などの要配慮者が数多く居住しており、災害時においてもその特性に配慮した適切な対応が求められる。

○事前対策

・市営住宅等の被害状況の把握や居住者への対応、応急修理等を速やかに実施するためには、その執行体制等について市営住宅等の管理代行者あるいは指定管理者と協議・確認しておく必要がある。

(3) 応急的な住宅の供給戸数の検討

○概要

住宅の被害状況や一時使用・借上げに利用可能な空き室数を把握し、被災者の住宅再建に対する意向を勘案しながら、応急仮設住宅等の供給戸数を検討する。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
応急仮設住宅建設調整会議の発足	発災後速やかに	住宅都市局	・ 応急仮設住宅建設調整会議を発足し、作業に取り掛かれるよう準備をする。
応急仮設住宅の建設要望の有無の報告及び建設要望調書（当初）の作成・提出	発災後速やかに	住宅都市局	・ 県へ応急仮設住宅の建設要望の有無を報告するとともに、速やかに建設要望戸数を推計する。 ・ 災害対策本部会議の決定を経て、建設要望調書（当初）を作成・提出する。
応急仮設住宅建設用地の確保	発災後 1 週間以内	住宅都市局	・ オープンスペース利用計画を踏まえ、災害対策本部会議の決定を経て、応急仮設住宅の建設予定地を選定する。 ・ <u>地権者等から土地の提供の申し出があった場合は、全庁的なオープンスペース利用調整の結果を踏まえ、用地調査を行う。</u>
応急仮設住宅建設予定地の現地状況調査	発災後 1 週間以内	住宅都市局	・ <u>応急仮設住宅の建設予定地について周辺状況等の情報を事前に収集し、現地状況調査を、協定締結団体から斡旋を受けた建設事業者とともに行う。</u> ・ <u>調査を踏まえて建設事業者が作成した建設予定地の配置計画図を受領する。</u>
一時使用・借上げに利用可能な住宅戸数の把握	発災後 2 週間以内	住宅都市局	・ 市営住宅等の空き室の被災状況を把握し、必要に応じて補修を行った上で、使用期限を設定して県へ報告する。 ・ 県が収集した県営・市町村営住宅、近隣の他府県営住宅、UR賃貸住宅などの公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の空き室情報の提供を受ける。
<u>被災者の住宅再建に対する意向の把握</u>	発災後 2 週間以内	住宅都市局 他 関係局	・ <u>避難所で実施される意向調査に協力するなどにより、被災者の住宅再建に対する意向を把握する。</u> ・ 調査の実施にあたっては、他の案件等と連携するなど、被災者の負担減を考慮する。
要配慮者に対する福祉仮設住宅の建設検討	発災後 2 週間以内	住宅都市局 健康福祉局	・ 要配慮者の被災状況等を踏まえ、高齢者や障害者等に配慮した福祉仮設住宅の建設について検討を行う。

<u>応急仮設住宅の必要な住宅戸数等の決定及び建設要望調書（変更）の作成・提出</u>	発災後 2 週間以内	住宅都市局	- 被災者の状況等を踏まえ、必要な応急仮設住宅の戸数や建設地等について、災害対策本部会議を経て決定する。 - 建設要望調書（変更）を作成し、県へ提出する。 - 県と建設計画案を協議し、県から建設計画の通知を受理する。
---	------------	-------	--

○留意事項

- ・応急的な住宅の供給は、被災者のうち自らの資力で住宅を得ることができない者に対して実施する。
- ・応急仮設住宅の建設には用地の確保が必要であり、完成までに多くの時間と費用もかかることから、恒久住宅等の既存ストックの活用（民間賃貸住宅の借上げや市営住宅等の一時使用等）を優先的に図る。
- ・既存ストックを活用する際には、一団の空き室確保は望めないことから、地域コミュニティの維持に配慮した入居者管理の実施に留意する。
- ・発災後からの時間の経過や市街地復興の進捗等に応じて被災者の意向も変化することから、柔軟に対応することが必要となる。

○事前対策

- ・応急仮設住宅の建設予定地を速やかに選定するためには、あらかじめ住宅建設に適する建設候補地をリストアップしておく必要がある。
- ・一時入居が可能な市営住宅等の戸数を速やかに把握するためには、平時から市営住宅等の空き室状況を把握しておく必要がある。

（４）応急的な住宅の供給

○概要

応急的な住宅の供給戸数の検討に基づき、応急仮設住宅を建設するとともに、被災者の一時使用住宅として市営住宅その他の公的賃貸住宅の空き室の確保を図る。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
応急仮設住宅の建設	発災後 20 日以内～随時	住宅都市局	・原則として工事着手前までに建設用地の使用手続きを完了する。 ・ライフラインの復旧時期の確認や周辺対応を行う。 ・建設事業者と契約を締結し、施工実施計画書を受領する。 ・建設事業者の立ち会いのもと、縄張り検査・中間検査を行う。
応急仮設住宅の完成引き渡し	応急仮設住宅完成後～随時	住宅都市局	・工事が完了したら、完了検査を行い、検査終了の後、応急仮設住宅の引き渡しを受ける。
一時使用住宅の空き室の確保	発災後速やかに	住宅都市局	・被災者の一時使用住宅として、市営住宅その他の公共賃貸住宅の空き室の確保を図る。 ・空室の使用期限の設定について検討する。

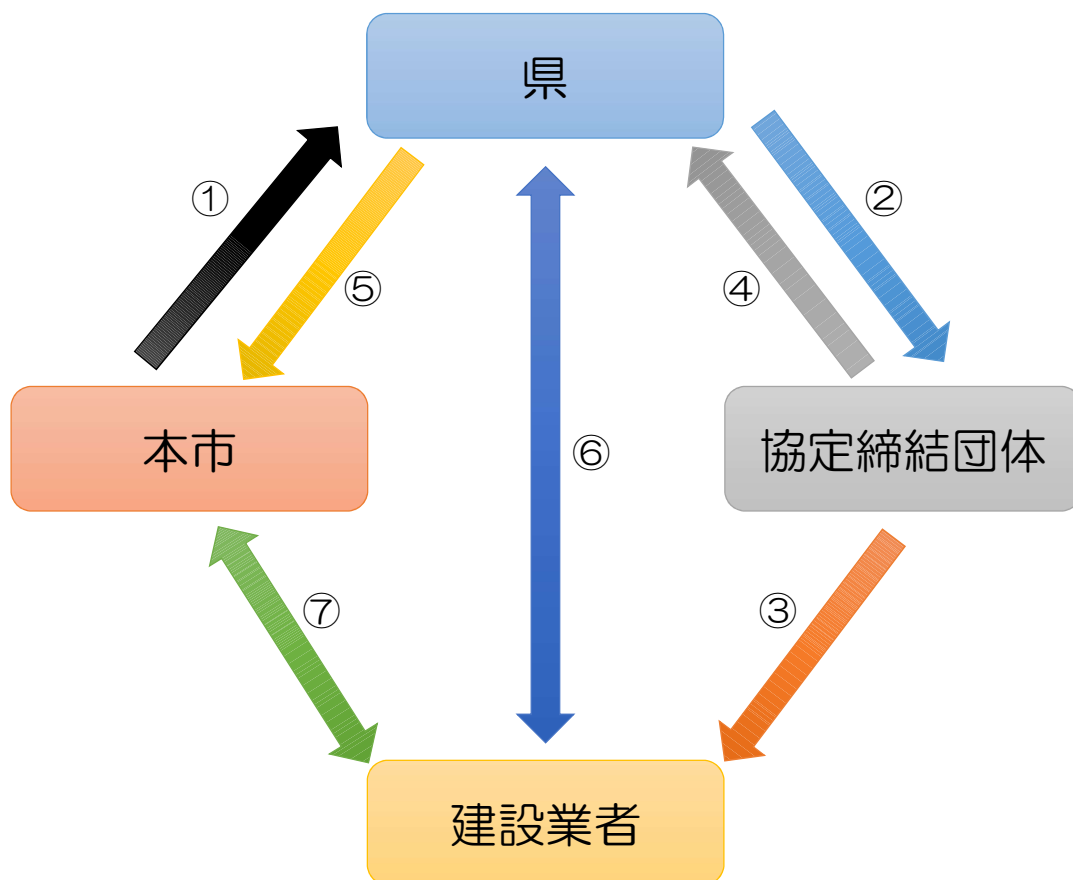
○留意事項

- ・応急的な住宅の供給にあたっては、地域バランス、コミュニティの維持、要配慮者の利用等への配慮が必要となる。
- ・一時使用住宅となる市営住宅の空き室には、手入れが必要なもの、風呂釜・桶・給湯器が設置されていないもの等もあるため、必要に応じて対応を検討する。
- ・応急仮設住宅は一時的な施設であり、建設には多くの費用がかかることから、恒久住宅等の既存ストックの活用を優先的に図ることを基本とし、並行的に応急仮設住宅の建設を機動的に行う。

○事前対策

- ・応急仮設住宅の建設を円滑に進めるためには、あらかじめリストアップされた建設候補地について配置計画図を作成しておく必要がある。
- ・利用期間が工事完了してから 3 ヶ月を超える場合は建築基準法の許可が必要となり、あらかじめ許可要件・手続き等を確認しておく必要がある。

序章 第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 応急仮設住宅の建設に関する県・本市・協定締結団体との役割



- ①本市から県へ建設業者の斡旋依頼
- ②建設業者の斡旋要請
- ③斡旋建設業者の決定・依頼
- ④建設業者の斡旋
- ⑤県から本市に斡旋建設業者の通知（回答）
- ⑥県と建設業者の契約・支払い等
- ⑦本市と建設業者の契約・支払い等

(5) 応急的な住宅の入居者募集・選定

○概要

応急仮設住宅（建設型応急住宅・賃貸型応急住宅）や一時使用住宅の入居者を募集・選定し、入居手続きを行う。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
仮設住宅運営本部室の設置	発災後～随時	住宅都市局 健康福祉局	・被災者の居住に関する事務を総合的に迅速かつ適切に対応することが望まれる場合、関係班を統合し、災害対策本部の下に仮設住宅運営本部室を組織し、応急仮設住宅に係る事務を含め、被災者の居住に関する事務を統括管理する。
建設型応急住宅の管理	建設型応急住宅設置後2年間	住宅都市局	・建設事業者に管理業務を委託するなどにより、建設型応急住宅の建物、敷地及び附帯施設の管理を行う。
建設型応急住宅の入居者募集・選定	建設型応急住宅建設着手後～随時	住宅都市局 健康福祉局 区役所	・住戸タイプにより入居者の対象を区分し、また高齢者・障害者など避難所生活が困難な被災者の優先入居に配慮しながら、災害対策本部会議の決定を経て、入居基準等を作成する。 ・住宅相談窓口において、入居者を募集し、入居基準等に従って申込みを受け付け、選定を行う。 ・選定した入居者との使用貸借契約の締結手続きを行い、名簿・管理台帳等を作成する。
賃貸型応急住宅の情報提供	発災後2週間程度～随時	住宅都市局	・住宅相談窓口において、応急住宅として提供される民間住宅等の賃貸借を仲介する協定締結団体（不動産業者）に関する情報を提供する。
賃貸型応急住宅の入居手続き	発災後2週間程度～随時	住宅都市局	・住宅相談窓口において、入居基準等に従って、入居契約手続きを行う。
一時使用住宅の入居者募集・選定・入居手続き	発災後2週間程度～随時	住宅都市局	・住宅相談窓口において、入居者を募集し、入居基準等に従って申込みを受け付け、選定を行う。 ・各住宅管理者において入居手続きを行い、名簿・管理台帳等を作成する。

○留意事項

・建設型応急住宅の入居者募集・選定にあたっては、要配慮者のみの団地が発生しないよう、団地内のソーシャルミックスなどにも配慮する必要がある。

- ・入居者に対する生活支援等については、関係部局が連携して、現状の把握や対応を図る必要がある。
- ・必要に応じて、居住環境調査等を実施し、住環境の問題点の把握や改善方策について検討する。

○事前対策

- ・被災者の入居を円滑に進めるためには、入居基準や入居者募集の周知方法について、県と協議・確認しておく必要がある。
- ・建設型応急住宅の管理については、災害救助法による定めがないため、事前に管理の体制や費用負担等について検討しておく必要がある。
- ・賃貸型応急住宅について、災害救助法による救助は、原則、現物給付により行うこととされており、被災者に対する家賃の給付による救助ではなく、住宅の提供による救助が原則となるため、発災時に混乱をきたさないよう、予め契約条件や家賃の上限等について、県とともに検討・調整を行う必要がある。

（６）利用の長期化・解消への措置

○概要

被災者が応急仮設住宅や一時使用住宅から恒久的な住宅へ移行できるように、恒久住宅の供給と並行して、移行の支援等を行う。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
<u>建設型応急住宅から恒久的な住宅への住み替え支援</u>	<u>建設型応急住宅入居後～随時</u>	住宅都市局	・住宅相談窓口等において、住宅再建支援や公的賃貸住宅の入居者募集等の情報提供を行う。
<u>建設型応急住宅の退去・撤去</u>	<u>建設型応急住宅入居後～随時</u>	住宅都市局	・居住者が退去する際には、退去事務を行い、建設事業者等に撤去を依頼する。 ・建設業者による撤去が完了した際には、完了検査を行う。
<u>賃貸型応急住宅の正式入居への転換・退去</u>	<u>賃貸型応急住宅入居後～随時</u>	住宅都市局	・入居者が正式入居を希望する場合は、その斡旋を行う。 ・退去する場合は、入居者が、住宅所有者等との賃貸借契約に基づいて、復旧・返却を行ったことを確認する。
一時使用住宅の正式入居への転換・退去	一時使用住宅入居後～随時	住宅都市局	・入居者が正式入居を希望する場合は、その斡旋を行う。 ・退去する場合は、各住宅管理者が退去事務を行う。

○留意事項

- ・仮設住宅の供用期間については、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法」が適用された場合には、1年の範囲内で延長することができる。（再延長も同様）
- ・住宅再建の進捗により建設型応急住宅の空き家が増えてきた場合や敷地返還等のためやむを得ない場合には、居住者のコミュニティに配慮しながら、団地の再編（集約）を検討する必要がある。
- ・必要に応じて、公営住宅の見学会、移転費用の低利融資、家賃軽減等の住み替え支援策の実施について検討を行う。

○事前対策

- ・過去の大規模災害の事例を踏まえて、被災者のニーズや恒久的な住宅への住み替えを困難にしている課題を分析・整理しておく必要がある。

2 恒久住宅の供給・再建

(1) 住宅供給に関する基本計画の策定

○概要

被災者の住宅再建意向を踏まえながら、適切かつ計画的な住宅供給を行うために、恒久的な住宅の供給計画を作成する。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
恒久的な住宅の必要戸数の算定	発災後 6 カ月以内	住宅都市局	・住宅被害戸数や住宅再建意向等を把握し、恒久的な住宅の地域別・世帯状況別等の必要戸数を想定する。
恒久的な住宅の供給可能戸数の把握	発災後 6 カ月以内	住宅都市局	・災害公営住宅の建設可能用地を把握し供給可能戸数を算出するとともに、既存の市営住宅等の補修・補強や建替えによる供給可能戸数を算定する。 ・住宅供給公社・都市再生機構による賃貸住宅や分譲住宅の供給可能戸数を確認する。 ・関係団体等に民間住宅の供給可能戸数等を確認する。
恒久的な住宅の供給計画の作成	発災後 6 カ月以内	住宅都市局	・恒久的な住宅の供給可能戸数の検討結果を踏まえ、以下の数値を設定する。 （１）市街地復興事業等との連携による恒久的な住宅の供給目標量 （２）自力で住宅を再建・購入、あるいは民間賃貸住宅へ入居する世帯数の推計 （３）災害公営住宅等の公営住宅の供給目標量 ・民間住宅の供給可能戸数等を踏まえ、災害公営住宅をはじめとする公的住宅の供給方針を策定する。 ・被災地における住宅ニーズを勘案しながら、民間住宅の再建支援に関する対応方針を策定する。 ・被災地全体の恒久的な住宅の供給計画を取りまとめ、公表する。

○留意事項

- ・恒久的な住宅の確保については、自力による自宅再建を基本とする。
- ・被災者の住宅に対するニーズは、時間の経過とともに変化していくことを踏まえ、市街地復興や被災者による住宅の自力再建等の動向に留意する。

○事前対策

- ・恒久的な住宅の必要戸数や供給可能戸数の算出方法等について、検討しておく必要がある。

(2) 民間住宅の再建支援等

○概要

民間住宅の再建支援等として、民間賃貸住宅への入居に対する支援、持ち家の建設・購入・補修に対する支援、被災マンションの再建支援を行う。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
民間賃貸住宅への入居に対する支援	発災後速やかに	住宅都市局	・住宅相談窓口において、被災者の入居が可能な民間賃貸住宅の空き室情報について情報を提供する。
持ち家の建設・購入・補修に対する支援	発災後速やかに	住宅都市局	・住宅相談窓口において、住宅金融支援機構による融資等の支援情報を提供する。
被災マンションの再建支援	発災後速やかに	住宅都市局	・被災マンションの再建に向けて、相談体制の整備、建替・補修に係る支援策の検討・情報提供を行う。
住宅供給等に関する協議会の設置等	発災後速やかに	住宅都市局	・住宅供給等の促進に向けて業者の確保や相談体制の整備等を図るため、関係団体の協議・連携の場を設け、情報の集約・共有化を図る。
共同化への対応	随時	住宅都市局	・市街地再開発事業等に向けた動きを支援する。

○留意事項

- ・住宅再建の支援として、公的な融資や税制制度のほか、被災者生活再建支援法の活用等を図る。
- ・被災マンションの再建に向けては、関係権利者の合意形成が円滑に図られることが重要である。

○事前対策

- ・情報提供の方法、範囲、相談の受付体制について、検討しておく必要がある。

(3) 災害公営住宅等の供給

○概要

自己の資力では住宅の再建が困難な者の居住の安定確保を図るため、既存の市営住宅等の建替え・補修や災害公営住宅等の供給を行い、入居者募集・選定を実施する。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
既存の市営住宅等の建替え・補修	随時	住宅都市局	・既存ストックを活用するため、既存の市営住宅等の建替え・補修を行う。
災害公営住宅等の供給	随時	住宅都市局	・県が策定した災害公営住宅の供給計画に基づき、建設用地を確保するとともに、災害公営住宅の設計・建設を行う。 ・災害公営住宅の建設だけでは供給が間に合わない場合には、その他の公的賃貸住宅の供給についても検討する。
災害公営住宅等の入居者募集・選定	随時	住宅都市局	・災害公営住宅への入居について、入居基準を策定し、入居者募集を実施する。

○留意事項

- ・恒久住宅用地として使用可能な土地を確保できる場合には、応急仮設住宅の建設と並行して、災害公営住宅の整備を検討する。
- ・災害公営住宅を整備する場合には、建設場所の決定や入居者の選定等において、コミュニティの維持に配慮する。
- ・円滑な用地確保を進めていくため、県による関係機関（都市再生機構、住宅供給公社、土地開発公社）との協議調整に協力する。

○事前対策

- ・被災者の入居を円滑に進めるためには、入居基準や入居者募集の周知方法について、県と協議・確認しておく必要がある。

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

第4章

くらしの復興

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

第4章 暮らしの復興

1 被災地への経済的支援

(1) 給付金等

○概要

災害により被害を受けた場合に、災害により死亡した者の遺族に対する災害弔慰金、災害により著しい障害を受けた者に対する災害障害見舞金が支給される他、被災者の生活再建に資する支援策として被災者生活再建支援金の支給等を行う。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
災害弔慰金・災害障害見舞金の支給（災害弔慰金の支給等に関する条例）	随時	健康福祉局 区役所	・条例等で定める規模以上の震災により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。（災害弔慰金費用の負担：国 1/2、県 1/4、市 1/4） ・<u>警察・消防署等関係機関の情報等により十分な調査を行ってもなお自然災害による死亡に該当するか否かの判定が困難なものは、名古屋市災害弔慰金等支給審査委員会に諮った上で判定する。</u> ・精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して、災害障害見舞金を支給する。
被災者生活再建支援金の支給（被災者生活再建支援法）	被災後 13 か月以内	健康福祉局 区役所	・自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けたものであって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給し、その自立した生活の開始を支援する。 ・市は、支援金の支給申請等に係る窓口を設置し、支援金の支給について住民に説明できる職員を窓口配置するとともに、申請に必要な書類等を準備する。
災害見舞金・弔慰金の贈呈（要綱）	被災後速やかに	健康福祉局 区役所	・要綱等の定めるところにより、市内に居住する者が災害によりその居住する住家が①全壊、全焼又は流失②半壊又は半焼③床上浸水④消火冠水の被害を受けたときは、世帯主に対して、見舞金を贈呈し、死亡した場合は遺族に弔慰金を贈呈する。なお、弔慰金については、災害弔慰金の支給等に関する条例が適用された場合には、贈呈しない。

災害援護資金の貸付（災害弔慰金の支給等に関する条例）	被災後 3 か月以内	健康福祉局 区役所	・ 条例の定めるところにより災害援護資金の貸付を行う。
----------------------------	------------	--------------	-----------------------------

○留意事項

- ・ 被害の種類及び程度の認定にあたっては、被災地全体で統一のとれた適切かつ公平なものとする必要がある。
- ・ 資金貸付に関しては、金融機関の協力の下で、制度内容の周知を行う。
- ・ 母子父子寡婦福祉資金の貸付や市社会福祉協議会による生活福祉資金の貸付もあり、該当被災者に制度の周知を行う。
- ・ マスメディア、市広報紙、チラシ、避難所における呼びかけなどにより、支給事業の概要について広報する。

○事前対策

- ・ 給付金等の実施に当たっては、市と県の役割分担と連携体制について、調整を図ることが必要である。
- ・ 迅速な支給及び貸付が行えるよう、想定される被害状況に対して適切な支給方法、貸付方法について検討しておく。

（２）各種減免猶予等

○概要

経済面において、従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時的に果たすことが出来ない被災者に対して、地方税の減免・徴収猶予・期限の延長や、水道料金等の減免などの措置を図り、市民生活の早期安定に向けた支援を行う。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
地方税の減免等	発災後速やかに	財政局	- 市は、国や県が行う税の減免措置について、周知のため広報を行う。 - 市税（個人市民税、法人市民税、事業所税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税）について、申告期限等の延長、徴収猶予、減免などの納税緩和措置の検討を行う。
公共料金、保険料、保育料の減免等	発災後速やかに	関係各局	<u>被災した世帯の経済的負担を軽減するため、必要に応じ、上下水道料金、国民健康保険料・一部負担金、介護保険料・利用料、保育料などにつき、条例等に基づき減免等を実施する。</u>
発行手数料の減免	発災後速やかに	関係各局 区役所	被災者による生活再建のための各種手続きを支援するため、各種証明書等の交付手数料の減免等を実施する。

○留意事項

- 被害の種類及び程度の認定にあたっては、被災地全体で統一のとれた適切かつ公平なものとする必要がある。
- 国が、地域及び期日を指定して画一的に納税期限の延長を行う場合には、地方公共団体はその国税に係る期限の延長の措置に準じて画一的に期限を延長すること適当である。
- 国が、災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律等に基づき国税の減免等を行う場合には、地方公共団体は被災者に対して広報等を行う必要がある。
- 公共料金の減免については、公平性の観点から、避難所生活等により自宅で使用しなかった期間分の基本料金や、住宅の清掃に伴う水道使用料などの増加見込み分に限り減免するなどの配慮が必要である。

○事前対策

- 避難生活を送る被災者が情報を入手するための方法、相談窓口における対応方法について想定しておく必要がある。

(参考) 各種減免に関する事業概要

施策	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体
国税の軽減免除	所得税, 相続税, 贈与税, 酒税, 自動車重量税, 法人税	災害により甚大な被害を受けた場合	所得税法 災害減免法	国
国税の申告 納付税等の 期限延長, 納 付猶予	災害終息以前 に納税義務の 発生したもの など	災害その他やむを得ない理由により, 国税に関する法律に基づく申告, 請求, 届出その他書類の提出, 納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為ができないと認める時	国税通則法	
	所得税, 源泉所得税	納税者が災害にあった場合	災害減免法	
地方税軽減免除	都道府県税, 市町村税	地方公共団体の条例に定めるところにより, 天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とする者	総務省通達	都道府 県・市町 村
地方税の申告, 納付等の 期限延長徴 収猶予	都道府県税, 市町村税	納税者が震災, 風水害, 火災その他の災害を受ける場合により, 地方税を一時に付, 納入できない場合	地方税	
国民健康保険, 介護保険 等の納付等 の期限延長, 徴収猶予	国民健康保険料(税), 医療費の一部負担金, 介護保険料, 利用料	保険者又は世帯の主たる生計維持者が, 震災・風水害・火災等の災害により住宅・家財等に著しい損害を受けた場合など, 市町村が条例で定める	国民健康保険法, 介護保険法	市町村
電報, 電話の 特別措置	要件の通信料金の減免	災害時, 被災者より行う通信, 被災地に特設された電気通信設備で行う通信	電気事業法, 電気通信事業法	関連機関
放送受信料の免除	定めた期間内の放送受信料の免除	非常災害時, 被災度合により期間を設定	受信料免除基準	日本放送協会

(出典: 内閣府「復旧・復興ハンドブック」)

(参考) 東日本大震災における各種被災者支援の事例(仙台市)

事項	内容	根拠規定	金額(万円)※
1 災害により死亡した方の遺族への支援			
①災害弔慰金	震災により死亡した方の遺族に対して支給	災害弔慰金の支給等に関する法律等	308,500
2 負傷や疾病により障害が残った方への支援			
②災害障害見舞金	震災により負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合に支給	災害弔慰金の支給等に関する法律等	1,500
3 当面の生活資金や生活再建の資金支援			
③義援金	義援金受付団体(日本赤十字社、社会福祉法人中央共同募金会など)、宮城県及び仙台市に全国から寄せられた「善意のお金」を「お見舞金」として配分	なし	8,632,563
④被災者生活再建支援金	住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、「基礎支援金」「加算支援金」を支給	被災者生活再建支援法	7,201,763

⑤災害援護資金貸付制度	災害により被害を受けた世帯のうち、所得の合計額が政令に定める額に満たない場合に、限度額内で貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律等	2,335,771
⑥生活復興支援資金貸付事業	県社会福祉協議会が実施主体となり、当面の生活に必要な経費等を貸付	社会福祉法、生活福祉資金貸付制度要綱	
4 子どもに関する支援			
⑦保育料等の減免	保育料、延長保育利用料、児童養護施設等徴収金などを減免	児童福祉法ほか	(保育料) 104,829 (延長保育料) 3,383
⑧児童扶養手当の特例措置	被災対象者について、所得にかかわらず扶養手当を支給	児童扶養手当法	
⑨乳幼児医療費助成の所得制限の特例	被災対象者について、所得にかかわらず助成金を支給	市規則	
⑩母子及び寡婦福祉資金貸付	特例として、償還の猶予等を実施	母子及び父子並びに寡婦福祉法	
⑪母子・父子家庭医療費助成の所得制限の特例	被災対象者について、所得にかかわらず助成金を支給	市規則	
5 市税等における震災特例			
	・個人市民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税の減免 ・市税の納期限の延長、徴収猶予 など	市条例	(個人市民税) 397,198
6 保険料、公共料金等の減免等			
⑫国民健康保険料の減免等	国民健康保険一部負担金等の免除、国民健康保険料の減免	国民健康保険法	(免除) 1,478,308 (減免) 562,453
⑬後期高齢者医療保険料の減免等	後期高齢者医療一部負担金等の免除、後期高齢者医療保険料の減免	高齢者の医療の確保に関する法律	(免除) 593,865 (減免) 190,165
⑭国民年金保険料の免除	被災に伴い住宅等の被害を受けた場合、国民年金保険料を全額免除	国民年金法	
⑮介護保険料の減免等	介護保険サービス利用者負担額等の減免、介護保険料の減免	介護保険法	(負担額) 360,635 (保険料) 242,355
7 企業等への減免			
被災店舗営業等許可申請手数料免除	被災した施設が従前の業務を再開するにあたり、新たな許可等の申請や、許可書等の再交付の手数料を免除	市条例	
8 高齢者・障害者への支援			
	心身障害者医療費助成、障害者交通費助成の所得制限の特例、障害福祉サービス利用者等負担金の減免 など	障害者自立支援法など	

※平成23～27年度の支給額等（①～④は支給金額、⑤は貸付金額、それ以外は減免額及び免除額）を表記

（出典：仙台市「東日本大震災仙台市復興五年記録誌」を基に作成）

(3) 義援金

○概要

大規模な災害が発生すると、全国から被災者を支援するために義援金が寄せられる。この義援金が、被災者に対して公平かつ公正な方法で、適切に配分されるよう対策を図る。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
義援金の受付	被災後 1～2 週間以内	会計室 区役所	・義援金の受入れは、会計室、区役所で行う。また、寄託された義援金は、会計管理者が保管する。 ・災害後速やかに義援金の受付窓口を市役所、区役所、支所等に設置し、義援金を直接受け付ける他、銀行等の金融機関に普通預金口座を開設し、義援金の受付を行う。また、開設した口座番号等、義援金の受付先についてはマスコミ等を通じて広報を行う。
義援金配分委員会の設置	被災後 1～2 週間以内	健康福祉局	・市は、義援金配分委員会を開催し、義援金の配分に関する事項を決定し、それを関係機関に周知する。 ・愛知県で「義援金募集配分委員会」を設置する場合は、県と協議する。
義援金の配分・交付	被災後募集期間内	健康福祉局	・義援金の配分は、義援金配分委員会が決定する。 ・健康福祉局は、決められた義援金配分基準・方法等に基づき、迅速かつ適正に配分する。 ・義援金の交付については、全庁的な応援体制を編成して行うものとする。

○留意事項

- ・ 義援金の配分基準及び配分額は、被災地全体で統一のとれたものとする必要がある。
- ・ 義援金は海外からも寄せられることもあるので、英語等複数言語による周知、受領証等の対応を検討する必要がある。
- ・ 災害が長期化する場合などにおいて、特にこれ以降に大きな災害や社会的な事件が発生した場合は、国民の関心が、災害復興に向かなくなることから、義援金の募集状況が悪化する可能性がある。このため、継続して募集のお知らせをマスコミ等へ報道依頼をする。
- ・ 被害が拡大したり、義援金の配分が複数回にわたる場合、同一被災者に対して重複して義援金を支給する恐れがあるため、配分の済んだ被災者を十分にチェックする体制が必要である。

- ・ 配分項目、金額等、義援金の用途については、地域住民に対して広報を行い、内容を周知する。

○事前対策

- ・ 過去の事例を参考に事務処理手順の確認を行う。

(4) 消費生活の安定

○概要

震災後は、生活関連物資の不足による混乱や悪質な事業者による被害が予想されるため、必要に応じて調査し対策を図る。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
生活関連物資等の価格安定	発災後 1 か月～	<u>スポーツ市 民局</u>	・生活関連物資等の価格動向、需給、流通状況など必要な事項を調査し、必要があるときは震災に伴う便乗値上げや売り惜しみなどを防止するための措置を講じる。
災害に乗じた事業者の不適正な取引行為の防止	発災後 1 週間～	<u>スポーツ市 民局</u>	・災害に乗じた事業者の不適正な取引行為を防止するため、情報の発信及び注意喚起並びに悪質事業者の指導を行う。



品切れとなった市内のスーパー
(出典：仙台市 Web サイト)

2 雇用の維持・確保

(1) 雇用状況の調査

○概要

混乱した被災直後において、迅速かつ的確な雇用対策を展開するためには、正確な雇用状況の把握が必要であるため、雇用状況調査を行うとともに、定期的に雇用状況を把握する。

調査の実施に当たっては、国（愛知労働局等）や県（労働局）との連携方法を調整しておくことが求められる。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
雇用状況調査	発災後 1 週間後～	経済局	・主要企業に対して、雇用調整等の有無についてのヒアリング調査を実施する。 ・業界団体等に対して、雇用調整等の有無についてのヒアリング調査を行い、業種ごとの雇用状況を把握する。 ・事業所を対象としたアンケート調査を定期的に行い、災害による経営への影響や雇用調整の実施状況等を把握する。 ・国、県等が被災離職者に対する調査等を実施する際、適宜連携し、状況を把握・分析する。
雇用状況の整理・分析	雇用状況調査後～	経済局	・雇用状況調査により把握した雇用状況を、業種別や年齢別、雇用形態別等に分類し、整理・分析する。 ・分析結果は、支援策立案等の基礎データとするため、関係部局等へ速やかに伝達するとともに、報道機関等を通じ、住民にも定期的に情報提供を行う。

○留意事項

- ・ 発災後、建設業者等の多くが応急対応に追われ、被害額の算定が出来ない事態が生じる。こうした場合、各種支援制度の運用可能性を把握するためには、サンプリングに基づく被害額推計を行う必要がある。
- ・ 雇用に関する企業情報や雇用保険の情報等については、国が管理しているため、国や県との連携が必須となる。

○事前対策

- ・ 事業所及び労働者に対して実施する調査の方針や様式（ヒアリングシート、アンケート票等）を定めておくとともに、調査対象の事業所等のリストを作成する。なお、被災者の負担を軽減するためにも、事業所の被災状況把握のために実施する「事業所等被害状況調査」と併せて実施できるよう質問項目等の検討を行う。

(2) 雇用の維持

○概要

事業所等の被災や災害の影響による経営状況の悪化は、従業員の解雇等につながる場合があることから、被災事業所等の雇用を維持するため、国の雇用調整助成金等の活用を促進する。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
事業者・公的機関への雇用維持の要請	雇用状況の整理・分析後～	経済局等	- 県労働局等の情報や被災離職者調査、雇用状況調査等を分析して、必要な公的機関、業界団体、主要事業所等に雇用維持を要請する。 (1) 事業者への雇用維持の要請 - 事業所の被害の程度によっては、従業員の解雇等が発生し、雇用不安や社会不安を引き起こす場合もある。このため、被災後の早い段階から、事業所や各種業界団体に対して、雇用維持に関する様々な支援制度の周知を図り、雇用維持に努めるよう要請する。 (2) 公的機関への雇用維持の要請 - 市の関係機関において、解雇等の事態が極力発生しないよう、雇用維持を要請する。
雇用維持支援策の広報	雇用状況の整理・分析後～	経済局等	国や県等の雇用維持に関する各種制度の周知に協力する。

○留意事項

- 国や県等の雇用維持支援策（災害復旧・復興時の雇用安定等関連施策）を把握するとともに、支援策に関する情報を積極的に提供する。
- 事業所の被災に伴い操業不可能となり、安易な解雇が蔓延しないよう迅速な対策が必要である。
- 中小企業の事業者には、国の雇用調整助成金制度を始めとした事業者に対する支援の趣旨や内容についての知識や理解が不十分で、公共職業安定所に設けられた特別相談窓口等に制度の内容に関する相談が殺到する可能性がある。このような事態を防ぐためにも事業者に対する支援策を迅速に周知することが必要である。
- 産業施策及び事業を所管する機関が複数（国、県、市、商工団体、金融機関等）あるため、愛知県産業雇用災害対策連絡会議（仮称）などの機会を通じて、地域産業対策と連携した雇用・就業対策について情報共有及び連絡調整を行うことが必要である。

○事前対策

- 国、公共職業安定所、他の自治体との連絡方法の確立

(3) 離職者の生活・再就職支援

○概要

災害により就労の場を失い、生活に必要な資金に困窮している被災者に対して、雇用保険制度の周知を行うとともに、就労の場を失ったものに対する再就職あっせんなどの支援を行う。

市においては、国や県の就労支援策に関する情報提供を行うとともに、各種相談窓口等の連携を行う。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
雇用保険制度の活用促進と周知	雇用状況の整理・分析後～	経済局	- 離職者の生活再建支援策としては、雇用保険の求職者給付及び同制度の特例措置が主要な対策となる。しかし、申請には、事業主が発行する離職票が必要である。事業主の迅速な対応が求められること、また、給付が離職者の申請に基づき行われるものであることから、制度の活用を促進するため、特例措置の内容を含め、制度の趣旨と内容について、事業主及び離職者の双方に周知する。 - 事業所への他の支援策を含め、必要な特例措置が確定した段階において、支援策を取りまとめたリーフレット等を作成し、各種相談所、公共職業安定所等において配布するとともに、マスコミを通じて周知する。
求職動向の把握	被災後 1 週間～	経済局	被災離職者の再就職を促進するため、被災離職者の求職動向を把握する。
なごやジョブサポートセンターにおける就労支援	求職動向の把握後～	経済局	被災離職者の再就職を促進するため、なごやジョブサポートセンターにおいて職業相談及び職業紹介を実施する。
新たな就労支援策の検討	求職動向の把握後～	経済局	求職動向の状況を踏まえ、国や県の動向も見極めながら、新たな就労支援策を検討する。
求人の拡大の要請	求職動向の把握後～	経済局	離職者の再就職を促進するため、事業所の求人動向や被災離職者の求職動向をもとに、公共職業安定所へ求人と求職のマッチングが図られるよう要請する。
労働相談の実施	発災後 2 週間～	経済局	電話・窓口等による労働相談（賃金、解雇、労働保険等相談）を実施する。

○留意事項

- ・ 職業あっせんでは、求職情報と求職者情報を十分収集・分析し、それぞれに大きなずれが生じないように職業のあっせん及び職業訓練を実施することが重要である。
- ・ 住居も必要とする離職者に対しては、居住地を離れたくないという心理にも配慮が必要となる場合がある。

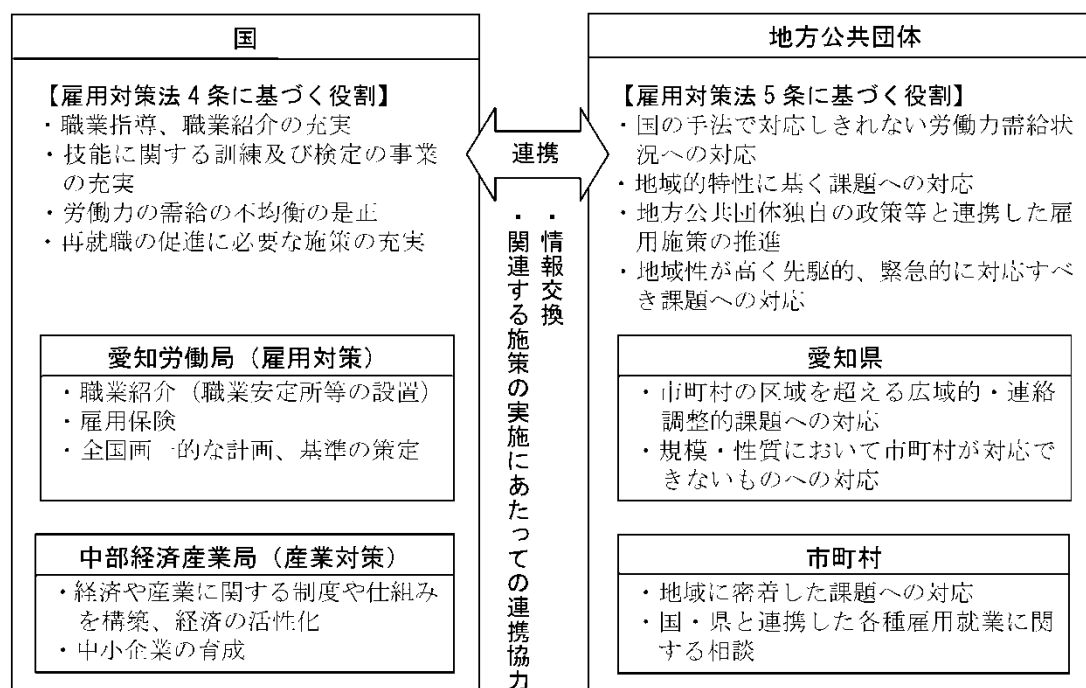
○事前対策

- ・ 前述の対策を実施するために必要な体制や手法等について、関係組織や団体等との調整を行う。

(参考) 雇用・就業対策における国、県との役割分担について

雇用・就業における行政の基本的役割分担は概ね下図のとおりである。国が職業紹介の実施、雇用保険制度の運用や、全国画一的な計画・基準の策定等を行い、県や市町村は地域的な連絡調整や課題への対応、施策における国との連携協力を行う。

なお、災害復旧・復興にあたっては、厚生労働省を始めとする国の機関においても緊急・臨時的な災害対策が行われることから、地方公共団体としては、被災地域における関係行政機関との連携協力や地域的な課題への対応が重要となる。



(出典：愛知県「被災者生活再建・産業再建支援マニュアル」)

3 公的サービスの回復等

(1) 公共施設の復旧

○概要

各種証明などの事務、医療・保健、福祉等の公的なサービスは、生活者にとって重要な機能である。災害によって、長期間停滞したり、回復が遅れることのないように関連公共施設の早期復旧やその機能維持のための方策に努める。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
施設等の被災状況の把握	被災後すみやかに	施設管理者	・ 公的サービスに関わる施設等の被災状況を迅速に把握し、機能維持に向けての再建策のあり方（早期復旧・拡充、代替確保等）を決定する。 ・ 再開状況に関する情報を収集し、市民等へ情報提供する。
早期復旧・復興による機能維持	被災後すみやかに	施設管理者	・ 通常業務で利用されているコンピュータシステムをはじめとした施設の早期復旧・復興を行う。
仮設・代替施設等による機能維持	被災後すみやかに	施設管理者	・ 復旧に時間を要する場合には、仮施設の建設、代替施設の確保等を早急に進める。

○留意事項

- ・ 各施設の再建策については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査の実施に当たっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。

○事前対策

- ・ 各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく。
- ・ 施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法について定める。代替施設についても検討する。



市立病院の移転【仙台市】
(出典：仙台市 Web サイト)

(2) 医療・保健対策

○概要

医療ニーズの進展状況を見極め、それに応じた医療提供体制を構築し、災害発生直後から健康相談等の保健活動を開始することで健康被害の増大を防ぎ、医療ニーズの高い人が適切に医療につながるようにする。

災害医療は、時間の経過によって医療ニーズの対応が異なることから、状況の変化に即応した意思決定及び対応を迅速に行うことが出来るよう、あらかじめ災害フェーズを設け、各フェーズに応じた対応を実施する。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
災害情報、医療情報の収集、負傷者等の診療等	被災後速やかに	健康福祉局 病院局	- 円滑な医療救護を実施するため、医療・助産機関の被災状況等の把握を行う。 - 市立中学校等に救護所を設置するとともに、負傷の程度に応じて、負傷者を災害医療活動拠点、医療機関等で受入れを行う。 - 被害状況により、応援救護班の派遣要請や医療関係ボランティアの受入れを行う。 - 災害によって新たに精神障害を発症するケースのほか、被災により既往症状が再発するケースも増加すると考えられるため、専門的人材の確保を図り、通常以上の精神医療ニーズに的確に対応する。
医療救護体制の構築	被災後速やかに	健康福祉局	医療ニーズは、災害発生直後には外科中心であるが、復旧・復興期には感冒及び慢性疾患といった内科が中心となる。このため、地域災害医療対策会議を市役所内に設置し、災害発生直後から医療ニーズの分析を行うとともに、医療資源の調整、患者搬送調整、DMA T活動拠点本部との連携等を図る。
健康診断・健康相談の実施	被災後速やかに	健康福祉局	- 災害による物資の不足や生活環境の変化に伴う疾病を防ぐため、被災者に対する健康診断や健康相談を充実する。 - 健康相談やメンタルケア等の保健サービス機能に関しては、保健センター等の既存施設や避難所、仮設住宅等に相談窓口を開設する。また、電話相談や巡回相談、啓発冊子等の配布を行い、被災住民の健康維持を図る。 - 発災後は、他の地域に避難する被災者も数多く発生するため、被災者の所在把握に努め、公的サービスの実施状況等に関する広報紙やマスメディア等による適切な情報発信を行う。

心のケアに関する相談窓口の設置	被災後 1 週間～	健康福祉局	- 被災者のこころの健康を保持するため、精神保健福祉センターに電話相談窓口を設置する。 - 精神保健福祉センターにおいて、こころのケアチームを編成し、避難所等の巡回や診療・相談を行う。
医療施設の復旧支援	被災後速やかに	健康福祉局	- 地域の医療ニーズや医療機関の再開状況の把握を行う。 - 被災した民間医療機関が多かったり、あるいは被災の程度が深刻であった場合には、自主再建に任せることが地域医療体制の再開の著しい遅れにつながりかねないため、国の補助制度を活用するとともに、本市においても再建を支援し、地域医療体制の整備を推進する。
応急仮設住宅地等への巡回健康相談の実施	仮設住宅入居後～随時	健康福祉局	大規模な災害を経験したことによる精神的なダメージや、慣れない不便な避難生活が長期化することにより、身体面・精神面での健康が損なわれる被災者が発生する可能性がある。このため、避難所や応急仮設住宅入居者及び在宅の被災者を中心とした巡回健康診断・健康相談を行う。
支援活動従事者の心身の健康管理	被災後 1 週間～	全局	- 支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを壊すことを未然に防ぐため、ミーティング等により健康状態を把握し勤務体制を整える。 - 関係機関や支援ボランティア等と連携し、支援活動従事者の心のケア体制を整える。

○留意事項

- 市街地が広範囲で被災した場合や、被災者が多数発生した場合、既存の施設だけでは医療ニーズに対応できなくなる可能性もあるため、市外への広域搬送などの対応について、検討を進める必要がある。

○事前対策

- 医療機関との連携強化等

(3) 福祉対策

○概要

被災後の福祉需要の動向を的確に把握したうえで、福祉施設の早期復旧を支援するとともに、福祉サービスに携わる人材の確保及び体制の整備を行う。また、新たに福祉サービスを必要とする被災者に対する情報提供等の支援に努める。

○取り組み手順＜1＞

具体的行動	実施時期	所管	内容
高齢者・障害者福祉施設等の被害・復旧調査の実施	発災後速やかに	健康福祉局	・高齢者・障害者福祉施設からの報告に基づき、施設の被害状況や再開状況の把握を行うとともに、集約した情報について報道機関等を通じて市民に情報提供する。
応急仮設住宅等への福祉サービスの充実	発災後速やかに	健康福祉局 区役所	・応急仮設住宅入居者や避難所生活者を中心に、要配慮者の健康状態や福祉ニーズ等の把握を行い、支援体制の早期確立に努める。 ・在宅福祉サービス提供事業者の被害状況を確認し、サービス提供が可能な事業者の把握を行う。 ・福祉サービスの提供に関する情報を提供する。 ・介護が必要な要配慮者に対し、保健師、ホームヘルパー、ガイドヘルパー等の派遣を調整する。
専門的人材の確保	発災後速やかに	健康福祉局 子ども青少年局 防災危機管理局 (災害対策本部)	・大規模災害時受援計画や個々の応援協定に基づき応援を求める。 ・愛知県を通じて被災の少ない県内市町村に応援を求める。 ・国を通じて、応援を依頼する。 ・児童精神医療に関する専門職員の確保に努め、被災児童のこころのケアに努める。 ・被災による精神障害は、災害から長期間が経過してから発生する場合も多く、復興期には専門的人材の確保と育成に努める。
高齢者・障害者福祉施設等の再建	被災後 1 か月以内	健康福祉局	・施設の被災状況によっては、従前のサービスの供給自体が困難となる場合も考えられるため、施設サービスの早期復旧を図る。
施設入居者の在宅・自立に向けた取り組み	被災数か月後	健康福祉局 他 関係局	・緊急的に入所した被災者が、自宅の復旧等にあわせて自宅などに戻ることができるよう、訓練の実施や自宅の改造等、必要な施策を検討する。

○取り組み手順＜2＞

具体的行動	実施時期	所管	内容
保育施設等の被害・復旧調査の実施	発災後速やかに	子ども青少年局	・施設設備や周辺の被害状況、保育の再開状況等を把握するとともに、集約した情報について、市民に情報提供する。
保育の早期再開	発災後速やかに	子ども青少年局	・再開に向けた保育士の配置や代替施設での臨時保育を検討、実施する。
震災孤児等への対応	発災後速やかに	子ども青少年局	・緊急に保護する必要がある子どもに対して、児童相談所をはじめ関係機関と連携し、一時保護できるよう調整を図る。
子どもに対する こころのケアの実施	発災後速やかに	子ども青少年局 教育委員会	・幼少期の被災経験はその後の人格形成に大きな影響与える場合があることから、相談窓口や電話相談等を開設し、児童のこころのケアに努める。 ・教育委員会（学校）や民生委員・児童委員等と連携を図り、保護児童に関する情報収集を行う。 ・各学校長等と連携を図り、カウンセラーを派遣し、学校等の巡回相談を行う。
専門的人材の確保 （再掲載）	発災後速やかに	子ども青少年局 健康福祉局 防災危機管理局 (災害対策本部)	取り組み手順＜1＞と同様。
保育所等の再建	被災後 1 週間程度	子ども青少年局	・被害状況に応じて、施設の復旧方法や優先順位を決定する。 ・必要に応じて、優先的に再建事業を実施するよう、関係部局と協議する。 ・公立施設の軽微な改修については、直ちに契約手続きを行い、早期に工事を実施する。

○留意事項

- ・被災した要配慮者が多数の場合は、地域内の施設のみでは入所定員を超える場合が考えられるため、近隣の地方公共団体の施設と情報交換を行い、簡易ベッドの補充や他施設への搬送等の措置を図る等、一時入居者への対応や受け入れ人数の調整を図る。
- ・身体の健康管理に関しては、一般的に高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、慢性疾患がある人などが身体の異常を生じやすいことから、優先的に対処する必要がある。
- ・子どもは、被災後の生活環境の変化等によるストレスや疲労から、精神的に不安定な状態になったり、精神的な障害を抱えるなど、心のケアや養護を必要とする状況が生じやすい。また、子どもの保護者は生活再建に追わ

れる立場におかれるため、子どものための新たな福祉ニーズが発生することが予想される。

○事前対策

- ・ 社会福祉施設等の被災状況等を的確に把握する方法の検討。
- ・ PTSDに関する事前研修の実施

（参考1）地域福祉の視点における市町村と県の役割について

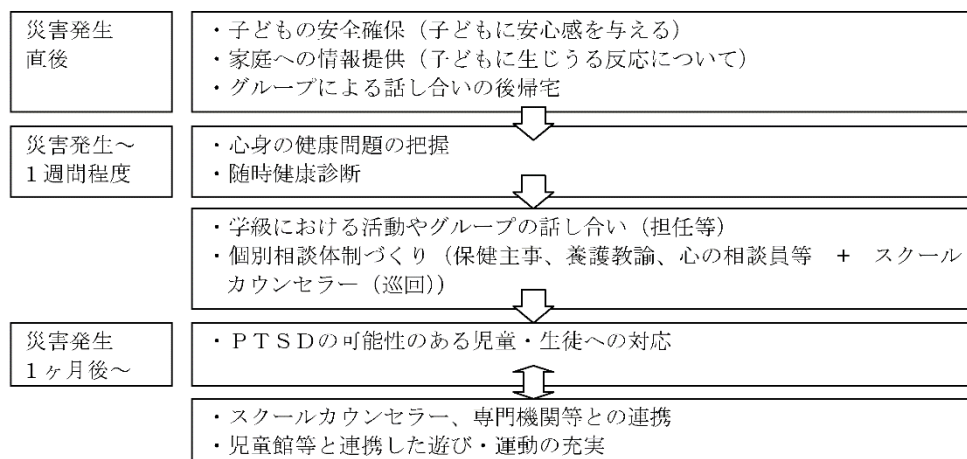
要配慮者の支援に密接に関係する福祉行政及び保健福祉サービスは市町村に一元化され、住民に最も近い行政体である市町村と、地域住民、福祉事業者、社会福祉に関する活動団体の相互協力によって地域福祉を推進していくとされている。

このことから、災害時においても要配慮者の支援は、市町村が中心となって推進するものであるといえる。しかしながら、大規模な災害が発生した場合、市町村だけでは対応できない状況が生じるものと想定され、県は、県内外の関係機関への支援要請、市町村を越えた広域調整等、市町村の取組のバックアップを行う。



（出典：愛知県「被災者生活再建・産業再建支援マニュアル」）

（参考2）こどもの心のケア対策の流れ



（出典：愛知県「被災者生活再建・産業再建支援マニュアル」）

(4) 学校（園）の再開

○概要

大規模災害時においては、地域防災拠点である小中学校は避難所として利用され、長期間通常の利用が出来なくなることが予測されるが、被災した幼児・児童・生徒への教育が途絶えることのないよう、教育の場の確保等により教育機能の早期回復を行う。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
学校教育再開の準備	被災後速やかに	教育委員会	・教職員の受入体制の確認や学校・通学路等の安全チェックを行い、学校教育再開時期の目途を立てる。 ・学校教育再開を決定した場合は、あらかじめ定めた情報伝達方法を用いて、幼児、児童、生徒及び保護者に周知する。
応急教育を行う場所の確保	被災後速やかに	教育委員会	・学校長は、被災の状況、復旧期間を勘案して最悪の事態でも実施可能な範囲で授業を実施する。 ・被害が軽微な場合、速やかに安全対策をとり、授業を行う。 ・被害が甚大な場合、残存の安全な教室や体育館等の転用により、学級合併授業、二部授業などを検討する。 ・施設が使用不可能な場合、教育委員会事務局と連携し、近隣の安全な学校や公共施設の代替利用、用地の確保が可能な場合は仮設教室を建設するなどして、授業を再開する。 ・通学路の損傷や遠方への避難等により、通学が困難となった幼児、児童、生徒のため、関係機関と連携・調整して、通学手段の確保を検討する。
学校施設等の再建・修理	被災後速やかに	教育委員会	・被害が甚大な場合は授業再開スケジュールを十分に考慮するなど、被害状況にあわせた再建・修理計画を作成し、整備を行う。 ・学校教育に著しく支障となる場合は、国の現地調査を待たずに、積極的に公立学校施設の復旧に着手する。 (事前着工制度)
学用品の調達支給	発災後 2 週間以内(目標終了時期)	教育委員会	・基本的に通常学校に備わっている教材等の有効利用により対応する。 ・災害救助法が適用された場合は、同法の定めるところにより、学用品の給与を行う。

授業料の免除	被災後速やかに	教育委員会	・市立幼稚園、市立高校の授業料について、減免の対象者、減免額、期間、減免の手続き等について検討する。
学校給食等の措置	被災後速やかに	教育委員会	・給食施設・設備、物資納入業者の被害状況を把握するとともに、調理員の人的被害が大きい場合は、臨時的任用を行うなど調理員の確保に努め、給食再開の準備をする。 ・給食再開に備え、施設、設備の清掃、消毒や給食調理員の健康診断などを実施し、給食再開可能校から、逐次給食を実施する。
入学試験への対応	被災後速やかに	教育委員会	・震災の発生時期によって、受験者、受験会場、交通機関等の影響を考慮し、必要に応じて日程変更や再受験の措置をとる。 ・受験者間に不公平が生じないように、公立、私立の教育関係機関相互の連絡、協議を行い、出願書類の締切の延期、受験料納入の猶予、試験日程や会場の変更等を検討する。
学校環境衛生の確認	学校再開前	教育委員会	・学校長は、学校再開前に臨時環境衛生検査の立案・調整を行う。 ・状況に応じて、学校薬剤師会と協議をし、学校の環境衛生の確認等（臨時の環境衛生検査、トイレ・下水等衛生面について消毒・感染症予防の指導、保健室・理科室等校内薬品管理の指導・助言、ネズミ・害虫駆除、校内の消毒等）の依頼をする。
児童生徒の健康管理等	学校再開後速やかに	教育委員会	・学校長は、学校再開後、児童生徒の健康状態調査・心身のケア、感染症予防対策等を行う。 ・状況に応じて、学校医会及び学校歯科医会と協議をし、臨時の健康診断・歯科検診を行う。 ・状況に応じて、学校医会及び学校歯科医会と協議をし、必要な指導・助言（感染症予防、心身のケア、口腔ケア等）について依頼をする。 ・状況に応じて、学校薬剤師会と協議をし、必要な常備薬品・衛生材料（傷・手指の消毒剤など）の供給について依頼をする。

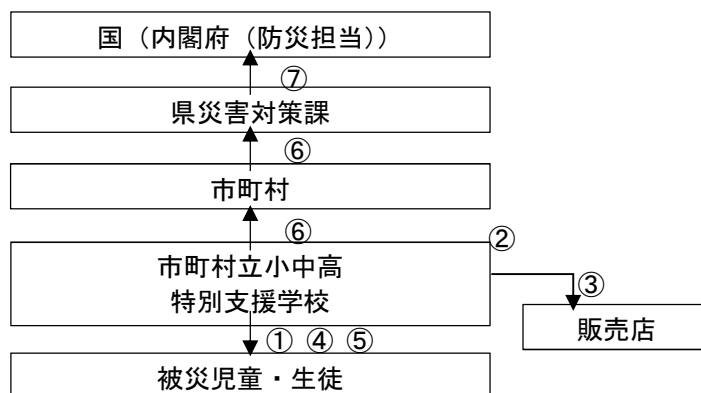
○留意事項

- ・ 学校施設が避難所や、応急仮設住宅の建設地として利用される場合、教育環境がその影響を受けることから、学校本来の機能維持と避難所等の機能確保について事前に要件を整理することが求められる。
- ・ 学校教育の再開にあたり、校舎の倒壊等により学校施設が機能しなくなっている場合には、再建等を行うまでの間、近隣校での受入れなどの対応が必要となる。
- ・ 公共施設を代替する場合、その利用期間が工事完了後から3ヶ月を超える場合は建築基準法の許可が必要となり、あらかじめ許可要件・手続き等を確認しておく必要がある。

○事前対策

- ・ 学校施設の優先的な再建事業の実施についての関係部局・機関等との事前協定
- ・ 入学試験等に対する柔軟な対応の方策等に関する学校等との事前協議
- ・ 学校再開時を見据え、学校三師会との協議も含めた、児童生徒の健康管理、学校の環境衛生などに係る手順の事前確認

(参考) 公立学校における学用品等の支給フロー



- | | |
|----------------------------|-------------------|
| ①児童・生徒の確実な人員・学年別数を把握 | ④学用品等の配分 |
| ②学年別の購入・配分計画表の作成 | ⑤親権者の領収書の徴収 |
| ③必要量を調達 | ⑥学用品購入関係支払証拠書類の提出 |
| ※ なるべく学年別に同一規格・単価のものを購入する。 | ⑦費用負担の申請 |

(出典：愛知県「被災者生活再建・産業再建支援マニュアル」を基に作成)



体育館での授業再開【仙台市】

(出典：仙台市 Web サイト)

(5) ボランティアとの連携

○概要

災害発生時には、全国から多数のボランティアが参集することが期待される。このため、ボランティアの活力を十分に活用できるよう、行政とボランティアとの連携体制を確立し、早期復興を目指す。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
災害ボランティアセンターの設置	被災後 おおむね 3 日以内	スポーツ市民局 健康福祉局	・災害発生後、スポーツ市民局及び健康福祉局において、市社会福祉協議会の協力を得て、「市災害ボランティアセンター」を、区役所においては、市・区社会福祉協議会の協力を得て、「区災害ボランティアセンター」を、それぞれ設置し、活動支援を行う。
災害ボランティアセンターの運営	災害ボランティアセンター設置後～	区役所	
ボランティアニーズの把握及びボランティアへの情報提供	災害ボランティアセンター設置後～	スポーツ市民局 健康福祉局	・被災者からのニーズ等を把握し、全国のボランティアに対して、ホームページ等での確かな情報を提供する。
被災者支援ボランティアセンターの設置検討	災害ボランティアセンター収束期～	スポーツ市民局	・災害ボランティアセンターが閉鎖した後もボランティアによる支援が行えるよう、被災者のニーズや社会福祉協議会の状況等を踏まえ、被災者支援ボランティアセンターの設置を検討する。

○留意事項

- ・ 自宅での避難者に対しボランティアを派遣する際、個人情報保護の制約との整合に十分配慮する必要がある。
- ・ 被災から数か月が経過した復興期は、被災地外から参集した多くのボランティアが撤収し始める時期であり、地元地域のボランティア団体等が中心となっていくと考えられる。こういった地元地域のボランティア団体の中には、被災により新たに活動に参加する人も多く含まれることから、このような新規ボランティアの定着と、地元地域を自らの手で復興していこうという市民意識の醸成を図ることが重要である。

○事前対策

- ・ 災害ボランティアの受け入れに当たり、駐車場用地や宿泊場所について整理しておく必要がある。
- ・ 物資搬送等に係る災害ボランティアの活用の要不要について整理しておく必要がある。
- ・ 災害時にボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、社会福祉協議会等と連携し、ボランティア受付窓口、活動場所等の活動拠点の設置を検討しておく。

(6) 外国人支援

○概要

外国人は言語の相違等により必要な情報が得られないなど、被災生活に大きな支障が発生することが想定される。そのため、仮設住宅、義援金など各種交付金の手続きといった生活情報を多言語及びやさしい日本語で発信するとともに、外国人相談窓口を設置し、名古屋国際センター災害語学ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語及びやさしい日本語による相談対応を行う。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
外国人に対する情報窓口・相談窓口の設置	被災後すみやかに	観光文化交流局	・外国人震災救援センターを名古屋国際センターに設置し、外国人への情報提供、相談対応を行う。
外国語による情報提供の実施	被災後すみやかに	観光文化交流局	・必要な情報を多言語及びやさしい日本語で提供する。
相談・通訳・翻訳協力者による支援	被災3日後～	観光文化交流局	・名古屋国際センター災害語学ボランティア等と協力し、通訳、翻訳及び避難所巡回による外国人の被災状況の把握等を行う。

○留意事項

- ・外国人等への広報を徹底できるよう体制を整える。
- ・県にて「愛知県災害多言語支援センター」の設置が想定されており、多言語による情報提供や相談体制の整備など、連携した取り組みを進める。

○事前対策

- ・外国人被災状況の把握について、国・県・市等各関係機関の役割分担を整理・確認することが必要である。
- ・併せて、外国人被災状況に関して、大使館、報道機関等へ対応する際の役割分担についても整理・確認することが必要である。

4 文化の再生

(1) 文化・社会教育施設等の再建

○概要

復旧・復興期において、被災者が生活の中に潤いや憩いを感じるためには、文化・社会教育等の施設の復旧が重要であるため、これら施設の早期復旧を行う。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
文化・社会教育施設等の復旧	被災後 2 週間から検討を開始	関係各局	・施設の被害状況や施設周辺の復旧の進展状況を勘案し、文化・社会教育施設等の再建を検討し、復旧を行う。 ・被害の程度に応じて、県を通じ国に対して助成を要請する。
私立施設への再建支援	被災後 1～2 か月以内	関係各局	・公立と併せて、私立施設についての再建支援策を検討し、早期復旧・復興を図る。 ・私立施設に対して、再建にかかる助成を検討する。
文化芸術、スポーツ活動等の機会の創出	被災後 1 か月～	教育委員会 観光文化交流局	・被災者の文化芸術活動、スポーツ活動の基盤の再建や文化、芸能、スポーツなどの鑑賞や観戦、活動の機会の確保に努める。

○留意事項

- ・文化・社会教育施設は、直接生命や衣食住に関わるものではないため、対策がある程度後回しになる傾向にあるが、復旧・復興期における、復興に立ち向かう人々の活力の源になるものであり、なるべく早期に施設の再建を行う。

○事前対策

- ・各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく。
- ・施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法について定める。代替施設についても検討する。

(2) 文化財等の保護・復旧

○概要

文化財等（重要文化財、登録有形文化財、史跡・名勝・天然記念物、県・市指定文化財、認定歴史的建築物等）の被災状況を調査し、関係団体等に協力を依頼し、被災した文化財の復旧事業を行う。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
文化財等の保護・復旧	被災後 3 か月以内	教育委員会 観光文化交流局	- 文化庁や関係団体等に協力を依頼し、被災状況調査を行う。 - 埋蔵文化財等の被害調査、復興事業に伴う開発のために必要となる発掘調査には、人員確保が必要になり、他自治体からの応援体制を構築する。 - 被災した文化財の復旧・復興事業は、必要に応じて復興基金の活用等を検討する。 - 耐震対策、復旧工法等については、必要に応じて、文化庁や教育委員会をはじめ、建築専門家、学者、学術団体、研究機関による検討組織を設置する。
文化財等所有者との協議	被災後 3 か月以内	教育委員会 観光文化交流局	民間所有の場合、被災した文化財等の廃棄や散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて所有者と修復に関する協議を行う。

○留意事項

- 被災した施設が放置されると、さらに損傷や劣化が拡大・進行することも懸念されることから速やかな復旧を図る。

○事前対策

- 助成等を活用し、市指定文化財及び歴史的建造物等の維持管理、耐震改修、防災施設などの整備を促進する。

(3) 災害記憶の継承

○概要

災害への備えの大切さを次世代に伝え、減災の取り組みを一層進めるため、災害の恐ろしさと教訓、記録等を正しく後世に継承する。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
災害遺構に関する情報発信	被災数か月後～定期的に	防災危機管理局 関係各局	・災害遺構として防災教育に有効と考えられるものや歴史的価値が高いものを保存することで、災害の記憶を後世に伝えるための情報発信を行う。
災害復興記録誌の作成	被災後1年～定期的に	関係各局	・災害の記録とそこで得た教訓を後世に伝えるため、災害復興記録誌を作成する。 ・データや資料を組織的に収集・整理する体制を構築する。
記念施設等の整備	復興展開期	関係各局	・犠牲者の慰霊碑や災害にまつわる展示館、復興記念公園などの整備を検討する。 ・被災施設跡地などについて用地確保が可能な場合は、防災機能をはじめとし、被災地の住民の広域的な利用に供する災害記念公園の整備を検討する。
災害の到達標高表示等	復興展開期	防災危機管理局	・外来者に対する意識提起の趣旨から、目立つ場所に浸水（津波、高潮等）の到達表示を整備する。

○留意事項

- ・災害を記録として残すべきデータや資料について、収集・整理する必要がある。また、災害による犠牲者を慰霊し、その記憶や教訓を将来に伝えていくことが求められる。
- ・震災等の記憶を風化させることなく後世に教訓を伝えることを目的に、被災箇所（橋梁、崩落現場等）をそのまま残すなどの取り組みも考えられる。
- ・記念館等についても、記録誌同様の目的があるが、防災教育や啓発のための機能をもたせ、広く市民防災啓発の場として活用することも考えられる。

○事前対策

- ・貴重なデータや資料が紛失したり、散逸したりしないように、収集・整理するための体制を整えておく必要がある。

5 コミュニティの再生

(1) コミュニティの再生

○概要

地域の復興に向けては、自らの住宅を再建するだけでなく、地域社会を活性化させ、近隣住民が力をあわせて地域コミュニティを再建していくことが求められる。

災害前の居住地だけでなく、新たな場所で生活を再建する市民に対し、地域コミュニティを形成するため支援を行うとともに、避難所、応急仮設住宅等において、住民同士が円滑にコミュニケーションをとれるよう、その運営に配慮する必要がある。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
コミュニティセンターの復旧等	発災 1 週間後～	スポーツ市民局 区役所	・被災状況を見極めつつ、施設の復旧に努めるとともに、再建等の検討を行う。
地域コミュニティへの活性化推進	発災 1 か月後～	スポーツ市民局 区役所 住宅都市局	・既存の地域コミュニティの崩壊に対応するための支援策を検討し、実施する。 ・復興まちづくりに関して、ハード・ソフトの両面から地域力を活かした取り組みが進められるよう適切な支援を図る。

○留意事項

- ・ 地域住民が様々な地域に避難することにより、既存の地域コミュニティの崩壊が懸念される。
- ・ 地域復興の検討においては、地域住民が被災後においても互いに連絡を取りあえるような仕組みづくりの検討が必要である。また、地域住民より要望があれば、地域の母体となりうる新たな組織の立ち上げ支援等の検討が必要となる場合がある。
- ・ 復興まちづくりに関しては、建築制限区域の設定等、スピード感を求められる側面もあるが、地域住民との協働を基本とし、丁寧に合意形成を図りながら取り組むことが必要である。

○事前対策

- ・ 平常時から多世代の人々が地域コミュニティ活動に参加できるような支援を行う。

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

第5章

産業の復興

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

第5章 産業の復興

1 産業の復興支援

(1) 被害状況等の把握

○概要

産業や経済の復興施策を決定するために、直接・間接被害を受けている被災事業者及び被災額に関する調査を行い、被害状況等を把握する。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
事業所等被害状況調査	発災 1 週間後～	経済局	・ 商工関係団体等へのヒアリング等や被災事業所への訪問により、市内事業所の被害状況を把握する。
被害状況の整理・分析	事業所等被害状況調査後～	経済局	・ 事業所等被害状況調査により把握した状況を、整理・分析する。 ・ 分析結果は、支援策立案等の基礎データとするため、関係部局、関係機関等と情報共有を行う。

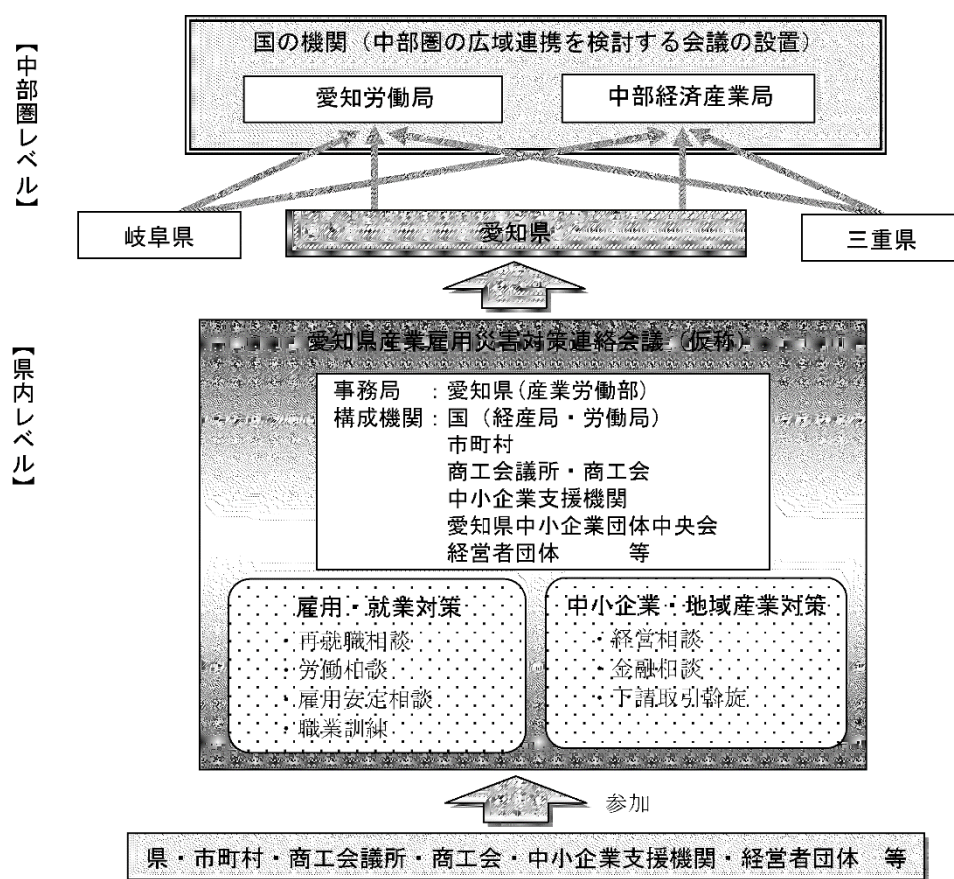
○留意事項

- ・ 産業施策・事業を所管する機関が複数（国（中部経済産業局・愛知労働局）、県、商工団体等）あるため、「愛知県産業雇用災害対策連絡会議（仮称）」などを通じて、雇用・就業対策と連携した地域産業対策についての情報共有及び調整に努める。

○事前対策

- ・ 災害時に事業者の情報を迅速に入手するため、商工業団体等との連携をはかる。
- ・ 被害状況調査票のフォーマットの作成、情報提供方法や内容について事前に検討する。なお、「被害状況調査」と「雇用状況調査」をあわせて実施できるよう質問項目等の検討を行う。

(参考) 愛知県産業雇用災害対策連絡会議(仮称)の概要



(出典：愛知県「被災者生活再建・産業再建支援マニュアル」)

(2) 経営相談・各種融資制度の周知

○概要

被災事業者の再建支援のため、関係機関等と連携し、事業再建に関する情報を的確に提供する。

制度融資等の情報を取扱金融機関等の関係機関、被災事業者や各種団体に周知し、その活用を促進する。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
被災中小企業者特別相談窓口の設置	発災 1 週間後～	経済局	・中小企業振興課内に現状の相談窓口を拡充し、被災中小企業者に対する特別相談窓口を設置する。 ・国・県・商工会議所等において設置される特別相談窓口の動向や、災害復旧貸付、セーフティネット保証などの公的支援施策及び金融機関が実施する救済措置についての情報収集に努める。
被災農業者臨時相談窓口の設置	被災後 1 週間～	緑政土木局	・国・県等関係機関と連携し、「農林漁業施設資金」をはじめとする各種融資制度等、事業再建に関わる情報を提供する窓口を設置する。 ・国・県等において設置される特別相談窓口の動向や公的支援施策等についての情報収集に努める。 ・各種融資制度等の情報を被災農業者へ周知する。
取扱金融機関等への周知	発災後適宜	経済局	・災害救助法が適用された市の区域内において、当該災害により被災した場合等に小規模企業等振興資金（災害復旧資金）の対象となるため、取扱金融機関に対し、内容や申請方法等について周知する。
被災事業者への周知	発災後適宜	経済局	・災害救助法が適用された市の区域内において、当該災害により被災した場合等に小規模企業等振興資金（災害復旧資金）の対象となるため、マスコミや関係機関等を通じ、被災事業者へ周知する。

○留意事項

- ・被害が甚大である場合、再建に向けた設備・運転資金の膨大な需要が予想される。このため、被害状況及びそれに基づいて発生する資金需要を的確に把握し、被災事業者が制度融資等を活用し円滑に資金調達ができるよう、取扱金融機関等に要請する必要がある。

○事前対策

- ・ 災害復旧に必要な資金に係る制度融資の周知、取扱金融機関等の関係機関との協力体制の確保を図る。



ほ場の復興整備【仙台市】
(出典：仙台市 Web サイト)

2 中小企業の再建

(1) 再建資金の貸付等

○概要

一時的に再建資金の確保が困難となっている被災事業者に対し、制度融資等の活用による資金調達の円滑化等、企業の再建に向けた各種支援策を実施することにより自力再建を支援する。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
小規模企業等振興資金（災害復旧資金）等の実施	事業所等被害状況調査後～	<u>経済局</u>	・事業所等被害状況調査の状況や国・県の動向を踏まえ、小規模企業等振興資金（災害復旧資金）等を迅速に実施する。
新たな中小企業支援策の検討	事業所等被害状況調査後～	<u>経済局</u>	・事業所等被害状況調査の状況を踏まえ、国や県の動向も見極めながら、新たな中小企業支援策を検討する。
被災企業への復旧指導等	発災 2 週間後～	<u>経済局</u>	・工業研究所において、被災工場の機械その他の施設の応急復旧に関する指導及び相談を実施する。

○留意事項

- ・ 国や県の動向を踏まえ、小規模企業等振興資金（災害復旧資金）等の制度融資を迅速に実施する必要がある。

○事前対策

- ・ 情報提供方法や内容の事前検討

(参考) 災害時に活用できる金融支援について

<事業資金>

制度	相談先
小規模企業等振興資金（災害復旧資金）	県産業労働部中小企業金融課
中小企業組織強化資金（災害復旧資金）	県産業労働部中小企業金融課
経営安定関連保証	愛知県信用保証協会
災害復旧資金貸付	最寄の商工組合中央金庫各支店
災害復旧貸付	株式会社日本政策金融公庫
災害復旧高度化事業	中小企業基盤整備機構の各支部、県産業労働部各課
設備資金貸付利率特例制度	株式会社日本政策金融公庫
仮設店舗、仮設工場などの整備	中小企業基盤整備機構震災緊急復興事業推進部
施設・設備の復旧・整備に対する補助・融資	中小企業庁経営支援課、中小企業基盤整備機構
中小企業移動販売支援事業	商工会及び全国商工会連合会
災害関係保証	信用保証協会
災害時貸付	独立行政法人中小企業基盤整備機構
小規模企業共済災害時貸付	商工組合中央金庫各支店
マル経融資	商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会
生活衛生改善貸付	生活衛生同業組合、都道府県生活衛生営業指導センター
セーフティネット保証	信用保証協会

<雇用調整資金>

制度	相談先
雇用調整助成金	最寄りのハローワーク
職場適応訓練費の支給	公共職業安定所、都道府県労働局

<その他>

制度	相談先
復旧・復興のための経営相談	中小企業基盤整備機構、商工会、商工会議所

(出典：愛知県「被災者生活再建・産業再建支援マニュアル」)

(2) 事業再建の支援

○概要

工場や店舗等の事業所が極めて激甚な被害を受けた場合、国や県の動向を見極めながら、事業再建に向け必要な支援策を行う。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
公設市場の復旧等に向けた検討	事業所等被害状況調査後～	経済局	・被災状況を見極めつつ、施設の復旧に努めるとともに、補修等の検討を行う。
必要な商店街支援策の検討	事業所等被害状況調査後～	経済局	・事業所等被害状況調査の状況を踏まえ、国や県の動向も見極めながら、必要な商店街支援策を検討する。
事業用地、民間賃貸工場・店舗等の情報収集と提供	事業所等被害状況調査後～	経済局	・国や県の動向を見極めながら、必要に応じて市内の事業用地、オフィスの状況等の情報収集に努め、ホームページ等を活用して被災事業者へ提供する。
受注機会の拡大支援	被災状況の把握後～	経済局	・災害の影響により、経営状況が悪化することが予想されることから、必要な受注機会拡大の支援を検討する。

○留意事項

- ・ 事業再建等に向けて一時的な事業スペースの確保を求めている被災事業者に対し、民間の貸工場・店舗等に関する情報の収集・提供が必要であるが、被災状況を踏まえた事業環境において、そのマッチングが課題となる。

○事前対策

- ・ 国・県関係団体との連携をはかる。

(参考) 東日本大震災後における経済復興の主な取り組み(仙台市)

年度	主な取り組み
H23	・「震災関連中小企業合同相談窓口」の設置 ・市内企業への「緊急ヒアリング調査」の実施 ・4つの柱(「中小企業等の事業再生支援」「交流人口の回復」「営農再開支援」「雇用の創出」)と16の集中経済施策の実施 ・復興特区制度に基づく「民間投資促進特区(ものづくり産業)」「民間投資促進特区(情報サービス関連産業)」の認定
H24	・「仙台経済ステップアッププラン2012」の策定 →市震災復興計画における仙台経済発展プロジェクトの本格的な展開 ・「東北ビジネスマッチングセンター」の開設
H25	・「仙台経済ステップアッププラン2013」の策定 →震災復興計画における仙台経済発展プロジェクトをさらに加速させ、復興後の市経済の輪郭を形成 ・復興特区制度に基づく「仙台港背後地交流推進特区」の認定 ・「仙台経済成長デザイン」の策定 →H25～29にかけての新たな成長に向けた戦略デザイン
H27	・「仙台市中小企業活性化条例」の施行 →市、企業者、中小企業振興団体等の役割の明確化 →中小企業活性化会議の設置

(出典：仙台市「仙台市復興五年記録誌」を基に作成)



中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業により中心市街地に整備した共同店舗
【陸前高田市】

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金(商業施設等復興整備補助事業(民設商業施設整備型))により中心市街地に整備した大型商業施設
【陸前高田市】



(3) 観光振興

○概要

観光産業の復旧を促進し、業界全体の復興機運を盛り上げるために、都市イメージの回復に向けた情報発信を図る。また、市外での観光 PR イベントやコンベンション等により観光客を誘致する取り組みを行う。

○取り組み手順

具体的行動	実施時期	所管	内容
観光資源の復旧・復興	随時	関係各局	・被災による経済の落ち込みを食い止めるため、観光機能や資源、施設等については、被災状況を勘案し、迅速に復旧・復興を進める。
観光客の誘致・都市イメージ回復のための情報発信	随時	観光文化交流局	・震災に起因した風評による観光需要の落ち込みが懸念される場合は、震災に関する正確な情報を収集して観光関係機関に提供するとともに、通常通り営業や活動が行われている観光施設等について積極的な情報発信に、観光関係機関並びにマスメディアと連携して取り組む。
復興イベント等の実施	随時	関係各局	・集客イベントの早期再開に向けた支援を行う。 ・地域の観光資源を活かした復興イベントを開催する等の取り組みを進める。

○留意事項

- ・ 主要な観光施設等が被災した場合、観光客の受け入れ態勢が脆弱化するとともに、風評被害により客足が遠退いてしまうことが想定されるため、観光施設等の早期復興と都市イメージ回復のための情報発信等が必要である。
- ・ 日本を訪れる外国人観光客が増加する中、災害の発生により本市を訪れる外国人観光客が一時的に減少する可能性がある。被災した地域の安全が確保された後、安全性や魅力を海外に向けて積極的に PR し、外国人観光客を誘致する必要がある。

各地の夏祭りを一同に集めた東北六魂祭

【仙台市】

(出典：仙台市 Web サイト)



被災地に訪れる観光客向けに整備した
無料駐車場と物販販売等の店舗
【陸前高田市】



序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

被災者支援策一覧表（災害救助法が適用される場合）

令和2年4月1日現在

事 項		内 容	取扱い窓口	本庁担当課
市税の減免	個人市民税	床上浸水などにより、住宅又は家財について損害を受けた方で、原則として災害を受けた日の属する年度において、税額算定の根拠となった合計所得金額が1,000万円以下の方を対象として、普通徴収の方は被災日以後に到来する納期限にかかる納付額、給与からの特別徴収の方は被災日の翌々月以降の月割額、公的年金からの特別徴収の方は被災日の属する月以降の支払回数割額について、その損害の程度に応じて1割2分5厘～10割を減免	市税事務所市民税課並びに市税事務所、出張所、区役所及び支所の税務窓口	財政局市民税課 ☎972-2352・2353
	軽自動車税	賦課期日（4月1日）から納期限（5月31日）の間に災害により滅失し、又は損壊したため使用することができなくなった軽自動車等について、その軽自動車税の全額を減免	金山市税事務所徴収課並びに市税事務所、出張所、区役所及び支所の税務窓口	財政局市民税課 ☎972-2355
	事業所税	災害により被害を受け、事業を行うことができなかった施設に係る事業所税の資産割額について、その期間に応じて減免	栄市税事務所市民税課並びに市税事務所、出張所、区役所及び支所の税務窓口	財政局市民税課 ☎972-2355
	固定資産税 都市計画税	床上浸水などにより、家屋などの固定資産について損害を受けた方は、原則として災害を受けた日の属する年度において、災害の日以後に到来する納期限に係るすべての納期の納付額について、罹災証明書が発行されている場合は罹災証明書の発行にあたり判定された被害の程度に応じて6割～10割を減免。それ以外の場合はその損害割合に応じて4割～10割を減免	市税事務所固定資産税課並びに市税事務所、出張所、区役所及び支所の税務窓口	財政局固定資産税課 ☎972-2342～2345
応急仮設住宅の供給		【対象者】住宅が全壊等し、居住する住家がなく、自らの資力では住家を得ることができない者		住宅都市局住宅企画課 ☎972-2942
住宅の応急修理		【対象者】住宅が半壊等し、居住のために必要な最小限の部分も失い、自らの資力により修理を行い、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者 【修理箇所】台所、トイレ、居室、屋根等の日常生活に最低限必要な応急修理に限る 【期間】災害発生の日から1ヶ月以内	区役所（総務課）	住宅都市局住宅企画課 ☎972-2942
住宅内障害物の除去		【対象者】居室、炊事場、玄関等に障害物が流入しているため、一時的に居住できない状態であり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者 【除去箇所】玄関、台所、トイレ、居室の障害物除去に限定 【期間】災害発生の日から10日以内	区役所（総務課）	住宅都市局住宅企画課 ☎972-2942
建築確認申請等手数料の免除		【名古屋市長建築基準法施行条例第19条に基づき市長が認めた場合】 1 免除の対象 次のすべてに該当するもの (1) 集中豪雨により、建築物又は工作物に被害を受けた方 (2) 被災した日から1年以内に2の申請を行う方 (3) 原則、従前と同じ用途のもので規模が従前の1.5倍までのものの建築等をされる方 2 免除となる手数料 (1) 建築確認申請手数料、中間検査申請手数料、完了検査申請手数料 (2) (1)以外の名古屋市長建築基準法施行条例に基づく手数料（許可、認定手数料等） (3) 開発行為許可申請等手数料 (4) 宅地造成工事許可申請手数料 3 必要書類 (1) 被災証明書（ただし、建築物又は工作物の被害に限る）の写し (2) 従前の建築物の用途・規模等が分かる図書	住宅都市局建築指導課 ☎972-2917	
被災建築物に対する指導・相談		被災を受けた建築物の復旧等に関する相談窓口の設置	住宅都市局建築指導課 ☎972-2919	
市営住宅の一時使用		1 対象者 市内に居住し、災害により住宅に困窮することとなった方 ※ただし、災害発生後原則として3ヶ月を経過しないものに限る。 2 使用期間 2ヶ月以内（無償） ※延長の場合あり（一部有償） 3 必要書類 ・区役所が交付する住民票 ・罹災証明書等	名古屋市住宅供給公社管理課 ☎523-3875	住宅都市局住宅管理課 ☎972-2953
災害復興住宅融資に係る相談窓口の設置		一定以上の被害を受けた住宅の補修等に関する独立行政法人住宅金融支援機構による融資に関する相談窓口の設置 ※相談業務は住宅金融機構東海支店が行う	独立行政法人住宅金融支援機構お客さまコールセンター ☎0120-086-353	住宅都市局建築安全推進課 ☎972-2935

事 項	内 容	取扱い窓口	本庁担当課									
応急危険度判定に関する問合せ窓口の設置	被災建築物応急危険度判定に関する問合せ窓口の設置		住宅都市局建築指導課 ☎972-2917									
中小企業関係融資 「小規模企業等振興資金」 (災害復旧資金)	名古屋市信用保証協会の信用保証を付けて、各取扱金融機関から融資を受ける制度 対 象 者：市内で事業を営んでいる被災中小企業者 限 度 額：5, 0 0 0万円 資金使途：災害復旧に必要な設備資金・運転資金 融資期間：設備資金7年以内、運転資金5年以内 融資利率：年1. 2%	中小企業振興課 ☎735-2100										
災害見舞金の贈呈	居住する住家に床上浸水以上の被害にあわれた方に贈呈 (単身世帯) (2人以上世帯) ・全壊 70,000円 90,000円 ・半壊 50,000円 70,000円 ・床上浸水 30,000円 50,000円	区役所 (総務課)	健康福祉局監査課 ☎972-2510									
	(8月末豪雨の際は要領を制定し実施) 工場・店舗等の事業者の方で、次のいずれかに該当する方に贈呈。一事業者あたり50,000円 ・建物に2割以上の被害を受けられた方 ・概ね50cm以上の浸水があり、機械等の設備又は商品等に2割以上の被害を受けられた方											
災害援護資金の貸付	・住居の減失350万円 ・全壊250万円 ・半壊170万円 ・家財の1/3以上の被害150万円 ・利率 無利子 (保証人がない場合は年1% (据置期間は無利子)) ・償還期間 10年以内 ただし、世帯主の負傷がある場合は、別の額となる。また、所得制限あり	区役所 (民生子ども課)	健康福祉局監査課 ☎972-2510									
被災者生活再建支援金の支給 (被災者生活再建支援法)	一定の被害規模を上回る自然災害によりその居住する住家が全壊またはそれに準ずる被害を受けた場合に支援金を支給 <table><tr><td></td><td>(単身世帯)</td><td>(2人以上世帯)</td></tr><tr><td>・全壊、半壊解体・敷地被害解体、長期避難</td><td>500,000円</td><td>1,000,000円</td></tr><tr><td>・大規模半壊</td><td>375,000円</td><td>750,000円</td></tr></table> ※住家の再建方法に応じて加算支援金有		(単身世帯)	(2人以上世帯)	・全壊、半壊解体・敷地被害解体、長期避難	500,000円	1,000,000円	・大規模半壊	375,000円	750,000円	区役所 (総務課)	健康福祉局監査課 ☎972-2510
	(単身世帯)	(2人以上世帯)										
・全壊、半壊解体・敷地被害解体、長期避難	500,000円	1,000,000円										
・大規模半壊	375,000円	750,000円										
生活福祉資金の貸付 (福祉費)	・福祉費 (災害を受けたことにより臨時に必要な経費) 災害援護資金との重複支給不可 ・貸付上限額の目安 150万円 ・対象：低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯 (日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。) ・利率 連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1.5% (据置期間は無利子) ・償還期間 7年以内 (据置期間6月以内) ※貸付には各種要件があります。	区社会福祉協議会	健康福祉局地域ケア推進課 ☎972-2548									
生活福祉資金の貸付 (緊急小口資金)	・貸付金 10万円以内 ・対象：低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯 (日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。) ・利率 無利子 ・償還期間 12月以内 (据置期間2月以内) ※貸付には各種要件があります。	区社会福祉協議会	健康福祉局地域ケア推進課 ☎972-2548									
介護保険料の減免	・全壊 (流失) 保険料の全額を6月以内免除 ・半壊 (床上浸水) 保険料の半額を6月以内減額	区役所 (福祉課) 支所 (区民福祉課)	健康福祉局介護保険課 ☎972-2595									
介護保険利用料の減免	・全壊 (流失) 利用料の全額を6月以内免除 ・半壊 (床上浸水) 利用料の半額を6月以内減額	区役所 (福祉課) 支所 (区民福祉課)	健康福祉局介護保険課 ☎972-2594									
国民健康保険料の減免	・全壊 (流失) 保険料の全額を6月以内免除 ・半壊 (床上浸水) 保険料の半額を6月以内減額	区役所 (保険年金課) 支所 (区民福祉課)	健康福祉局保険年金課 ☎972-2569									
国民健康保険被保険者にかかる医療費の一部負担金の減免又は徴収猶予	医療費の支払が困難な場合に、一部負担金を3月以内減免又は6月以内徴収猶予される場合あり (収入要件あり)	区役所 (保険年金課) 支所 (区民福祉課)	健康福祉局保険年金課 ☎972-2567									
後期高齢者医療保険料の減免	・全壊 (流失) 保険料の全額を12月以内免除 ・半壊 (床上浸水) 保険料の半額を12月以内減額	区役所 (保険年金課) 支所 (区民福祉課)	健康福祉局医療福祉課 ☎972-2573									

事 項	内 容	取扱い窓口	本庁担当課
後期高齢者医療被保険者にかかる医療費の一部負担金の免除	・全壊、全焼、床上浸水 一部負担金を6ヶ月免除 ・半壊、半焼 一部負担金を3ヶ月免除 ただし、世帯主が市民税非課税若しくは市民税が减免されている場合又は生活保護法による要保護者である場合に限る。	区役所 (保険年金課) 支所 (区民福祉課)	健康福祉局医療福祉課 ☎972-2573
国民年金保険料の免除	保険料を納付することが著しく困難な場合に保険料を免除される場合あり (被保険者・世帯主・配偶者又はその世帯員が所有する住宅・家財その他財産につき、被害金額がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合、免除制度について特例あり)	区役所 (保険年金課) 支所 (区民福祉課)	健康福祉局保険年金課 ☎972-2565
障害者総合支援法による障害福祉サービスの利用料の減免	・全壊（流失） 利用料の全額を6月以内免除 ・半壊（床上浸水）利用料の半額を6月以内減額	区役所 (福祉課) 支所 (区民福祉課) 区保健センター (保健予防課)	健康福祉局障害者支援課 ☎972-2639
地域生活支援事業（移動支援、デイサービス型地域活動支援、日中一時受入）の利用料の減免	・全壊（流失） 利用料の全額を6月以内免除 ・半壊（床上浸水）利用料の半額を6月以内減額	区役所 (福祉課) 支所 (区民福祉課)	健康福祉局障害者支援課 ☎972-2639
自立支援医療（精神通院）の自己負担額の減免	世帯の所得が大幅に減少する（見込みを含む）場合、所得状況に応じた所得区分を適用するなど、自己負担額が減免される場合あり	区保健センター (保健予防課)	健康福祉局障害企画課 ☎972-2533
自立支援医療（更生医療）の自己負担額の減免	世帯の所得が大幅に減少する（見込みを含む）場合、所得状況に応じた所得区分を適用するなど、自己負担額が減免される場合あり	区役所 (福祉課) 支所 (区民福祉課)	健康福祉局障害企画課 ☎972-2587
補装具費の減免	世帯の所得が大幅に減少する（見込みを含む）場合、所得制限の取扱いの特例や負担上限月額適用など、自己負担額が減免される場合あり	区役所 (福祉課) 支所 (区民福祉課)	健康福祉局障害企画課 ☎972-2585・☎972-2587
社会福祉施設施設徴収金の減免	養護老人ホーム等の自己負担金の減免あり	区役所 (福祉課) 支所 (区民福祉課)	健康福祉局介護保険課 ☎972-2592
名古屋市特定疾患医療給付事業の患者一部自己負担額の減免	世帯の生計中心者が個人市民税の減免を受けた場合に、患者一部自己負担額が減免される場合あり	区保健センター (保健予防課)	健康福祉局健康増進課 ☎972-2632
愛知県特定疾患医療給付事業の患者一部自己負担額の減免	世帯の生計中心者の所得が大幅に減少する（見込みを含む）場合に、患者一部自己負担額が減免される場合あり	区保健センター (保健予防課)	健康福祉局健康増進課 ☎972-2632
名古屋市特定医療費支給認定事業の患者一部自己負担額の減免	世帯の生計中心者の所得が大幅に減少する（見込みを含む）場合に、患者一部自己負担額が減免される場合あり	区保健センター (保健予防課)	健康福祉局健康増進課 ☎972-2632
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における公費負担医療受給者の自己負担限度額の減免	世帯の所得が大幅に減少する（見込みを含む）場合、患者自己負担限度額が減免される場合あり		健康福祉局感染症対策室 ☎972-2631
愛知県B型・C型肝炎患者医療給付事業における公費負担医療受給者の自己負担限度額の減免	世帯の所得が大幅に減少する（見込みを含む）場合、患者自己負担限度額が減免される場合あり		健康福祉局感染症対策室 ☎972-2631
保育料等の減免	保育料、児童福祉施設徴収金、児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援の利用料の減免あり	区役所 (民生子ども課・福祉課) 支所 (区民福祉課)	保育料：子ども青少年局保育企画室 ☎972-2528 児童施設徴収金・障害児通所・入所支援利用者負担：子ども青少年局子ども福祉課 ☎972-2519・2520

事 項	内 容	取扱い窓口	本庁担当課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	住宅資金の貸付限度額の増 現在住んでいる住宅を補修するために必要な資金で、 <u>住宅の半壊・全壊、土砂くずれ</u> <u>など特に必要な場合は200万円を限度に貸付を行う。</u> また、現在貸付を受けている方で支払期限に償還困難の場合、支払いが猶予される。	区役所 (民生子ども課) 支所 (区民福祉課)	子ども青少年局子ども未来 企画室 ☎972-2522
心身障害者扶養共済掛金の減免	・全壊、全焼、流失 掛金の30%を6ヶ月減免 ・半壊、半焼、床上浸水 掛金の30%を3ヶ月減免	区役所 (福祉課) 支所 (区民福祉課)	健康福祉局障害企画課 ☎972-2585
特別障害者手当等の所得制限の特例	住宅、家財等につきその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、所得制限の取扱いについて特例あり	区役所 (福祉課) 支所 (区民福祉課)	健康福祉局障害企画課 ☎972-2585
児童扶養手当の所得制限の特例	住宅、家財等につきその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、所得制限の取扱いについて特例あり	区役所 (民生子ども課)	子ども青少年局子ども未来 企画室 ☎972-2522
消毒薬剤の配布	・床上浸水 逆性石けん液500ml又はクレゾール石けん液500mlを希望する世帯に配布 ・床下浸水 逆性石けん液500ml又はクレゾール石けん液100mlを希望する世帯に配布	各区の保健センター (健康安全課、保健管理課)	健康福祉局環境薬務課 ☎972-2644
保健センターにおける手数料の免除	1 営業所、製造所等の施設等が被害を受け、事業継続のための復旧整備に伴い、改めて許可申請、登録申請、検査等を要する手数料について全額を免除 2 次に掲げる証明書を喪失したものに係る手数料の免除 ・各種許可検査等に係る証明手数料・薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等販売賃貸業許可証再交付手数料・医薬品製造販売業許可証再交付手数料・医薬品製造業許可証再交付手数料、毒物劇物販売業登録票再交付手数料等 3 診療所開設許可証明書及び助産所開設許可書を喪失したものに係る証明手数料 4 犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票を喪失したものに係る手数料の免除 ・犬の鑑札の再交付手数料・狂犬病予防注射済票再交付手数料	区保健センター	健康福祉局 保健医療課 ☎972-2624 環境薬務課 ☎972-2642 食品衛生課 ☎972-2646
学用品の給与	床上浸水以上の被害により、学用品を失い、又は損傷して就学に支障のある市立小・中・高等・特別支援学校の児童生徒に対して、文房具、通学用品を給与。	各学校	教育委員会事務局学事課 ☎972-3217
就学援助	床上浸水以上の被害を受け、かつ学用品・給食費等の費用の負担にお困りの市立小中学校の児童生徒に対して実施。	各学校	教育委員会事務局学事課 ☎972-3217
市立幼稚園授業料等の減免	床上浸水以上の被害を受け、かつ学費の支弁が困難な市立幼稚園園児の入学料を免除及び授業料を被害の状況に応じ半額又は全額減免	各市立幼稚園	教育委員会事務局学事課 ☎972-3385
市立高等学校授業料等の免除	床上浸水以上の被害を受け、かつ学費の支弁が困難な市立高等学校学生の入学料を免除及び授業料を被害の状況に応じ半額又は全額減免	各市立高等学校	教育委員会事務局学事課 ☎972-3385
教科書の給与	床上浸水以上の被害により、滅失又はき損した市立小・中・高等・特別支援学校用の教科書を給与	各学校	教育委員会事務局指導室 ☎972-3236
市立大学授業料及び入学料の減免	<u>風水害により次の事由に該当し、納付が困難である場合に、授業料(半期)及び入学料の全額又は一部減免</u> ・床上浸水以上の被害を受けた場合 ・生計維持者が生死不明等になり世帯収入が減少した場合	市立大学学生課 入試係 ☎853-8020 学生支援係 ☎872-5042	
市立中央看護専門学校授業料の減免	入学後、かつ授業料の納期限前6月以内に学資負担者が風水害その他の災害を受け、授業料の納付が著しく困難と認められる者 ・各学期ごとの授業料の全額または2分の1の額を免除 (ただし、学業優秀で、卒業後、名古屋市内の医療機関に就職することを確約できる者とする。)	中央看護専門学校	健康福祉局保健医療課 ☎972-2623
上下水道料金の減額	床上浸水世帯又は事業所に対して、被害を受けた日以降の最初の検針水量から、5立方メートルまたは前年同期の使用水量との差水量の80%、いずれか多い方を控除し、料金を減額する	各営業所 お客さま受付センター ☎884-5959	上下水道局営業部料金課 ☎972-3639

事 項	内 容	取扱い窓口	本庁担当課
農林漁業関係融資	被害を受けた農林漁業者又はその団体に対し、資金（農業関係）を融資	農林漁業金融公庫 東海支店 ☎582-0747	緑政土木局都市農業課 ☎972-2499
災害ボランティアセンターの設置	市本部においては、災害発生後、スポーツ市民局と健康福祉局で市ボランティア班を編成し、市社会福祉協議会の協力を得て市災害ボランティアセンター（以下「市センター」という。）を設置する。市センターではボランティアの総合案内や関係者との連絡調整、資器材・物資の調達等を行う。 区本部においては、区本部総務班の中からボランティア担当を選任し、市・区社会福祉協議会の協力を得て、区災害ボランティアセンター（以下「区センター」という。）を設置する。区センターでは被災者のボランティアニーズの収集およびボランティアの派遣等を実施。	市社会福祉協議会 及び区社会福祉協議会	スポーツ市民局市民活動推進センター ☎228-8039 スポーツ市民局地域振興課 ☎972-3130 スポーツ市民局地域安全推進課 ☎972-3124 健康福祉局地域ケア推進課 ☎972-2547
災害ごみ等の処理について	・粗大ごみなど有料収集対象のごみであっても災害によって生じた家庭系ごみは無料で収集（一部は災害救助法の適用対象） ・災害ごみ等の処理についての相談を環境事業所で受付 ・災害ごみ等を処理施設へ自己搬入する場合には手数料の減免制度有り	各区環境事業所	環境局作業課 ☎972-2394
義援金の受け入れ	義援金を受け入れるための専用口座を開設するとともに、市役所及び区役所においても受付を行う。		会計室出納課 ☎972-3003

名古屋市災害復興マニュアル

編集 名古屋市総務局企画部企画課

名古屋市防災危機管理局危機管理企画室

〒460-8508 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 052-972-2214

FAX 052-972-4418
